

第4次 広島県廃棄物処理計画

～循環型社会と低炭素社会の一体的実現に向けて～
(平成28～32年度)

平成28年3月

 広島県

目 次

第1章 計画の策定

1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 目指すべき循環型社会の姿	3
4 計画の対象	4
5 計画の期間	4
6 廃棄物処理計画と市町計画との関係	4

第2章 廃棄物処理の現状

第1節 一般廃棄物	5
1 ごみの現状	5
(1) ごみの排出状況	5
(2) ごみの処理状況	8
(3) ごみの再生利用等の状況	8
(4) ごみの最終処分の状況	9
(5) ごみ処理経費の状況	10
(6) ごみ処理施設の整備状況	10
(7) 不法投棄の状況	12
2 汚水処理	13
(1) 汚水処理の状況	13
(2) し尿等の排出状況	14
(3) し尿等の処理状況	15
(4) し尿処理施設の整備状況	15
(5) 浄化槽の整備状況	15
(6) 浄化槽の法定検査の受検状況	16
第2節 産業廃棄物	17
1 排出量等の推移	17
2 排出の状況	18
3 再生利用の状況	18
4 最終処分の状況	20
5 最終処分場の施設数及び残余容量の推移	20
6 不法投棄の状況	21
7 産業廃棄物の広域移動の状況	22
(1) 県外産業廃棄物の県内への搬入状況	22
(2) 県内産業廃棄物の県外への搬出状況	22

第3章 第3次計画の評価

第1節 減量化目標の達成状況	23
1 一般廃棄物（ごみ）	23
（1）排出量	23
（2）再生利用量	23
（3）最終処分量	23
2 産業廃棄物	24
（1）排出量	24
（2）再生利用量	24
（3）最終処分量	24
第2節 施策の実績・効果	25
1 循環型社会の実現に関する施策	25
（1）リサイクルの推進	25
（2）リサイクル産業の集積・育成	26
（3）環境意識の向上及び自主的行動の推進	26
（4）県の率先した取組	26
2 一般廃棄物に関する施策	27
（1）排出抑制及び減量化	27
（2）適正処理対策の推進	28
（3）処理施設の確保	28
（4）生活排水対策（し尿等）の推進	29
（5）災害廃棄物対策の推進	29
3 産業廃棄物に関する施策	30
（1）排出抑制及び減量化	30
（2）適正処理対策の推進	30
（3）処理施設の確保・維持管理等	30
4 不法投棄防止対策	31
（1）不法投棄監視体制の強化	31
（2）不法投棄情報の収集	31
（3）地区不法投棄等防止連絡協議会の活動強化	31
（4）市町と県の連携	31
（5）市町の不法投棄防止対策に対する支援	31
第3節 産業廃棄物埋立税の導入効果	32
1 産業廃棄物埋立税の概要	32
2 税収を活用した積極的な事業展開（平成25年度から平成27年度）	32
（1）リサイクルの推進	32
（2）廃棄物対策の推進	32

(3) 啓発活動	33
3 産業廃棄物埋立税の導入効果	33
(1) 県内処分場における最終処分量の推移	34
(2) 全国との比較	34
(3) 産業廃棄物埋立税から見た処分量と生産活動との比較	35
(4) まとめ	35

第4章 廃棄物処理の課題

第1節 循環型社会の実現	36
1 2R（リデュース、リユース）の推進	36
2 リサイクルの推進	36
3 低炭素社会の実現に向けた取組	37
4 地域循環圏形成の推進	37
5 環境意識の向上及び自主的行動の推進	37
6 県の率先した取組	37
第2節 一般廃棄物	38
1 排出抑制及び減量化	38
2 適正処理対策の推進	38
3 処理施設の確保・維持管理等	38
4 災害廃棄物対策の推進	39
5 生活排水対策（し尿等）の推進	39
第3節 産業廃棄物	40
1 排出抑制及び減量化	40
2 適正処理対策の推進	40
3 処理施設の確保・維持管理等	41
第4節 不法投棄防止対策	41

第5章 減量化目標の設定

第1節 一般廃棄物（ごみ）	42
1 将来推計	42
2 減量化目標	43
3 減量化目標の設定の考え方	44
(1) 排出量	44
(2) 再生利用量	44
(3) 最終処分量	44
第2節 産業廃棄物	45
1 将来推計	45

2 減量化目標	4 5
3 減量化目標の設定の考え方	4 6
(1) 排出量	4 6
(2) 再生利用量	4 6
(3) 最終処分量	4 6

第6章 施策の展開

1 施策展開の視点	4 7
2 施策の体系	4 8
第1節 資源循環を基本とした社会づくり	4 9
1 一般廃棄物の排出抑制, 再使用, 再生利用の推進	4 9
(1) 生活系ごみの減量化の推進【重点取組】	4 9
(2) 事業系ごみの減量化の推進【重点取組】	4 9
(3) 2 R (リデュース, リユース) の推進	4 9
(4) ごみ処理施設における展開検査の推進	5 0
(5) 分別排出の徹底の推進	5 0
(6) ごみ処理に係る手数料の適正化の推進	5 0
2 産業廃棄物の排出抑制及び減量化の推進	5 0
(1) 産業廃棄物の排出抑制, 減量化等の啓発・支援	5 0
(2) 多量排出事業者における減量化計画の策定指導	5 0
(3) 産業廃棄物埋立税制度の活用	5 1
3 質の高いリサイクルの推進	5 1
(1) リサイクル製品の使用促進	5 1
(2) リサイクル技術研究開発・施設整備の促進	5 1
(3) 建設廃棄物のリサイクルの推進	5 1
(4) 農業系廃棄物, 下水汚泥のリサイクルの推進	5 1
(5) 各種リサイクル法の推進	5 2
(6) リサイクル産業創出に係る人材育成	5 2
4 地域循環圏での有用資源の回収体制の確保	5 3
(1) 使用済小型電子機器等のリサイクルの推進	5 3
(2) 食品リサイクルループの推進	5 3
(3) 多様な資源循環ルートの活用による古紙類の再生利用の推進	5 3
5 低炭素社会への取組の推進	5 4
(1) ごみ焼却施設等における高効率発電の導入促進【重点取組】	5 4
(2) 福山リサイクル発電事業の推進	5 4
(3) 未利用廃棄物のエネルギー利用の推進【重点取組】	5 5
(4) 廃プラスチック類・木くずの燃料化による有効利用の推進	5 5

6	リサイクル産業の集積・育成	55
第2節	適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり	56
1	将来を見据えた市町連携による廃棄物処理体制の推進【重点取組】	56
(1)	市町の一般廃棄物処理コスト分析等の推進	56
(2)	一般廃棄物処理施設等の効率化の促進	56
(3)	安定的な一般廃棄物処理体制の確保	57
2	一般廃棄物の適正処理対策の推進	57
(1)	社会環境の変化に対応した処理体制の構築	57
(2)	適正処理の推進	58
(3)	違法な不用品回収業者の指導強化	58
(4)	家電4品目引取義務外品の回収体制の構築	58
3	産業廃棄物の適正処理対策の推進	59
(1)	排出事業者責任の遵守の徹底	59
(2)	監視指導の強化	59
(3)	マニフェスト制度による適正処理の推進【重点取組】	59
(4)	有害産業廃棄物の適正処理の推進【重点取組】	60
(5)	優良な産業廃棄物処理業者の育成【重点取組】	61
(6)	産業廃棄物の広域移動の監視	61
4	産業廃棄物処理施設の確保・維持管理等	61
(1)	処理施設の設置・運営に係る厳正な審査・指導	61
(2)	公共関与による安定的な処理体制の確保	61
(3)	地域住民との合意形成の推進	61
(4)	埋立終了した最終処分場及び処分場跡地の安全対策の推進	62
5	不法投棄防止対策の推進	62
(1)	不法投棄監視体制の強化	62
(2)	不法投棄情報の収集	62
(3)	地区不法投棄等防止連絡協議会の活動強化	62
(4)	市町と県の連携	62
(5)	市町の不法投棄防止対策に対する支援	64
6	災害廃棄物対策の推進【重点取組】	64
(1)	災害発生時における廃棄物処理体制の検討	65
(2)	市町による災害廃棄物処理計画策定の促進	65
(3)	広域的な相互協力体制の整備	65
7	海ごみ（海岸漂着物、漂流・海底ごみ）対策の推進【重点取組】	65
8	生活排水対策（し尿等）の推進	65
(1)	下水道等の整備の推進	65
(2)	浄化槽の整備の推進	65

(3) 浄化槽の適正な管理の推進	66
9 今後発生が想定される廃棄物への対応	67
(1) 太陽光発電設備の廃棄処分に係る対応	67
(2) 水銀環境汚染防止法施行に伴う廃金属水銀等への対応	67
第3節 環境に配慮した行動が広がる社会づくり	68
1 環境意識の向上及び自主的行動の推進	68
(1) 「ひろしま環境の日」「環境月間」「3R推進月間」等を通じた啓発の実施	68
(2) 市町との連携による普及啓発の推進	68
(3) 環境学習セミナー、講演会等の開催	68
(4) 学校等における環境学習・環境教育の推進	68
2 各主体の取組支援	68
(1) 自主的活動の取組支援	68
(2) 県の率先した取組	69
3 環境情報の提供	69
4 地域課題の解決に資する環境対策の推進	69

第7章 計画の推進

第1節 計画の推進体制及び進行管理	70
1 推進体制	70
2 進行管理	70
第2節 各主体の役割	73
1 県民の役割	73
2 排出事業者の役割	73
3 廃棄物処理業者の役割	73
4 関係団体の役割	74
5 市町の役割	74
6 県の役割	74

資料編

目次

1 一般廃棄物	78
2 産業廃棄	84
3 廃棄物部門における地球温暖化対策の状況（広島県地球温暖化防止計画からの抜粋）	87
4 循環型社会形成	88
5 第4次広島県廃棄物処理計画の策定の経緯	90
6 用語集	95

第1章 計画の策定

1 策定の趣旨

広島県では、「循環型社会¹と低炭素社会²の一体的実現」に向けた取組を、県民、事業者、NPO等の関係団体及び行政等の各主体が連携・協働して進めていくため、平成23年3月、「第3次広島県廃棄物処理計画」（以下「第3次計画」という。）を策定し、廃棄物の減量化や各種の廃棄物対策に取り組んできました。

その結果、産業廃棄物の排出量の削減等については、平成27年度の目標達成が見込まれるなど一定の成果がありました。一般廃棄物の排出抑制や減量化については、目標達成が困難な状況にあります。

本県でも4人に1人が65歳以上の高齢者となるなど、高齢化が進むとともに、単身世帯の増加やライフスタイルの変化に伴い、廃棄物の種類や排出形態も変わってきています。

そのほか、市町の広域合併後の廃棄物処理体制の変化やごみ処理施設の老朽化等を踏まえて、今後の廃棄物処理体制の確保に向けた取組を進めていく必要があります。

循環型社会の実現を目指すに当たっては、今後とも、廃棄物の減量化・リサイクルの推進や処理施設の確保、不法投棄をはじめとする廃棄物の不適正処理への対応などについてこれまでの取組を継続するとともに、社会環境の変化に伴う新たな課題への適切かつ柔軟な対応が求められています。

一方、地球規模では、人口増加や経済規模の拡大などによる資源供給の制約に加え、温室効果ガスがもたらす気候変動による日常生活や生態系への悪影響が深刻さを増すなどの状況にあるため、将来世代にも継承することができる持続可能な社会づくりをするためには、有用資源を循環利用することにより天然資源の消費が抑制された「循環型社会」の実現に向けた取組とともに、廃棄物のエネルギー利用など「低炭素社会」の構築に向けた取組も併せて進めることが重要です。

また、平成26年8月の広島市土砂災害など、近年、気象災害が全国で頻発しています。

これらの災害では、多量の災害廃棄物が発生し、災害廃棄物処理対策に関する様々な課題が明らかになっており、改めて「平素からの備え」の重要性が認識されたところです。

こうした気象災害の多発や、将来発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の大規模災害に対応するため、円滑かつ迅速に災害廃棄物の適正処理や再生利用ができる廃棄物処理体制の確立が重要となっています。

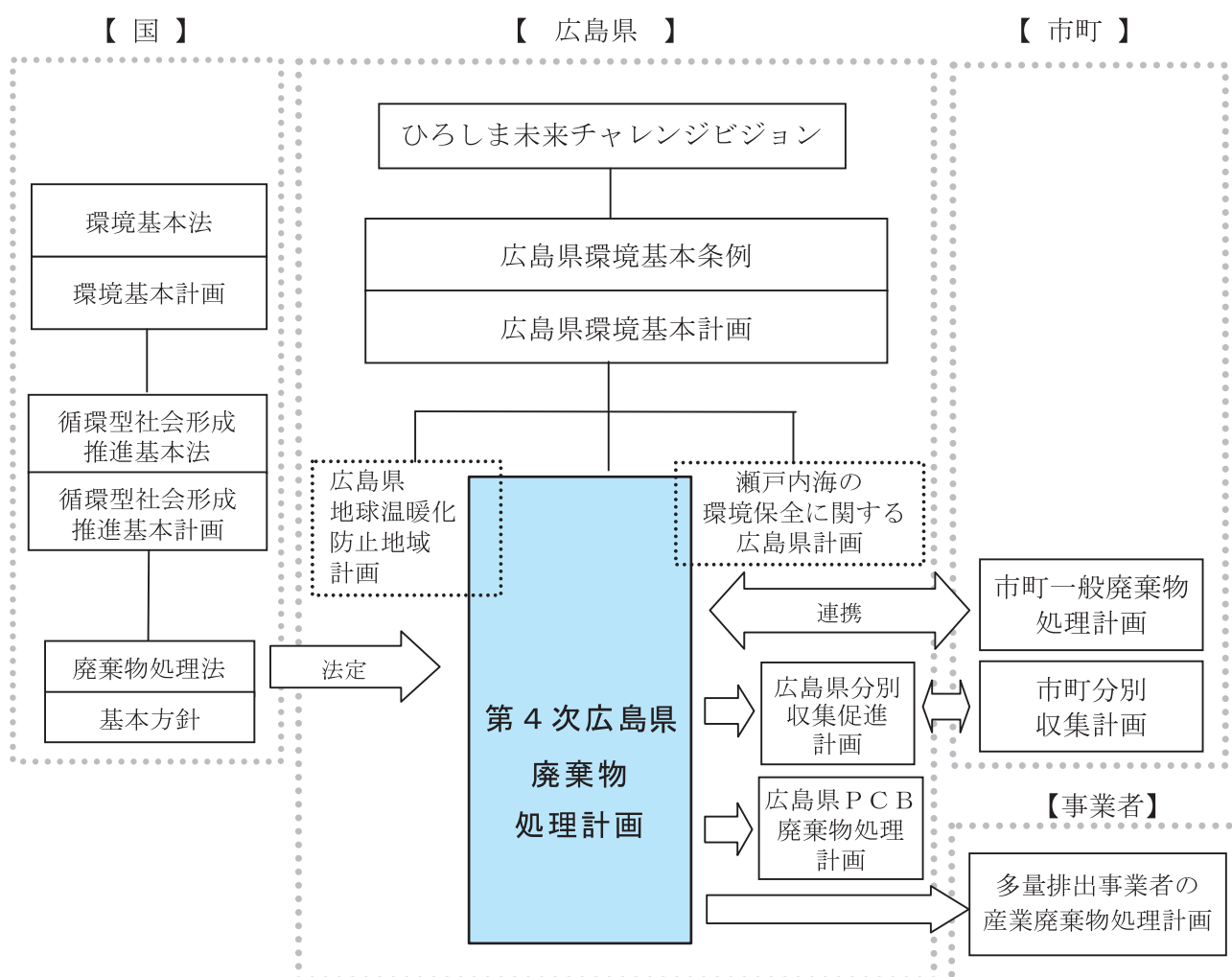
このように、廃棄物処理を取り巻く状況は年々変化しており、廃棄物の減量化・リサイクル、適正処理などを徹底し、循環型社会を実現させるためには、県民、事業者、NPO等の関係団体及び行政等の各主体が連携・協働して取り組むことによって相乗効果を発揮することが大切です。

こうした状況を踏まえ、第3次計画におけるこれまでの取組を評価した上で、関係法令の改正の動向や国の方針などを注視し、上位計画である広島県環境基本計画の下で循環型社会の実現に向けて更なる取組を進めるため、第4次広島県廃棄物処理計画（以下「第4次計画」という。）を策定しました。

1 循環型社会：大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念で「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」のこと。
2 低炭素社会：二酸化炭素等温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめる社会のこと。

2 計画の位置付け

- この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5の規定に基づく法定計画です。
- 廃棄物処理法第5条の2に基づく国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に即したものであり、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）や各種リサイクル法の趣旨を踏まえたものです。
- また、広島県環境基本計画に掲げた循環型社会の実現を図るための、本県の廃棄物対策の基本となる計画であり、県民・事業者・廃棄物処理業者・市町・県がそれぞれの役割を果たし、廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用及び適正処理を推進する指針とします。



3 目指すべき循環型社会の姿

○ 基本理念

循環型社会と低炭素社会の一体的実現

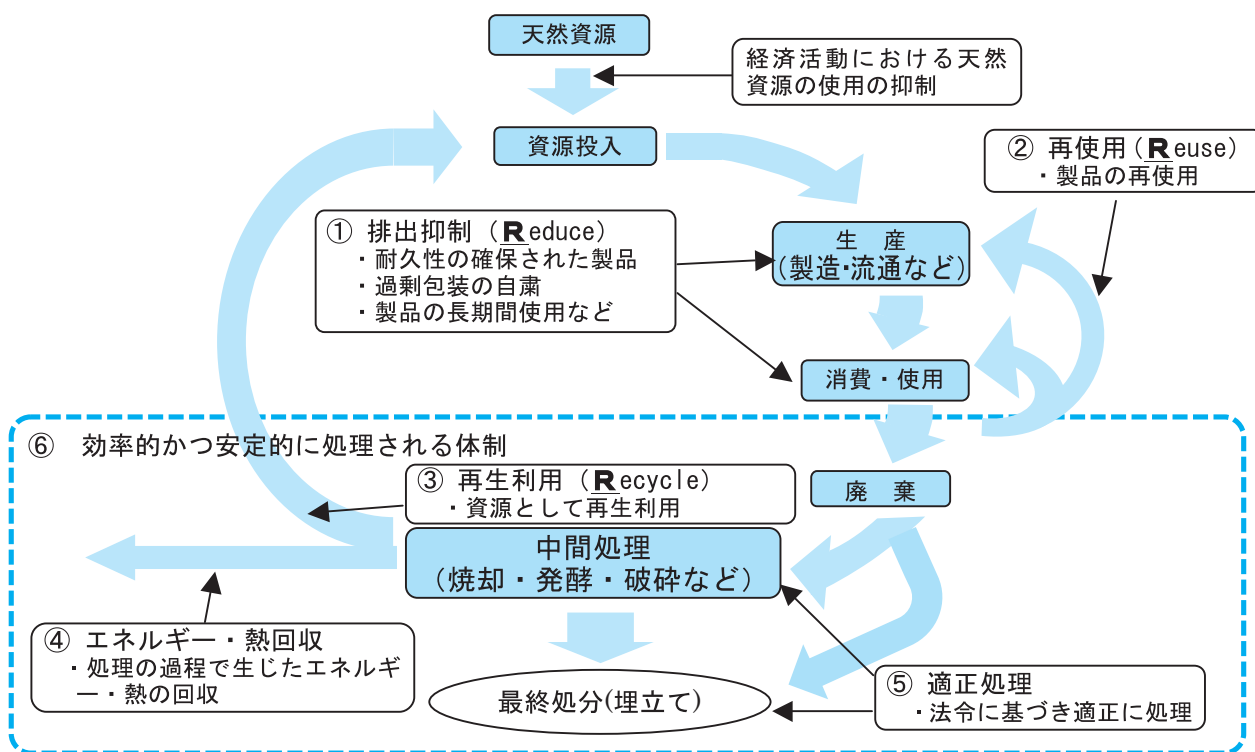
～効率的、安定的な廃棄物処理体制の構築を目指して～

○ 目指す姿

基本理念の実現に向け、次の優先順位で取り組み、廃棄物が、⑥効率的かつ安定的に処理される体制が構築されている。

- 1 廃棄物の発生を限りなく少なくするため、3 Rのうち2 R（①排出抑制、②再使用）を優先して進める。
- 2 排出された廃棄物を資源として③再生利用する。
- 3 再生利用できない廃棄物は、焼却等の中間処理の過程で生じた④エネルギー・熱回収を図る。
- 4 ⑤廃棄物は適正に処理した上で、最終処分（埋立て）を行う。

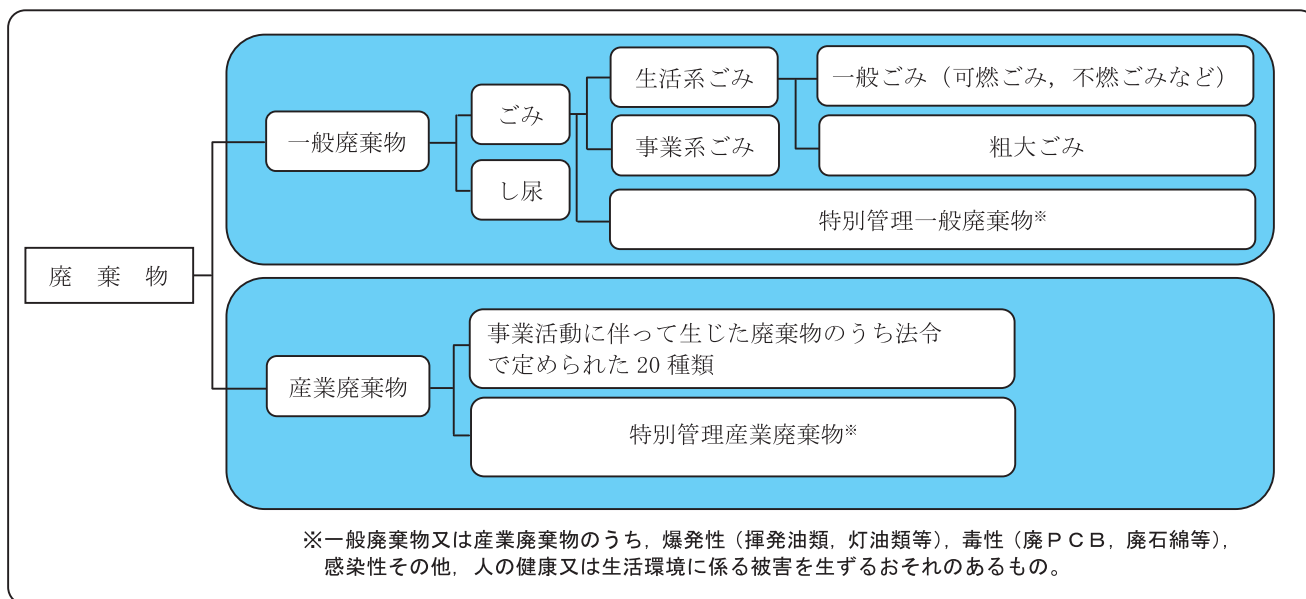
《目指す姿のイメージ》



※上の図は、目指すべき循環型社会において、天然資源が最終的に埋立処分等されるまでの、資源循環フローです。

4 計画の対象

この計画は、廃棄物処理法第2条に規定する廃棄物を対象とします。



5 計画の期間

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とし、平成32年度を目標年度とします。

6 廃棄物処理計画と市町計画との関係

- 市町は、廃棄物処理法により、区域内の一般廃棄物の減量に関し、住民の自主的な活動を促進するとともに、一般廃棄物を適正に処理するために必要な措置を講ずるよう努める責務を負っています。このため、市町は、一般廃棄物処理の基本となる一般廃棄物処理計画や、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づく分別収集計画を策定し、一般廃棄物の処理やリサイクルなどに取り組むこととされています。
- 県が策定する廃棄物処理計画は、市町がこうした取組を計画的・効果的に進めていくための基本的な方向を示すものです。

第2章 廃棄物処理の現状

第1節 一般廃棄物

1 ごみの現状

(1) ごみの排出状況

ごみの排出量は、平成22年度まで減少傾向にありましたが、それ以降は横ばい又はやや増加の状況にあります。

業態別では、生活系ごみは横ばい、事業系ごみはやや増加しています。また、種類別では、生活系ごみ、事業系ごみとも可燃ごみの割合が最も多く、全体排出量の約8割を占めており、増加傾向にあります。

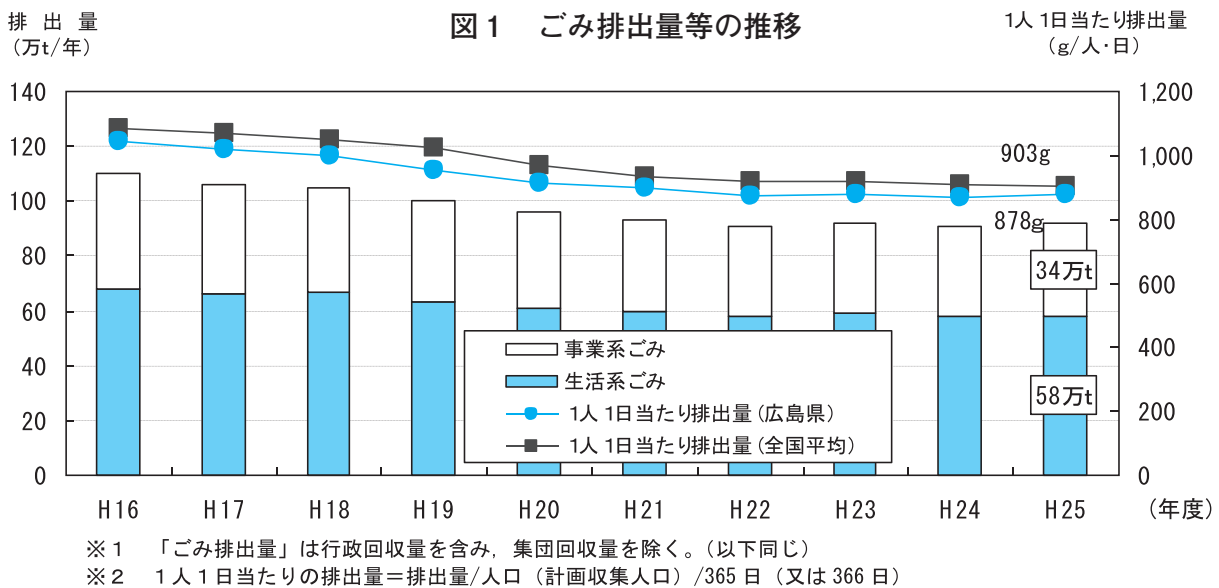


図2 生活系及び事業系ごみの種類とごみ排出量全体に占める可燃ごみの割合の推移

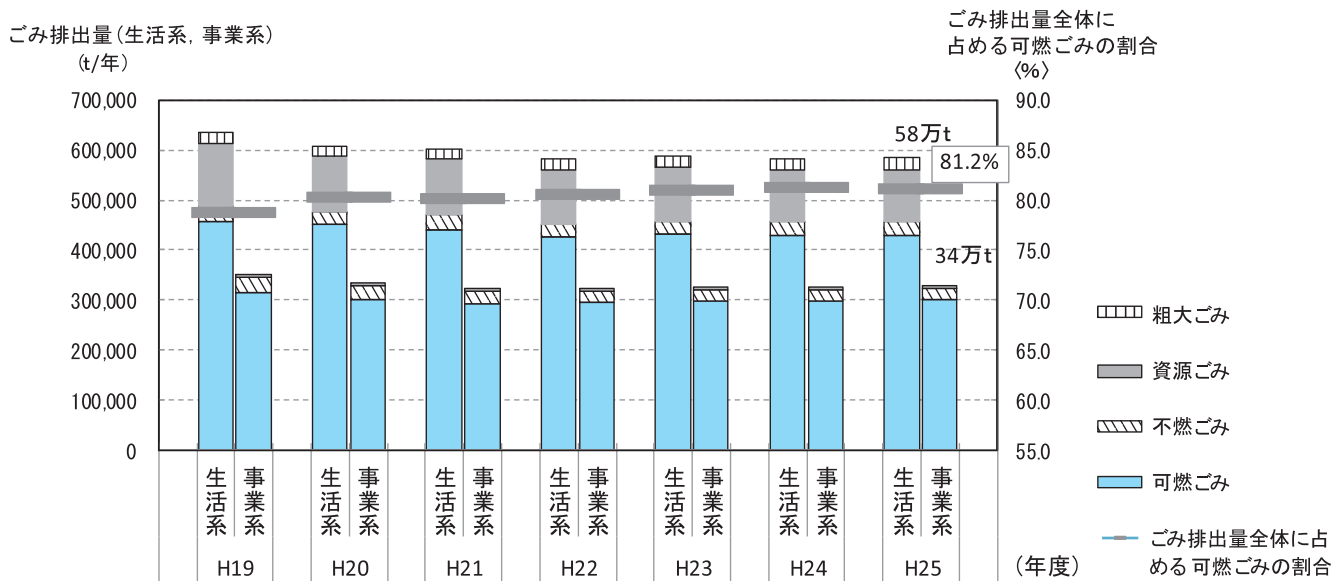
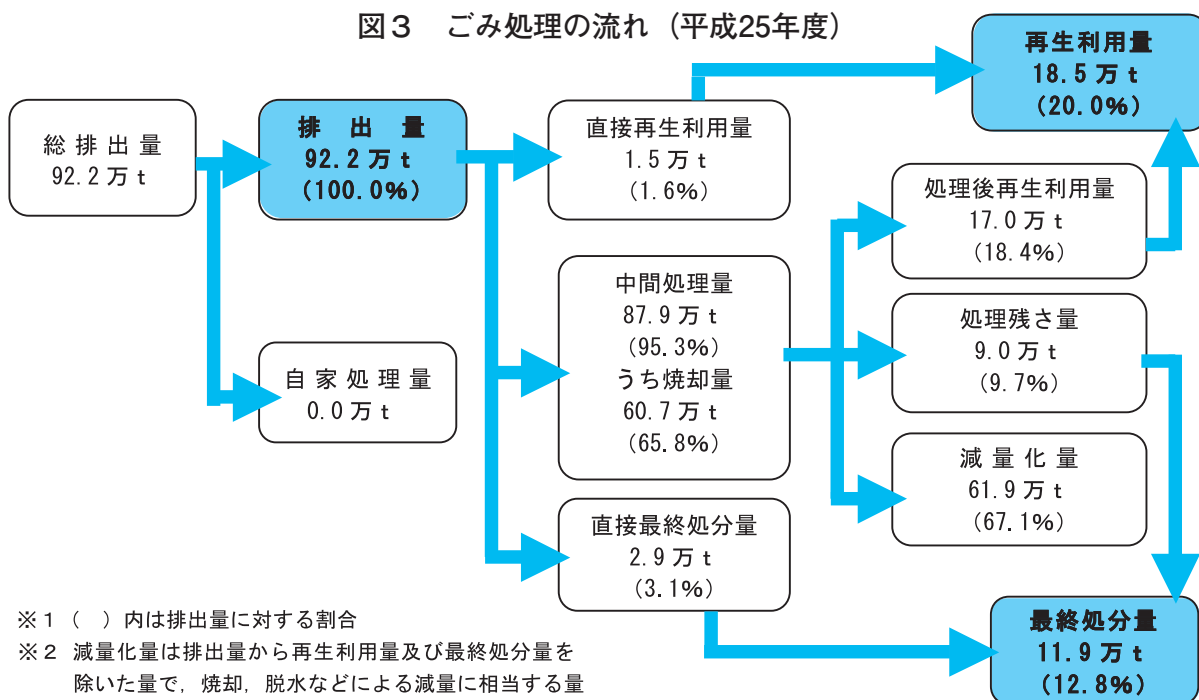


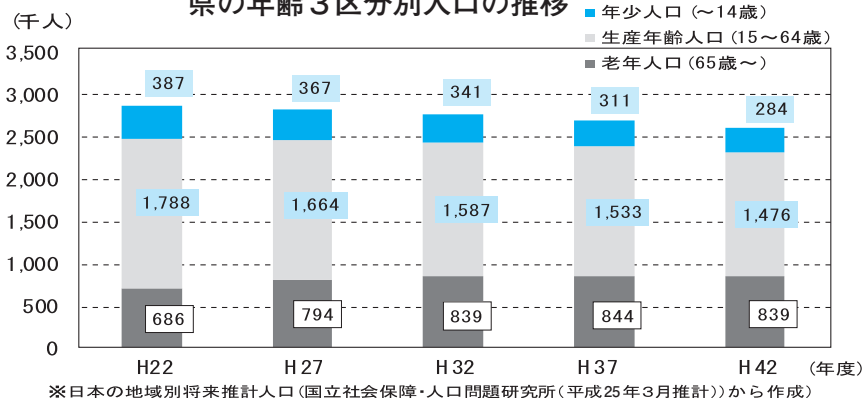
図3 ごみ処理の流れ（平成25年度）



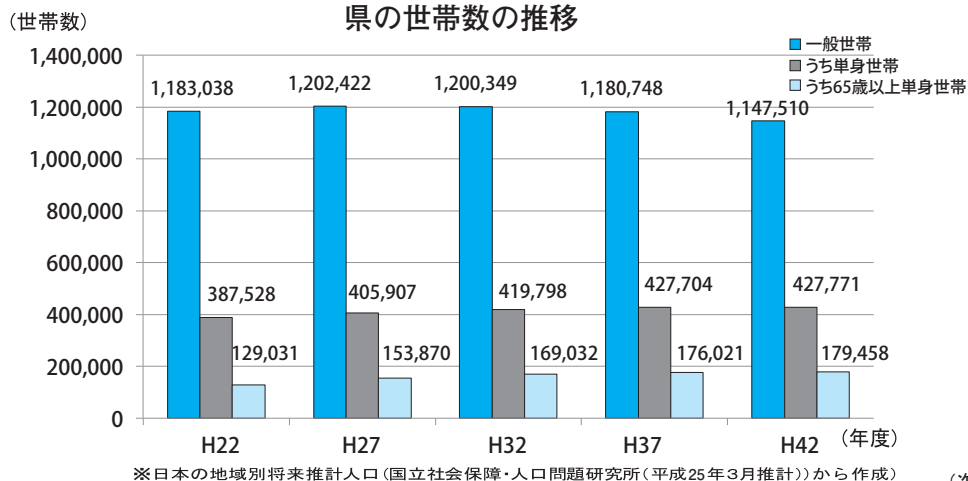
コラム ごみの排出状況の変化

全国で、少子高齢・人口減少社会が進みつつあり、国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となり、また、全世帯の約3割が単身世帯で、そのうちの3割が高齢者の一人暮らしとなっていますが、本県でも、その数が増加していくと考えられています。また、生活スタイルの変化などにより、排出される廃棄物の種類や排出形態も変わってきています。

県の年齢3区分別人口の推移



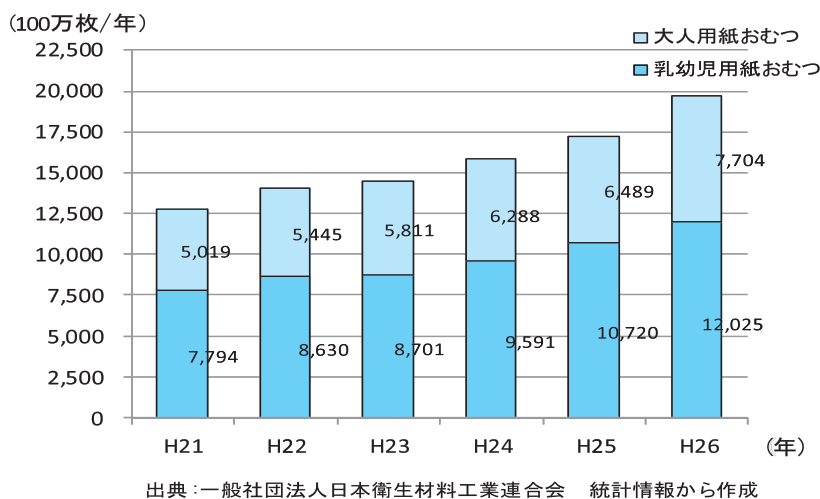
県の世帯数の推移



（次ページに続く）

例えば、単身世帯の増加や世帯当たりの人員の減と並行して、賃貸アパート・マンション戸数は年々増加傾向にあり、地域によっては、入居者の生活ごみが賃貸アパート・マンションの事業系一般廃棄物として処理されたり、以前は、自家処理されていた枯草等がごみ焼却場に搬入されたりするようになりました。また、病院・介護施設などで使用される紙おむつの排出量の増加や、高齢世帯の転出等により生じた空き家の片付けに伴い、家具類等が粗大ごみとして、まとめて排出されるといった状況なども増加してきています。

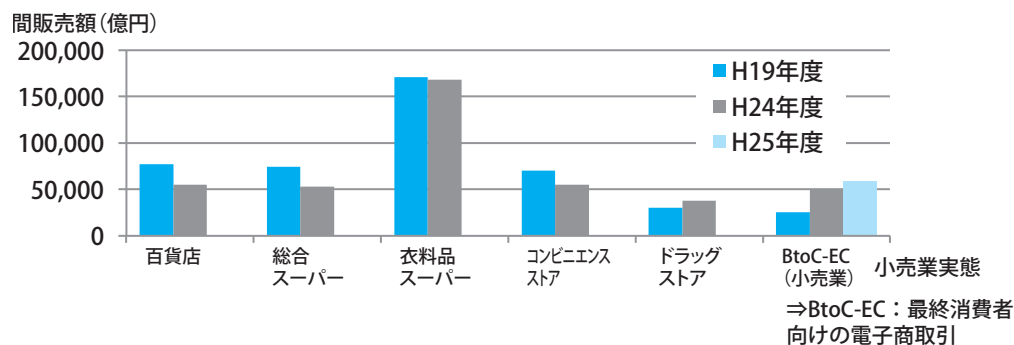
紙おむつ生産量の推移



一方、資源化量については、子供会や町内会の古紙類、びん・缶類等資源化物の集団回収の取組が減少することにより、集団回収量は減少傾向にあること、また、企業による店頭回収が増加していることにより、市町の処理量は減少しています。

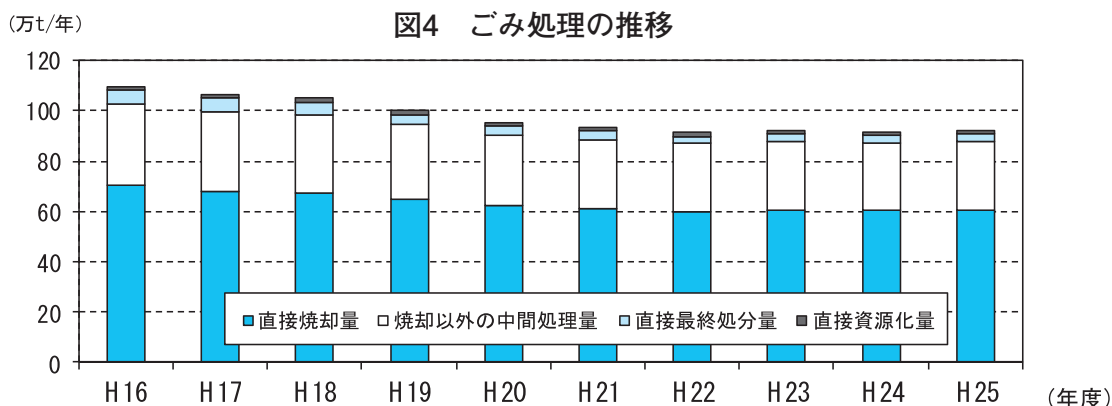
また、生活スタイルの変化についてみると、例えば、生活用品や食料品の購入について、多機能携帯電話、携帯端末の普及に伴い、インターネット販売利用者数が増加してきていることや、単身者、共働き世代、高齢者を中心に、大規模小売店やコンビニエンスストアなどでの惣菜・調理済み食品の利用が増大していることなどにより、以前に比べ、梱包・食品容器等のプラスチックごみなどが増加してきています。

小売業態別の年間販売額の推移



(2) ごみの処理状況

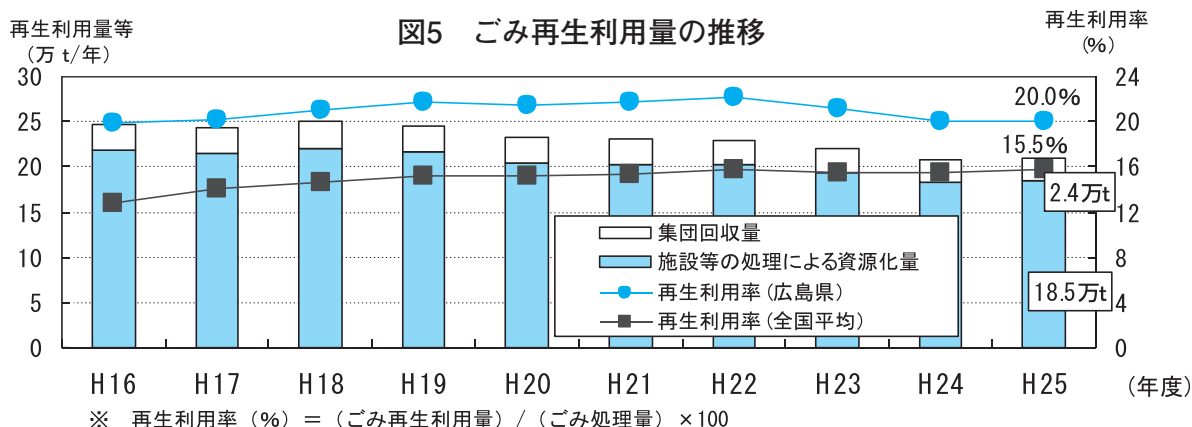
ごみ処理量は、ごみ排出量と同様に平成22年度まで減少傾向にありましたが、それ以降は横ばいとなっています。おおむね、ごみ排出量の変動に沿った推移となっています。



(3) ごみの再生利用等の状況

再生利用量¹は、容器包装廃棄物のリサイクル、ごみ固形燃料化施設の本格稼働により増加傾向にありましたが、平成18年度をピークに減少しています。

排出量の減少に伴い、粗大ごみ処理施設、資源化施設等による資源化量（灰溶融炉により溶融スラグとして資源化される焼却灰の量を含む。）が減少しているほか、店頭での古紙等の回収により市町が関与する集団回収量が減少しています。



ごみの再生利用の特徴として、平成16年4月から、県内9市町はごみからRDF（ごみ固形燃料）²を製造し、福山リサイクル発電㈱がRDFを処理して発電・灰溶融³して、灰溶融で生成された溶融スラグ⁴は有効利用されるなど、ごみの広域リサイクルが行われています。

また、一部の市町で、焼却灰・飛灰のセメント原料化、灰溶融スラグ等の再生利用、焼却施設の焼却熱を活用した発電が行われています。

- 1 ごみの再生利用量：市町が収集したごみのうち、直接資源化されるもの（紙類、金属類、ガラス類、プラスチック類等）と、中間処理後に再生利用されるもの（RDF、焼却灰（セメント原料）、溶融スラグ等）の合計量
- 2 RDF (Refuse Derived Fuel: ごみ固形燃料)：ごみに含まれる厨芥・紙などを乾燥・粉砕して石灰などを混ぜ、クレヨン状に成形加工した固形燃料のこと。
- 3 灰溶融：焼却灰やばいじんを、融点(1,300～1,500℃)以上の高温で処理し、岩石状の固化物にすること。灰溶融によって得られた固化物（灰溶融固化物）は、元の容積の1/2～1/3に減容できること、重金属の溶出のおそれがないこと、土木・建設材料としての再生利用が期待できるなどの利点がある。
- 4 溶融スラグ：被溶解物中の無機質が溶融してガラス質になったもので、道路の路盤材などに使用されている。

表1 福山リサイクル発電（株）の施設概要

設置場所	福山市箕沖町107-8
処理方式	シャフト炉式ガス化溶融炉
施設規模	RDF 燃焼量 314 t／日（1 炉） 発電端出力 21,600 kW 発電端効率 28.1%
稼働年月	平成16年4月
RDF 処理量等	平成25年度：RDF 処理量70,359 t，溶融スラグ製造量6,744 t 平成26年度：RDF 処理量74,868 t，溶融スラグ製造量5,483 t
発電量	平成25年度：107,275 MWh 平成26年度：113,214 MWh
参画市町	三原市，尾道市，福山市，府中市，庄原市，大竹市，廿日市市，世羅町，神石高原町 合計 9市町

表2 市町のごみ発電量

年 度	年間総発電量	関係ごみ処理施設
平成23年度	103,426MWh	広島市中工場，広島市南工場，広島市安佐南工場（平成25年4月から稼働），広島市安佐北工場，クリーンセンターくれ，安芸クリーンセンター
平成24年度	106,846MWh	
平成25年度	120,878MWh	

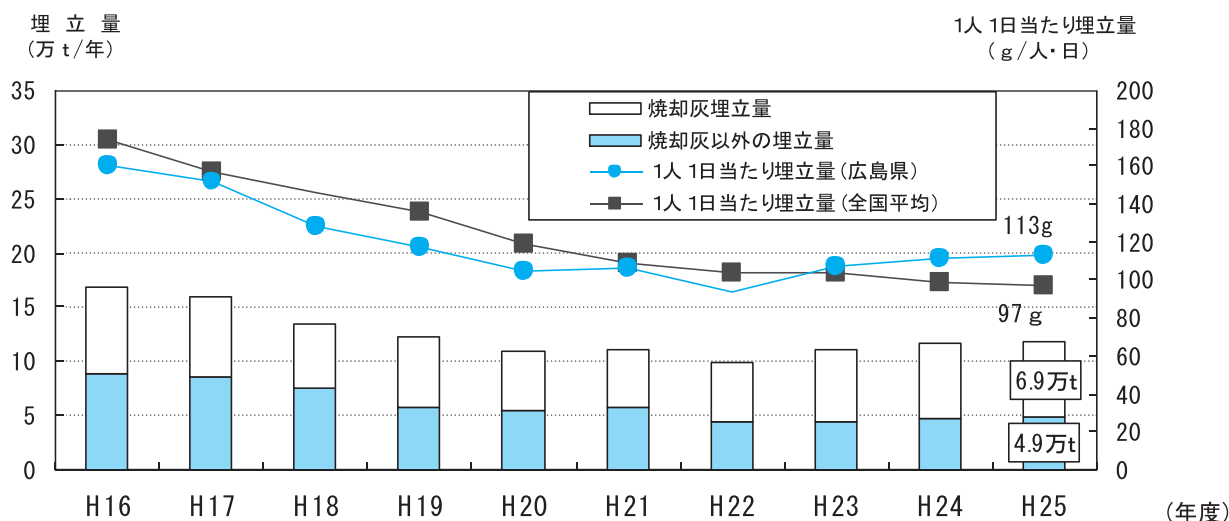
表3 市町における焼却灰，溶融スラグ等の再生利用状況（平成25年度）

種類	再生利用量 (千 t)	関係ごみ処理施設
焼却灰・飛灰 (セメント原料等)	5.8	広島市安佐北工場，庄原市備北クリーンセンター，芸北広域きれいセンター
溶融スラグ	0.8	安芸クリーンセンター

（4）ごみの最終処分の状況

排出量の減少に伴い，最終処分量は平成22年度まで減少傾向にありましたが，平成23年度に灰溶融炉を停止した焼却施設で生じた焼却灰が埋立処分されたことなどから増加しており，その後も増加傾向にあります。

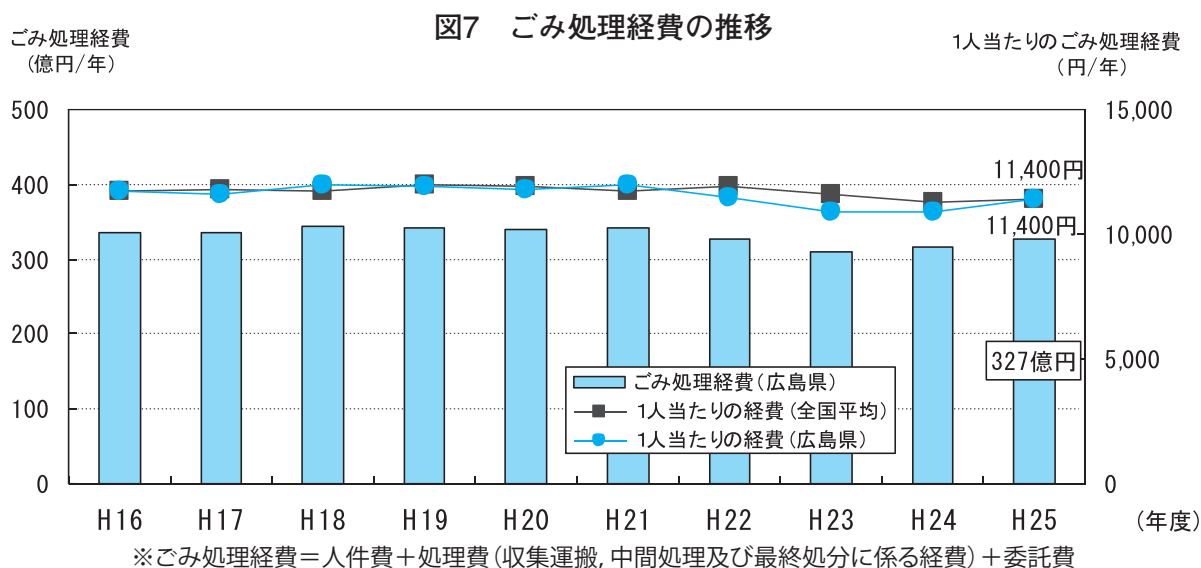
図6 ごみの最終処分量の推移



※平成23～25年度の1人1日当たり埋立量(全国平均)は東日本大震災発生により生じた災害廃棄物を除いている。

(5) ごみ処理経費の状況

ごみ処理経費は、平成16年度以降はほぼ横ばい傾向にありましたが、平成22年度から委託費の減等の要因により一時減少し、平成24年度以降はやや増加傾向となっています。



(6) ごみ処理施設の整備状況

市町及び一部事務組合が設置しているごみ処理施設及び最終処分場の状況は、表4のとおりです。

表4 ごみ処理施設及び最終処分場の施設数及び処理能力の推移

年 度		21	22	23	24	25
区 分	施設数	26	26	26	26	24
	能力 (t/日)	2,914	2,989	2,989	3,363	3,228
資源化等を行う施設 (施設数)	施設数	29	27	28	27	26
	能力 (t/日)	620	589	596	592	607
粗大ごみ処理施設 (施設数)	施設数	14	14	14	14	14
	能力 (t/日)	401	399	399	399	399
燃料化処理施設 (施設数)	施設数	7	7	7	7	7
	能力 (t/日)	550	550	550	550	550
保管施設 (施設数)	施設数	35	34	34	34	38
	能力 (m ³)	14,542	15,637	16,021	16,136	17,983
最終処分場 (施設数)	施設数	29	28	28	25	23
	残余容量 ⁵ (m ³)	2,541,415	2,503,942	2,469,373	2,318,382	2,165,141
	残余年数 (年)	20	22	22	20	17

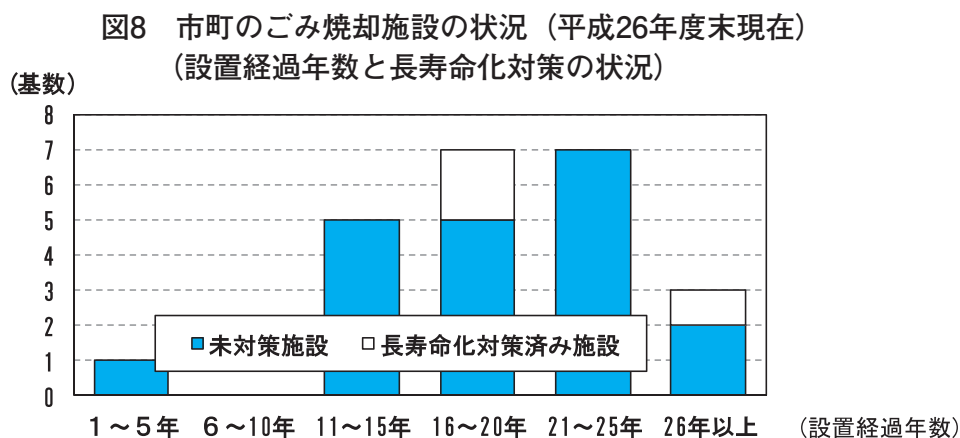
※処理能力、規模、残余容量の数値は、市町及び事務組合の施設の数値を合計したもの

5 残余容量：最終処分場に埋立処分できる容量のうち、既に埋め立てられた容量を除いた、埋立可能な容量のこと

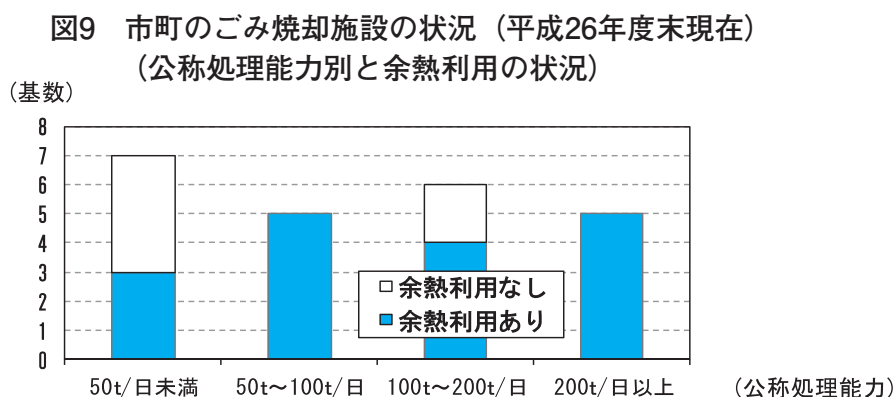
平成10年度に、ごみ焼却施設から発生するダイオキシン類を効率的に削減するため、「広島県一般廃棄物広域処理計画」を策定し、県内を八つのブロックに分け、地区ごとに、市町のごみ処理施設の集約化を段階的に進めてきました。

その後、ごみ処理施設の集約化等は進んだものの、ブロック内の処理対象区域の人口減少やブロックを越えた市町村合併に伴う処理対象区域の縮小等により、処理能力に比べ稼働率が30%以下となった施設がある一方で、郊外型店舗の出店、老人介護施設等の設置、ライフスタイルの変化等による排出量の増加に伴い、フル稼働（24時間の連続運転）を行っている施設もあります。

焼却施設では、使用開始後15年以上経過した施設が全体の約4分の3を占めており、施設の更新を計画的に行う必要がありますが、施設の更新時（新規設置）には、厳しい財政状況の中で、大きな財政負担を伴うことから、更新時期を迎えつつある施設の中には、長寿命化対策を実施している施設も見られます。



また、焼却施設の約半数は公称能力100トン/日未満と小規模な施設が多く、50トン/日未満の施設の半数以上で発電や温水利用などの余熱利用がされていない状況にあります。

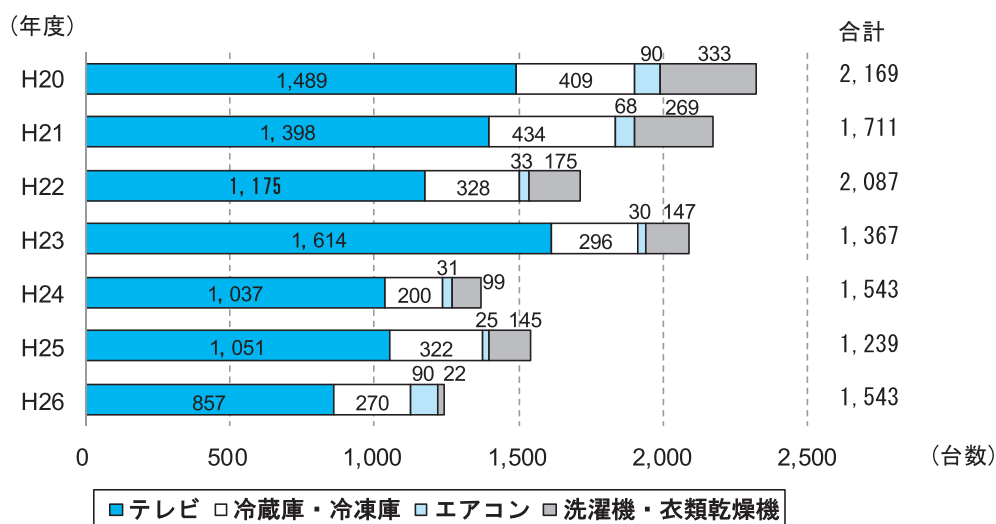


(7) 不法投棄の状況

廃家電や家具類などの粗大ごみの不法投棄は、依然として後を絶たない状況にあります。特に、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）の対象品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、以下「家電4品目」という。）については、廃棄時に、排出者がリサイクル料金等を負担することが義務付けられていることもあり、法施行時から不法投棄が発生しています。

平成23年に、アナログ放送が終了し、地上デジタル放送が開始されたときは、アナログテレビの不法投棄台数が増加していますが、県内市町など関係機関が、様々な不法投棄防止活動を実施したことにより、家電4品目の不法投棄発生台数は、近年、減少傾向となっています。

図10 家電リサイクル法対象4品目の不法投棄の推移

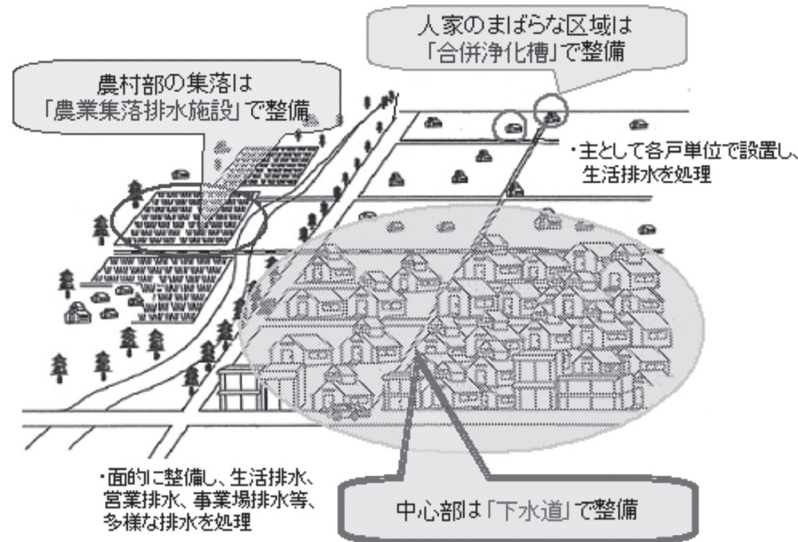


2 汚水処理

(1) 汚水処理の状況

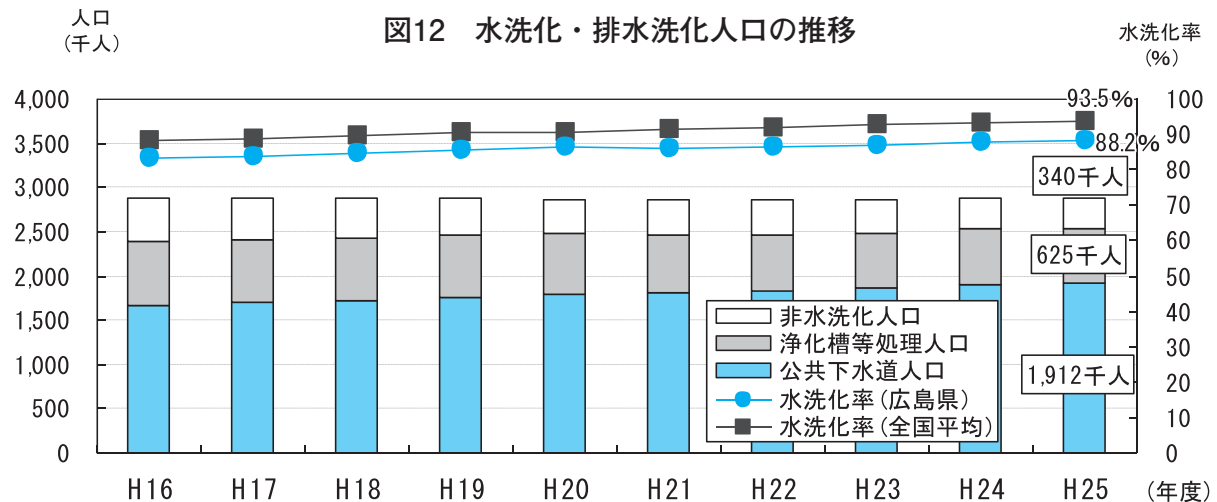
生活排水は、地域の実情に応じて下水道や農業・漁業集落排水の集合処理施設や、浄化槽等による個別処理施設により処理されています。

図11 汚水処理施設の種類の概念図



水洗化人口⁶は、平成25年度は2,537千人で、そのうち公共下水道⁷人口が1,912千人（水洗化人口の75%）、浄化槽⁸等人口が625千人（同25%）となっています。

水洗化率⁹は年々上昇していますが、全国平均に比べると、依然として低い状況となっています。



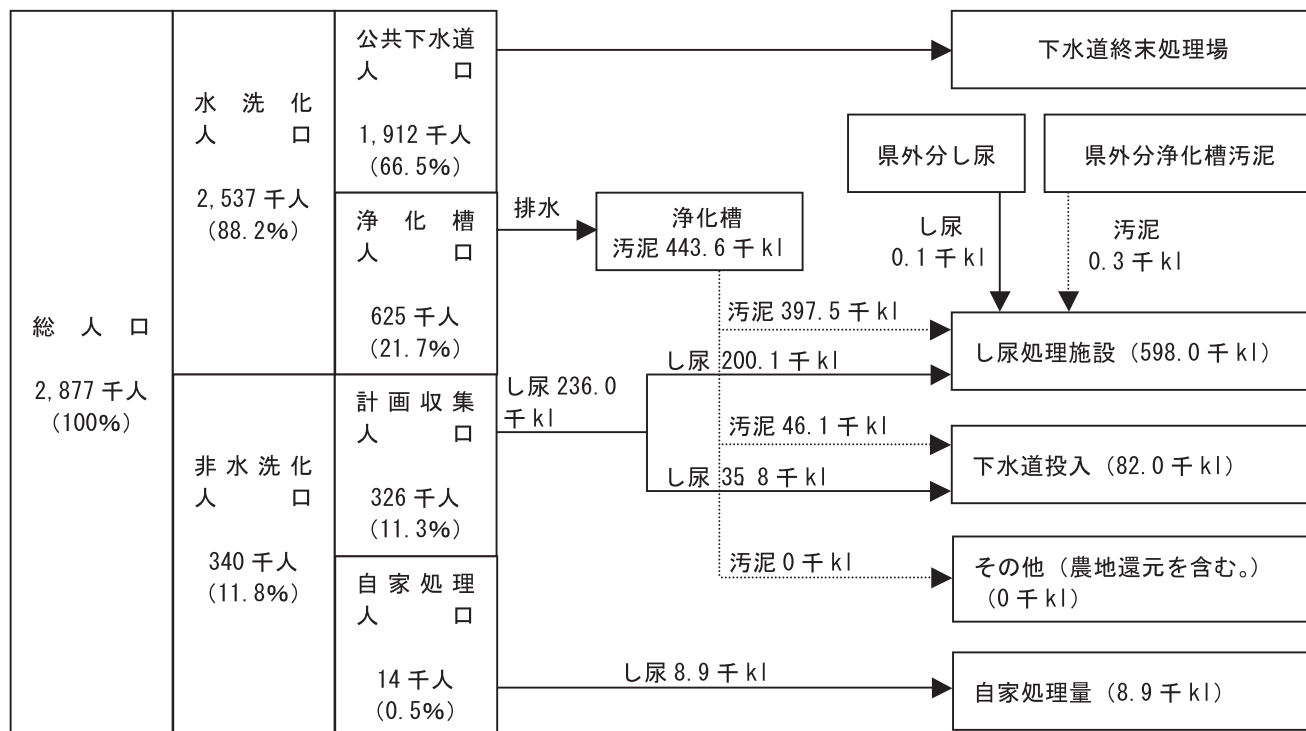
6 水洗化人口：公共下水道に接続してし尿等を処理している公共下水道人口と浄化槽等（合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、農業集落排水処理施設等）を利用してし尿等を処理している浄化槽人口を合わせたもの。

7 公共下水道：主として市街地における下水を集中排除し又は処理するために、地方公共団体が管理する下水道で、処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものがある。

8 浄化槽：水洗トイレ汚水（し尿）などを微生物の働きにより浄化処理する装置のこと。

9 水洗化率：住民基本台帳人口に対して、下水道法上の下水道のほか、農業集落排水、浄化槽等により水洗便所を設置・使用している人口の割合。下水道等の整備済区域であっても下水道等に接続されていない人口は除き、生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽を設置している人口を含む。

図13 し尿等の処理の流れ（平成25年度）

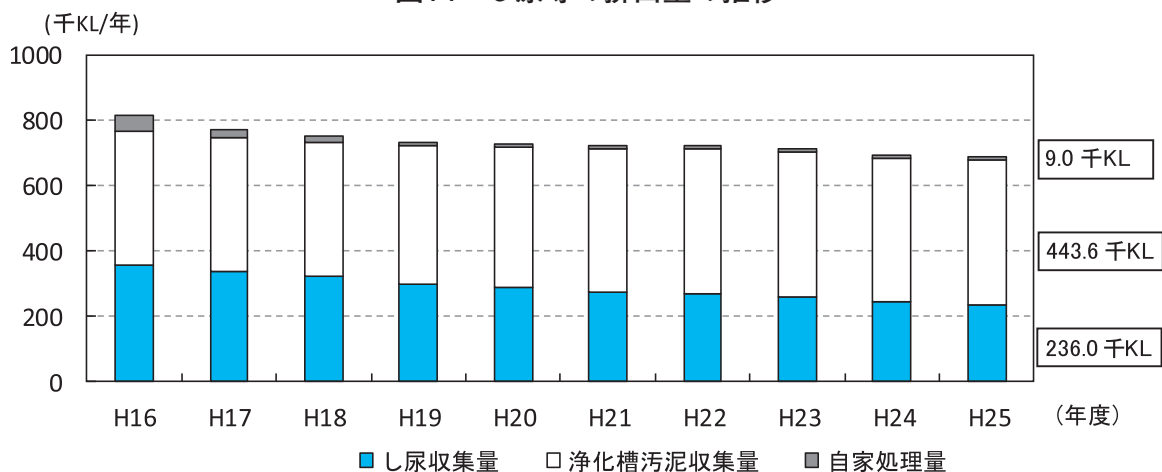


※ 人口は、平成 25 年 10 月 1 日現在

(2) し尿等の排出状況

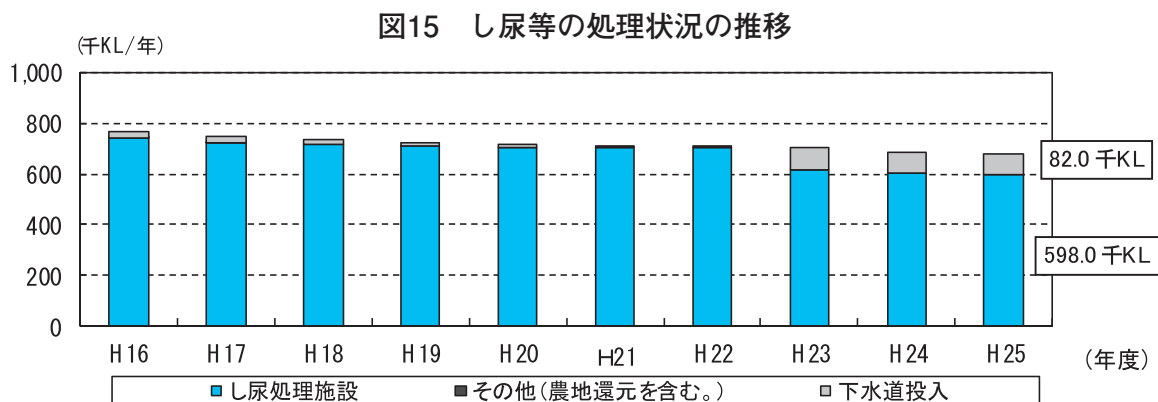
し尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の排出量は、全体としては、下水道や合併処理浄化槽の整備・普及に伴い、年々減少しています。

図14 し尿等の排出量の推移



(3) し尿等の処理状況

し尿等は、ほぼし尿処理施設により処理されていますが、一部は下水道に直接投入されて処理されています。平成23年度以降、し尿処理施設から下水道投入に処理方法を変更した市町があり、下水道投入の割合が増加しています。



(4) し尿処理施設の整備状況

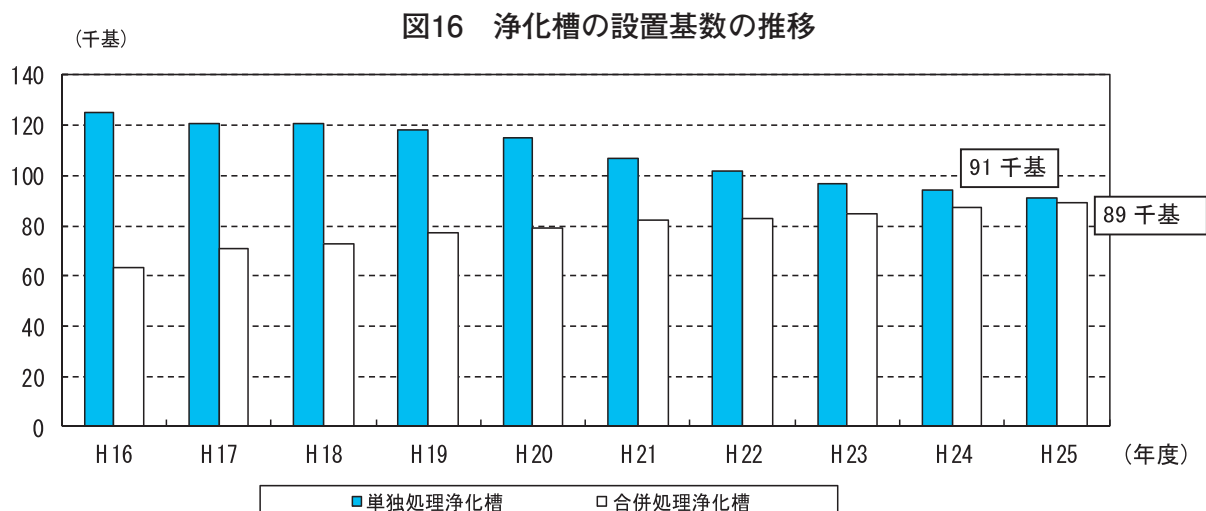
市町及び一部事務組合が設置しているし尿処理施設は、平成25年度末現在で36施設あり、1日当たりの処理能力は、2,617キロリットルとなっています。

(5) 浄化槽の整備状況

浄化槽の設置基数は、平成25年度末現在で180千基であり、このうち、合併処理浄化槽が89千基、単独処理浄化槽が91千基となっています。

平成12年6月の浄化槽法（昭和58年法律第43号）の改正により、し尿と生活雑排水を合わせて処理するものが浄化槽と定義されたことから、し尿のみを処理する単独処理浄化槽は新たに設置されることはなく、下水道接続又は廃止等により減少傾向にあります。

一方、合併処理浄化槽は、新設又はくみ取りからの転換により増加傾向にあります。なお、設置総数としては、やや減少傾向にあります。



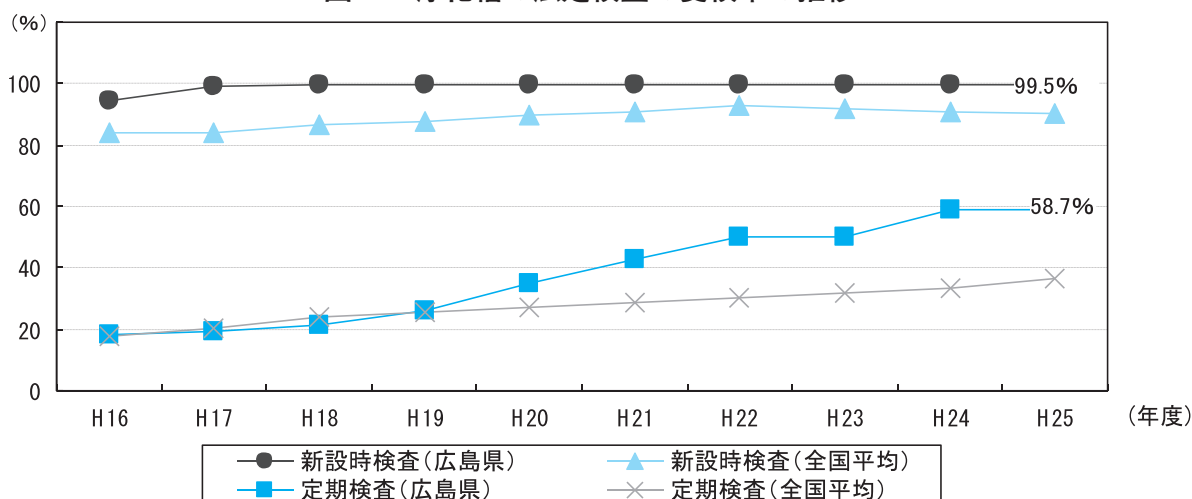
(6) 浄化槽の法定検査の受検状況

浄化槽の管理者には、浄化槽が正しく機能しているかどうかを確認するため、浄化槽法に基づき、三つの維持管理（保守点検、清掃、法定検査）が義務付けられています。

法定検査は、設置や保守点検、清掃の状況などを確認するもので、新しく浄化槽を設置した場合や構造又は規模の変更をした場合は、使用開始3か月後から8か月後までの間に受ける検査（7条検査）、その後も毎年1回受ける定期検査（11条検査）があります。

平成25年度末における法定検査の受検率は、7条検査については、ほぼ100%ですが、11条検査については、58.7%（平成25年度末全国平均36.3%）という水準にあります。

図17 浄化槽の法定検査の受検率の推移



コラム 恒久的な污水处理施設としての浄化槽

浄化槽は、微生物の浄化機能を活用し生活排水を処理する設備で、下水処理場並み（BOD（生物化学的酸素要求量）20mg/L以下）の処理性能を有しています。

また、生活雑排水も含めた汚水を処理する施設であることが明確化され、恒久的な污水处理施設として社会的役割を果たしています。

東日本大震災における浄化槽の全損率（震度6弱以上又は津波被害地域における実態調査の結果）は、3.8%であり、災害に強いことが証明されました。

《浄化槽の主な特徴》

- ① 合併処理浄化槽は、単独処理浄化槽の8倍の処理能力
- ② 省スペースで設置でき、おおむね1週間程度で設置可能
- ③ 各戸から処理水が排出され、河川の安定的な流量維持に寄与

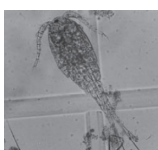
《浄化槽で働く微生物（一部）》



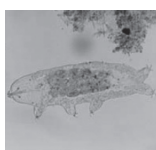
カルケシウム



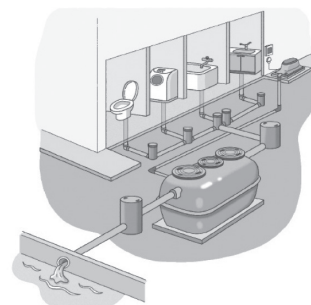
ボルティセラ



ケンミジンコ



クマムシ



出典 公益財団法人日本環境整備教育センター浄化槽管理士テキスト

第2節 産業廃棄物

1 排出量等の推移

県内からの産業廃棄物の排出量はおおむね1,400万トン前後で推移しています。再生利用量は徐々に増加し、平成25年度には1,064万トンに達し、また、最終処分量は37万トンと大きく減少しており、再生利用は着実に進んできました。再生利用量の増加は、ばいじん¹⁰、汚泥¹¹のセメントへの原料化や鉍さい¹²の土木・建設資材への増大等によるものと考えられます。

図18 産業廃棄物の排出量等の推移

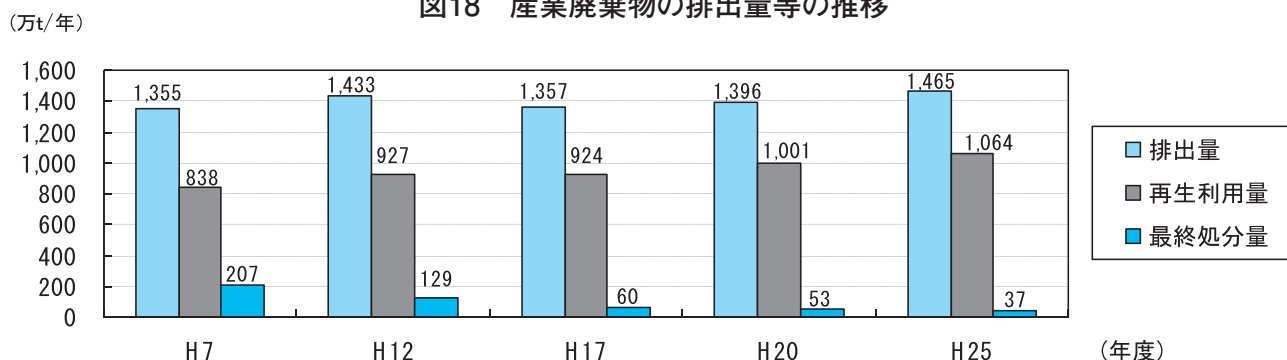
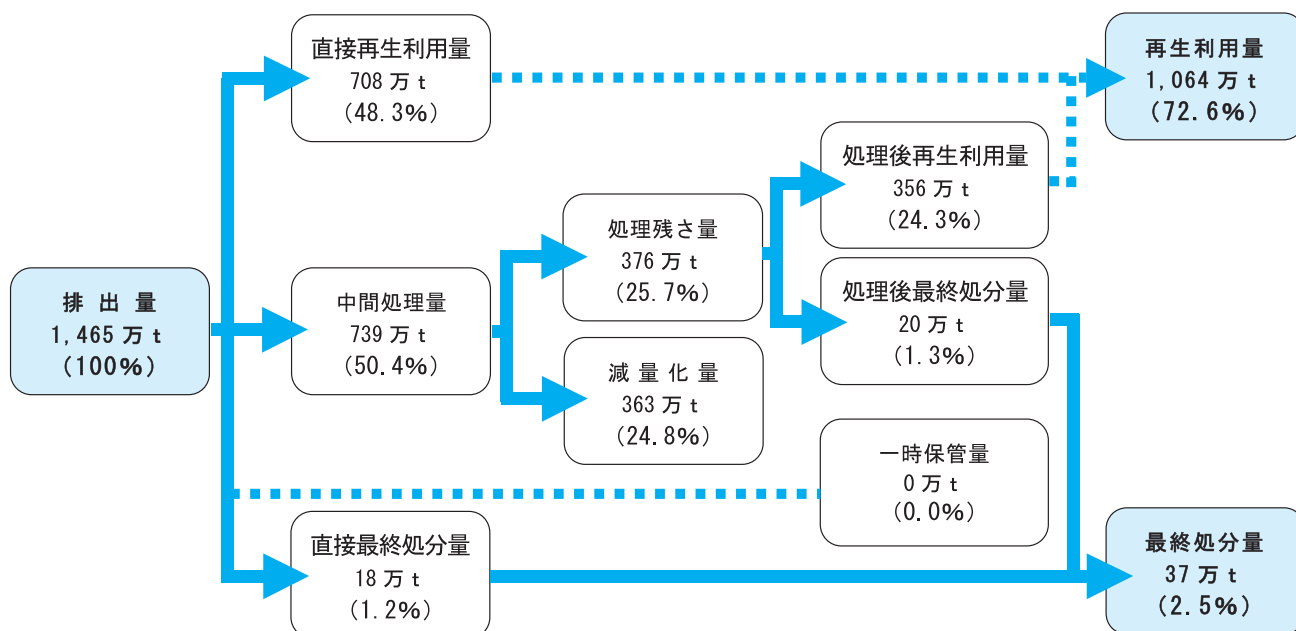


図19 産業廃棄物の処理の流れ(平成25年度)



※1 県外へ搬出・処分された量を含む。

※2 () 内は排出量に対する割合

10 ばいじん：大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設及びダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設又は焼却施設において発生し、集塵装置で捕集された粒子状の廃棄物のこと。

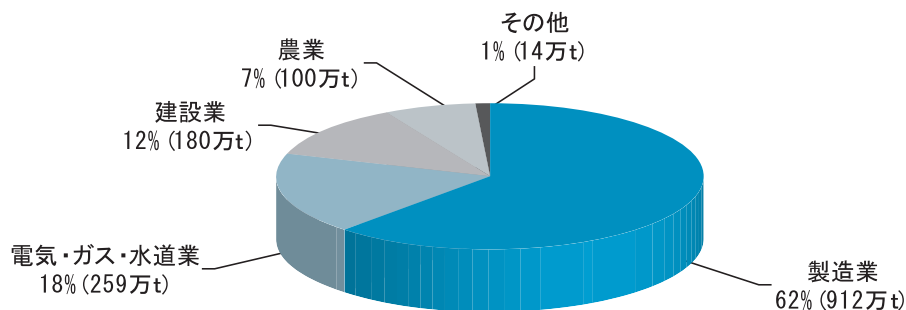
11 汚泥：工場排水や下水などの処理後に残る又は各種製造業の製造工程において生じる泥状の廃棄物のこと。

12 鉍さい：鉍石から金属を精錬する際に、熔融した金属上に浮かび上がる副産物等をいう。具体的には、高炉、平炉、転炉、電気炉からの残さ（スラグ）、キューボラ溶鉍炉のノロ、鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂などがある。

2 排出の状況

平成25年度の状況を業種別に見ると、製造業からの排出量が最も多く、以下、電気・ガス・水道業、建設業、農業の順となっており、この4業種で全体の99%を占めています。

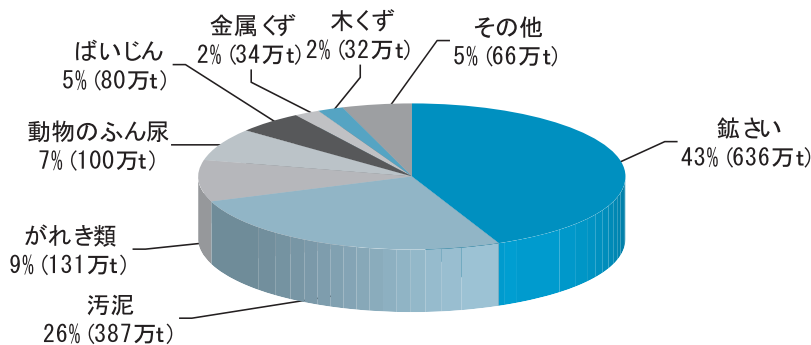
図20 業種別排出量（平成25年度）



排出量：1,465 万 t

次に廃棄物の種類別に見ると、本県産業の特徴¹³から鋳さいが43%と最も多く、以下、汚泥、がれき類、動物のふん尿の順となっており、この4種類で全体の85%を占めています。

図21 種類別排出量（平成25年度）



排出量：1,465 万 t

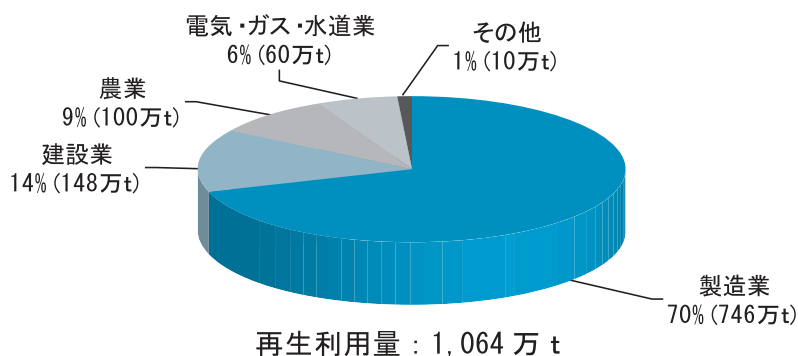
3 再生利用の状況

平成25年度の再生利用量は1,064万トンであり、このうち排出後、直接再生利用された量（直接再生利用量）が708万トン、中間処理後に再生利用された量（中間処理後再生利用量）が356万トンとなっています。

これを業種別に見ると、製造業が最も多く、以下、建設業、農業、電気・ガス・水道業の順となっており、この4業種で全体の99%を占めています。

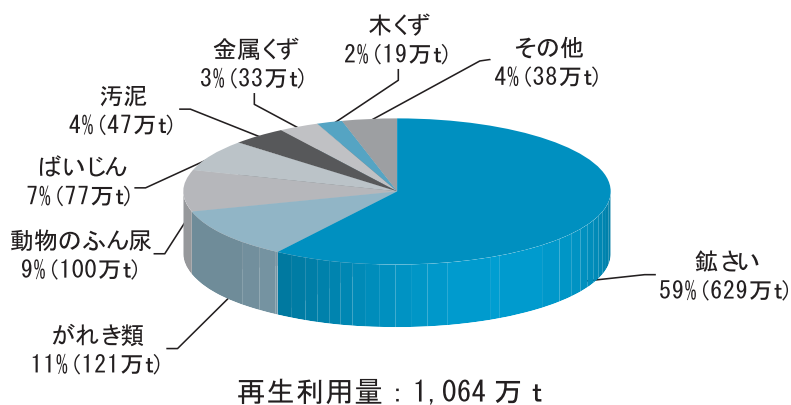
13 広島県の産業の特徴：本県の製造品出荷額は、輸送用機械、鉄鋼業、一般機械、電気機械の全体の約7割を占めており、鉄鋼と輸送用機械に特化した産業構造となっている。

図22 業種別再生利用量（平成25年度）



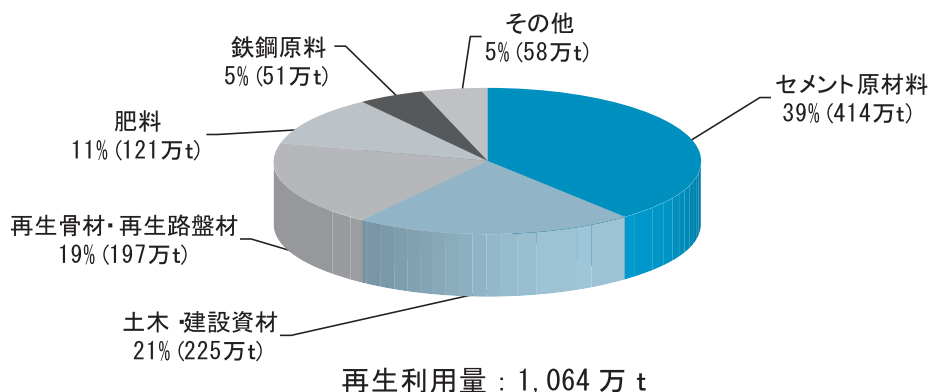
次に廃棄物の種類別に見ると、鋳さいが最も多く、以下、がれき類、動物のふん尿、ばいじんの順となっており、この4種類で全体の86%を占めています。

図23 種類別再生利用量（平成25年度）



次に再生利用の用途別に見ると、セメント原材料が最も多く、以下、土木・建設資材、再生骨材・再生路盤材¹⁴、肥料の順となっており、この4種類で全体の90%を占めています。

図24 用途別再生利用量（平成25年度）



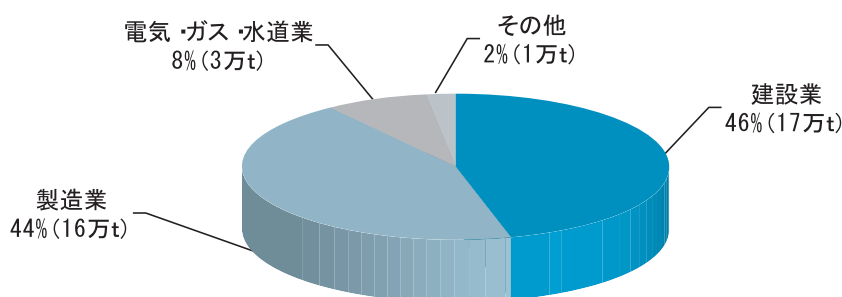
14 再生骨材・再生路盤材：がれき類や鋳さいなどから再生される粗骨材（砂利）、細骨材（砂）、道路舗装用材のこと。

4 最終処分状況

最終処分量は37万トン（排出量の2.5%）となっており，その内訳を業種別に見ると，建設業が最も多く，以下，製造業，電気・ガス・水道業の順となっており，この3業種で全体の98%を占めています。

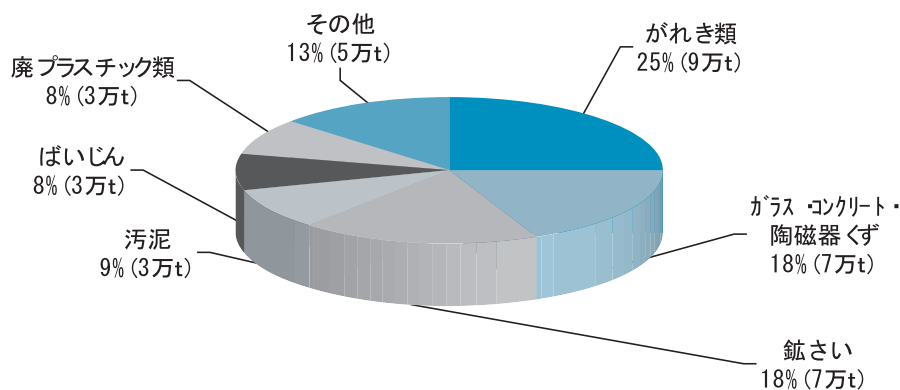
また，種類別に見ると，がれき類が最も多く，以下，ガラス・コンクリート・陶磁器くず，鋤さい，汚泥，ばいじん，廃プラスチック類の順となっており，この6種類で全体の86%を占めています。

図25 業種別最終処分量（平成25年度）



最終処分量：37万t

図26 種類別最終処分量（平成25年度）



最終処分量：37万t

5 最終処分場の施設数及び残余容量の推移

県内の最終処分場の施設数は，平成15年度以降減少しています。また，その残余容量は，平成15年度から20年度まで減少を続け，平成21年度に増加した後は横ばいとなっており，平成24年度末現在で722万 m^3 ，残余年数が約11年という状況にあります。

図27 最終処分場の施設数及び残余容量（年度末現在）

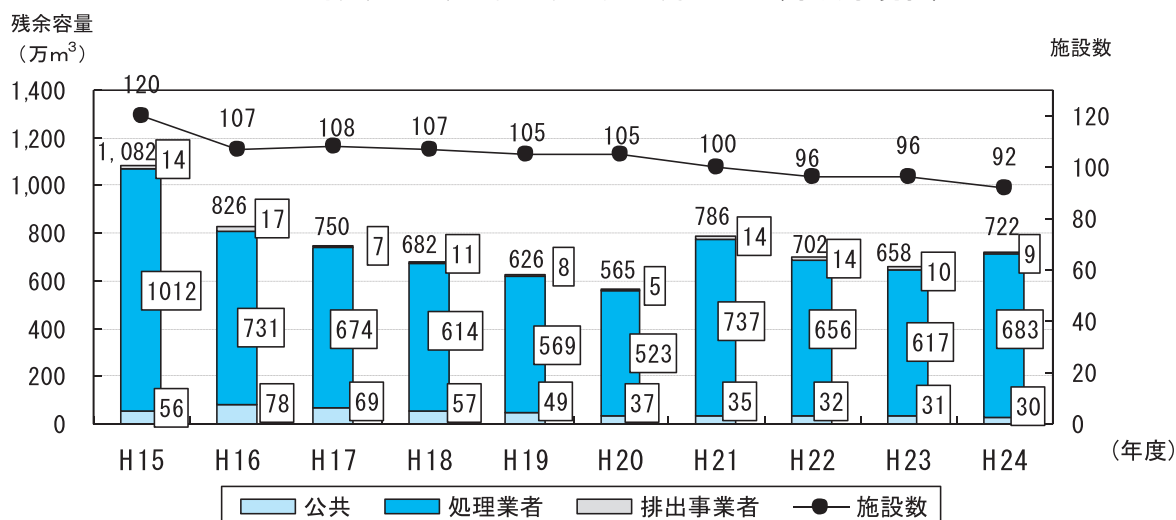


表5 最終処分場の設置等状況（平成24年度末現在）

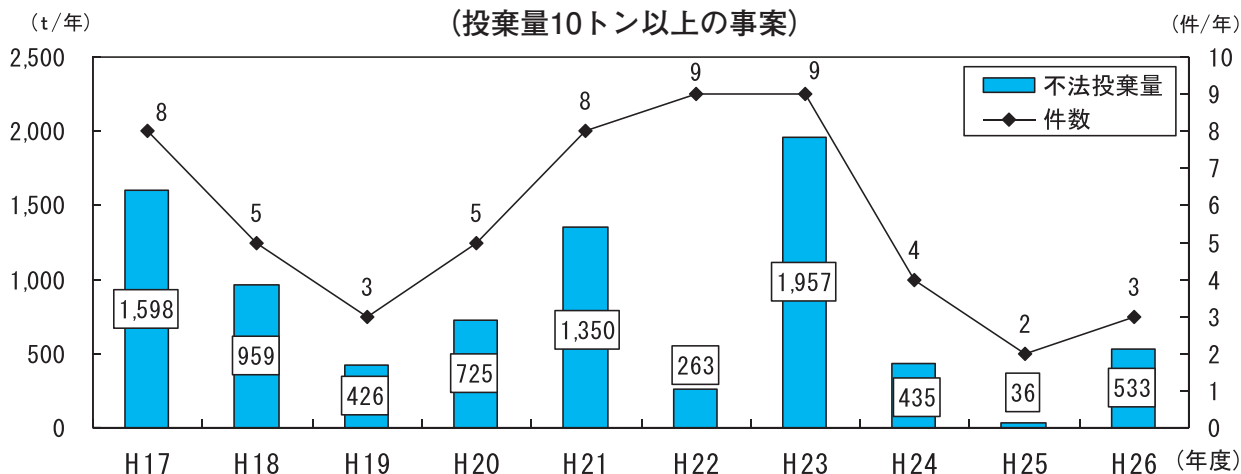
設置主体	施設数				残余容量（万m³）				残余年数
	排出事業者	処理業者	公共	計	排出事業者	処理業者	公共	計	
安定型処分場	4	59	1	64	1	566	9	576	10.1
管理型処分場	6	20	2	28	8	117	21	146	14.6
計	10	79	3	92	9	683	30	722	10.6

- (注) 1 表中の施設は、廃棄物処理法第15条の許可対象施設。
 2 残余年数は、平成24年度の埋立量の実績（管理型10万立方メートル、安定型57万立方メートル）から試算したもの。
 3 安定型処分場：地下水を汚染しない廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず及びがれき類のみを埋め立てる産業廃棄物最終処分場のこと。
 4 管理型処分場：浸出水による公共用水域及び地下水の汚染を防止するため、しゃ水工、集水設備、浸出水処理設備等が設けられ、燃え殻、污泥、木くず、鉱さい及びばいじんなどを埋め立てる産業廃棄物最終処分場のこと。

6 不法投棄の状況

投棄量が10トン以上の不法投棄の発生状況は、最近10年間、年間10件未満ですが、毎年発生しており、投棄量が1,000トンを超える年度もあります。

図28 産業廃棄物の不法投棄発生状況の推移（投棄量10トン以上の事案）



7 産業廃棄物の広域移動の状況

産業廃棄物は、都道府県の区域内に限らず、都道府県の区域を越えて運搬され処分されています。

(1) 県外産業廃棄物の県内への搬入状況

平成25年度に県外から県内へ搬入され、処分された産業廃棄物の量は61.6万トンで、そのうち、埋め立てられた量は22.0万トン（搬入量の36％）となっています。

43都府県から搬入されており、主な搬出元は、岡山県、山口県、東京都、島根県及び千葉県となっています。種類別では、主に廃プラスチック類、汚泥及びがれき類が搬入されています。

(2) 県内産業廃棄物の県外への搬出状況

平成25年度に県内から県外へ搬出され、処分された産業廃棄物の量は110.5万トン（排出量の7.5％）となっています。

34道府県へ搬出されており、主な搬出先は、山口県、福岡県、岡山県、大分県及び高知県となっています。種類別では、主にばいじん、がれき類、鉍さいが搬出されています。搬出されたばいじん及び鉍さいは、セメント原材料として有効利用されています。

表6 産業廃棄物の広域移動状況の推移

単位：万t

年 度	県外からの搬入量	県外への搬出量
H21	35.0（うち埋立て23.2）	76.9（うち埋立て 5.6）
H22	45.1（うち埋立て26.2）	73.2（うち埋立て 1.2）
H23	62.7（うち埋立て29.5）	136.4（うち埋立て15.1）
H24	53.1（うち埋立て20.4）	100.6（うち埋立て 5.1）
H25	61.6（うち埋立て22.0）	110.5（うち埋立て 5.3）

第3章 第3次計画の評価

第1節 減量化目標の達成状況

第3次計画では、平成27年度を目標年度として、一般廃棄物（ごみ）及び産業廃棄物の排出量、再生利用量及び最終処分量に係る減量化目標を定めており、平成25年度の実績を基に達成状況の評価を行いました。

1 一般廃棄物（ごみ）

(1) 排出量

平成25年度における排出量は92.2万トンで、計画目標の85.8万トン以下の達成は困難な状況にあります。

生活系ごみでは、指定袋制度¹導入や有料化、事業系ごみでは、ごみ処理手数料の値上げなどの排出量削減に向けた取組が行われていますが、目標の達成が困難な主な要因として、高齢・個人世帯の増加に伴う生活スタイルの変化やコンビニ・大規模商業施設の立地、景気回復による増加のほか、郊外地域の自家処理量が減少し市町処理施設への搬入増加などが考えられます。

(2) 再生利用量

平成25年度の排出量に占める再生利用量の割合は20.1%で、計画目標の24.4%以上の達成は困難な状況にあります。

容器包装リサイクル法による容器包装のリサイクル、焼却灰のセメント原料化、福山リサイクル発電で処理される固形燃料（RDF）の製造などの取組が行われていますが、目標の達成が困難な主な要因として、焼却施設の灰溶融設備停止に伴う資源化量の減少、スーパー等の拠点における資源回収量の増加により、市町が関与する集団回収量が減少していることなどが考えられます。

(3) 最終処分量

平成25年度の排出量に占める最終処分量の割合は12.9%で、計画目標の11.1%以下の達成は困難な状況にあります。

各市町において、中間処理施設における資源化物の回収等により、最終処分量削減への取組が行われていますが、目標の達成が困難な主な要因としては、平成23年度に灰溶融炉を停止した焼却施設の焼却灰が、再生利用されずに埋立処分に回ったことなどが考えられます。

表7 第3次計画の減量化目標（一般廃棄物（ごみ））

単位：万t

区 分	平成20年度 実 績		平成25年度 実 績			平成27年度 計画目標	
	排 出 量	排 出 量 に 占める割合	排 出 量	排 出 量 に 占める割合	計画目標の 達成状況	排 出 量	排 出 量 に 占める割合
排 出 量	95.3	—	92.2	—	未達成	85.8以下	—
再生利用量	20.4	21.4%	18.5	20.1%	未達成	20.9以上	24.4%以上
最終処分量	11.0	11.5%	11.9	12.9%	未達成	9.5以下	11.1%以下

1 指定袋制度：市町が、ごみの排出抑制、分別徹底などを目的として、手数料を上乗せせずに販売される一定の規格を有するごみ袋の使用を排出者に依頼するごみ収集手法の一つ。

2 産業廃棄物

(1) 排出量

平成25年度の排出量は1,465万トンで、計画目標の1,502万トン以下を達成しています。

しかしながら、県内への産業の集積及び今後の経済活動の動向を踏まえた場合、更なる排出量の増加が見込まれるため、引き続き、排出削減に取り組む必要があります。

(2) 再生利用量

平成25年度の排出量に占める再生利用量の割合は72.6%で、計画目標の72.0%以上を達成しています。

目標値を達成した要因として、ばいじん、汚泥のセメント原料化や鉱さいの土木・建設資材への再生利用が進んできたことによるものと考えられます。

(3) 最終処分量

平成25年度の排出量に占める最終処分量の割合は2.5%で、計画目標の3.3%以下を達成しています。

これは、これまで埋立処分されていた廃棄物の再生利用が進み、最終処分量が減少したことによるものと考えられます。

表8 第3次計画の減量化目標（産業廃棄物）

単位：万t

区 分	平成20年度 実 績		平成25年度 実 績			平成27年度 計画目標	
		排 出 量 に 占める割合		排 出 量 に 占める割合	計画目標の 達成状況		排 出 量 に 占める割合
排 出 量	1,396	—	<u>1,465</u>	—	達成	<u>1,502以下</u>	—
再生利用量	1,001	71.7%	1,064	<u>72.6%</u>	達成	1,081以上	<u>72.0%以上</u>
最終処分量	53	3.8%	37	<u>2.5%</u>	達成	50以下	<u>3.3%以下</u>

第2節 施策の実績・効果

1 循環型社会の実現に関する施策

(1) リサイクルの推進

- 産業廃棄物埋立税の税収を活用して、事業者が実施するリサイクル技術の研究開発や施設整備を支援する廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費助成事業を実施し、年間19万4千トン（平成15年度からの累計）の廃棄物リサイクルが可能となる施設整備が行われました。これは、平成25年度産業廃棄物排出量の1.3%に相当します。

また、廃棄物排出抑制・リサイクル関連研究開発費助成事業及び循環型社会形成推進機能強化事業により、事業者が行うリサイクル技術の研究開発への支援や、外部団体が行うリサイクル技術に係る人材育成事業への助成を行い、新たなリサイクル技術14件（平成15年度からの累計）について、事業化の成果が得られました。

- 県内で排出した廃棄物などが使用されたりサイクル製品について、品質や販売実績等について審査を行い、所定の要件・基準に適合した製品を登録しました。（平成26年度末時点495製品）
- 使用済小型家電からのレアメタル回収システムの構築を目的として、平成23年度に、使用済小型家電に含まれるレアメタル等の資源の有効利用、安定供給の観点から、市町における回収実態やリサイクル技術に関して「レアメタルリサイクルシステム構築調査」を実施しました。

また、平成24年度は、平成23年度の調査を基に、使用済小型家電の回収・破碎等の処理、レアメタルの回収までの一連のリサイクルモデル事業を行い、各作業における課題や事業推進のために「小型家電リサイクル推進事業」を実施しました。

平成28年2月末現在、小型家電リサイクル法に基づき、10事業者（うち2社が広島県県内に本社を置く事業者）が広島県が収集区域に含まれた再資源化事業計画の認定を受けているほか、8市町において小型家電の分別収集が行われています。

- 各種リサイクル法が円滑に施行されるよう、県民に対し、関係機関と連携して普及啓発を行うとともに、現場の状況を踏まえ、制度の見直しに係る国への働き掛けを行いました。
- 「広島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」などに基づき、たい肥調整・貯蔵施設整備などを行いました。
- 下水汚泥のリサイクルを推進するため、下水汚泥の処理過程で発生する消化ガスを利用した「ロータリーエンジン消化ガス発電事業」や、「下水汚泥から固形燃料化物を製造する下水汚泥固形燃料化事業」等が行われています。

(2)リサイクル産業の集積・育成

びんごエコタウン構想²に基づいて、福山市箕沖地区に整備したリサイクル企業向け「びんごエコ団地」の分譲（2区画）を行いました。

また、引き続き、福山リサイクル発電事業を実施し、可燃ごみからの熱回収などを広域的・効率的に行うことで、ダイオキシン類・二酸化炭素の削減等の環境対策や資源・エネルギー対策を推進しました。

(3)環境意識の向上及び自主的行動の推進

広島県環境学習推進実施計画に基づいて、環境学習・環境教育を指導する環境保全アドバイザー³等の人材養成（平成26年度末現在：環境保全アドバイザー328名）を行うとともに、環境問題に関する情報の提供等を通じて、環境意識の普及啓発を図りました（環境学習講師派遣実績：平成26年度 10人を派遣）。

ひろしま地球環境フォーラム⁴等の環境保全団体と連携し、事業者・地域・家庭における3R推進運動等の自主的な取組や、企業等を対象とした環境マネジメントシステム⁵導入促進事業（平成26年度末現在：エコアクション21⁶認証取得事業所161事業所）を実施しました。

(4)県の率先した取組

県自ら「事業者」として、率先的な取組を推進するため、「広島県環境配慮推進要綱」や「広島県グリーン購入方針」に基づき、公共工事や物品等の購入においてリサイクル製品を優先する環境配慮の取組を推進しました。

-
- 2 びんごエコタウン構想：平成12年3月に備後地域22市町村を対象地域として、モデル的に循環型社会システムを形成するためのマスタープランとして策定された。同年12月に当時の通商産業省と厚生省から中国地域では初めてエコタウンプランとして承認された。
 - 3 環境保全アドバイザー：地域で行われる環境学習や環境保全活動について、助言・指導を行う人材。県が実施又は認定する養成講座を修了した者や地球温暖化防止活動推進員のうち、登録を希望する者をアドバイザーとして登録し、地域での活用を促している。（※県の独自制度で平成6年度から実施）
 - 4 ひろしま地球環境フォーラム：地球環境保全型社会を目指し、県民・事業者・団体・行政が相互に連携・協働しながら、環境にやさしい地域づくりを進める環境保全推進組織。
 - 5 環境マネジメントシステム：事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業場内の体制・手続等を「環境マネジメントシステム」という。
 - 6 エコアクション21：中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、平成16年4月に環境省が制度化した環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した環境配慮のツール。

2 一般廃棄物に関する施策

(1) 排出抑制及び減量化

ア 生活系ごみの減量化等の推進

市町と連携して、ごみ分別排出の徹底や3R等の推進の啓発を実施するとともに、県内市町のごみ排出量やごみ分別の状況、ごみ収集有料化の状況等を取りまとめ、市町に情報提供し、ごみの減量化に向けた市町の実施を支援しました。

表9 生活系ごみの排出状況

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25
計画収集人口(千人)	2,864	2,860	2,857	2,853	2,885	2,877
生活系ごみ(万t)	60.8	60.3	58.2	58.8	58.4	58.5
1人1日当たり(g)	582	578	558	565	555	557

また、平成21年8月に、消費者団体、事業者、行政で締結した「マイバッグ等の持参とレジ袋削減推進に関する協定」により、県内でレジ袋の無料配布の中止を進めてきました。(平成26年度末現在：協定締結事業者数24事業者、約350店舗)

イ 事業系ごみの減量化等の推進

一般廃棄物の排出量の約4割を占める事業系ごみについて、県内市町のごみの分別の状況及びごみ収集有料化の状況等を取りまとめ、市町に情報提供し、ごみの減量化に向けた市町の実施を支援しました。

表10 事業系ごみの排出状況

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25
計画収集人口(千人)	2,864	2,860	2,857	2,853	2,885	2,877
事業系ごみ(万t)	34.5	33.3	33.2	33.2	33.2	33.8
1人1日当たり(g)	330	319	318	319	315	322

ウ 分別排出の徹底

ごみの減量化及びその適正処理の実施が円滑に実施できるよう、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針⁷(平成25年6月環境省)」を市町に情報提供・周知し、市町の実施を支援しました。

エ ごみ処理の有料化の導入

ごみ排出量を減量化させる有効な方法であるごみ処理の有料化について、市町に対し「一般廃棄物処理有料化の手引き⁸(平成25年4月環境省)」を情報提供・周知し、ごみ処理の有料化に向けた市町の実施を支援しました。

表11 ごみの収集処理の有料状況

単位：市町

区 分	可燃ゴミ	不燃ゴミ	資源ゴミ	粗大ゴミ	その他
生活系ごみ	12	9	3	11	4
事業系ごみ	21	16	11	14	10

7 市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針：市町村が廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するための取組を円滑に実施できるよう、一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の考え方を示したものの。

8 一般廃棄物処理有料化の手引き：市町村が一般廃棄物処理の有料化の導入又は見直しを実施する際の手引きとして、有料化の仕組み作りや円滑な導入のための手法などを示したものの。

オ 市町の一般廃棄物処理コスト分析等の推進

市町が一般廃棄物の処理に係る事業コストの分析及び評価を行い、その効率的な運営を推進するため、市町に対し「一般廃棄物会計基準⁹（平成19年6月環境省）」を情報提供・周知し、ごみ処理経費の抑制に向けた市町の取組を支援しました。

カ 容器包装リサイクル法の適正な運用

容器包装リサイクル法に基づき、平成26年4月を始期とする広島県分別収集促進計画（第7期）を策定し、計画に基づく市町の取組を支援するとともに、法の概要及び趣旨等を県ホームページに掲載し、分別排出の必要性を県民へ周知しました。

(2) 適正処理対策の推進

国の「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き（平成20年3月在宅医療廃棄物の処理のあり方検討会）」を市町に周知し、在宅医療廃棄物の適正処理を推進する市町の取組を推進しました。

また、海岸漂着物対策については、平成25、26年度に「せとうち海岸漂着ごみ対策推進事業」として、海岸漂着物の清掃活動の実態を調査し、県・沿岸市町や清掃活動団体等と意見交換を行い、回収・処理等の推進方策を検討しました。

さらに、平成26年度、県内の市町において、処理が困難等の理由により、収集等が行われていない廃タイヤ、スプリングマットレス及び金庫などについて、その実態を調査し、適正な処理ルートを取りまとめ、市町の適正処理の取組を支援しました。

(3) 処理施設の確保

既存施設の市町のごみ処理施設等について、耐用年数・老朽化の状況などを勘案しながら、市町の計画的な施設の整備を支援しました。

また、施設整備の検討に当たっては、県及び関係市町で、廃棄物発電やエネルギー利用技術の導入を通じた未利用エネルギーの利用促進や、施設の集約化及び効率化について検討しました。

9 一般廃棄物会計基準：一般廃棄物の処理に関する事業に係るコスト分析方法について、コスト分析の対象となる費目の定義や共通経費等の配賦方法、減価償却方法など標準的な分析方法を示したもの。

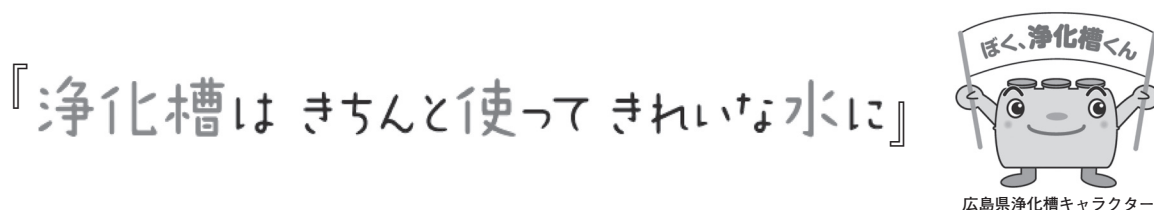
(4) 生活排水対策(し尿等)の推進

広島県污水適正処理構想¹⁰(平成26年4月改定)に基づいて、公共下水道、農業・漁業集落排水施設及び合併処理浄化槽の整備を推進することにより、污水处理人口普及率は年々上昇しています(平成25年度末:85.0%)。

法定検査(浄化槽法第11条に基づく定期検査)の受検率については、平成22年度末の49.9%から、平成25年度末に58.7%と上昇しましたが、平成27年度の目標であるおおむね70%の達成は困難な状況にあります。

浄化槽の適正な維持管理を促進するため、平成25年度に検討会を開催し、今後の対応策の取りまとめを行うとともに、平成26年度に県・市町や関係事業者で構成する適正維持管理促進協議会を設置し、引き続き、浄化槽の適正な維持管理の意見交換や協議を行いました。また、新たな取組として、キャッチフレーズやキャラクターを作成し、リーフレット、ステッカー等共通の啓発ツールを用いて関係者で連携した啓発を行い、法定検査の精度管理など関係者の信頼向上に向けた取組の支援等を実施しました。

図29 浄化槽適正維持管理に係るキャッチフレーズ及びキャラクター



(5) 災害廃棄物対策の推進

災害時に多量発生する災害廃棄物処理対策として、国の旧指針に基づく市町における水害及び震災廃棄物処理計画の策定を支援してきましたが、平成25年度末に国の新指針である「災害廃棄物対策指針(平成26年3月環境省)」が策定され、市町災害廃棄物処理計画の策定・見直しに向け、市町との情報共有を図りました。

平成26年度からは、国が地域ごとに設置した災害時廃棄物対策ブロック協議会に参加し、災害廃棄物対策についての情報共有を行い、また、適時、近隣府県の策定計画等の情報を収集し、市町に提供しました。

10 広島県污水適正処理構想:し尿の水洗化及び生活排水の処理を推進するため、平成8年3月に策定した下水道、浄化槽等の処理手法の県の最適化計画のこと。

3 産業廃棄物に関する施策

(1) 排出抑制及び減量化

産業廃棄物の埋立抑制や3R（排出抑制、再使用、再生利用）の推進を図るため、平成15年4月から経済的手法として産業廃棄物埋立税を導入しており、その税収を活用するなどして産業廃棄物を排出する事業者に対し、廃棄物の排出抑制、減量化等の啓発を推進しました。

(2) 適正処理対策の推進

産業廃棄物埋立税の税収を活用して、廃棄物の「排出事業者責任」及び産業廃棄物の処理を委託する際に使用が義務付けられている産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度を周知・徹底するため、産業廃棄物適正処理講習会を開催しました。

また、排出事業者や処理業者の立入検査を実施して、法の遵守状況の確認指導を行い、電子マニフェスト¹¹の普及促進を図るための研修会を開催しました。

平成22年法改正で創設された優良産廃処理業者の育成を図るため、この制度を講習会等で周知しました。

ダイオキシン類¹²の削減対策として、産業廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の遵守を徹底するとともに、恒久基準に適合していない施設については、施設の改善又は廃止などについて指導しました。

有害なアスベスト¹³廃棄物、PCB¹⁴廃棄物、感染性廃棄物¹⁵については、立入検査等により適正な保管及び処理を指導しました。アスベスト廃棄物対策については、環境モニタリングを実施し、適正な処理の指導を実施しました。

また、PCB廃棄物対策については、事業者に適正な保管及び処理を指導するとともに、保管されているPCB廃棄物の適正処理を促進するため、平成13年度から独立行政法人環境再生保全機構のPCB廃棄物処理基金¹⁶に毎年度拠出しています。

(3) 処理施設の確保・維持管理等

産業廃棄物最終処分場を確保するため、広島地域（出島地区）において、公共関与による新たな最終処分場を整備し、平成26年6月から廃棄物の受入れを開始しました。

11 マニフェスト、電子マニフェスト：マニフェストとは、産業廃棄物の排出事業者が処理業者に処理を委託する際、不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に交付する産業廃棄物管理票のこと。インターネットを利用した産業廃棄物管理票を電子マニフェストといい、廃棄物の排出・処理状況を迅速かつ的確に把握することができる。

12 ダイオキシン類：一般に、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）をまとめてダイオキシン類と呼んでいる。物の燃焼に伴い発生するが、概ね800℃以上の高温で安定的に燃焼することにより発生を抑制することができるとされている。

13 アスベスト：天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で石綿（「せきめん」又は「いしわた」）と呼ばれている。石綿自体が直ちに問題なのではなく、人が吸い込むことにより肺線維症（じん肺）、悪性中皮腫の原因になるといわれ、肺がんを起こす可能性がある。建築物に吹き付けられたもの及びアスベストを含む保湿材の除去作業によって発生した飛散するおそれのある飛散性アスベスト（塵石綿）とアスベストがセメント、けい酸カルシウムと一体的に成形され建築資材として含有されている非飛散性アスベスト（石綿含有廃棄物）がある。

14 PCB（Polychlorinated Biphenyl）：環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすく慢性毒性をもつ化学物質。油状の物質で電気機器の絶縁油などに使われた。

15 感染性廃棄物：感染性病原体を含むか、そのおそれのある廃棄物のこと。医療機関や研究機関から排出されることが多く廃棄物処理法上では、特別管理廃棄物とされている。

16 PCB廃棄物処理基金：国、都道府県からの補助金と産業界等民間からの出えん金で造成される基金で、中間貯蔵・環境安全事業株式会社のPCB廃棄物処理事業及び環境大臣が指定した処理事業者に対し、中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理費用の軽減及びPCB廃棄物処理の研究・研修等の促進を目的として助成を行っている。

4 不法投棄防止対策

(1) 不法投棄監視体制の強化

平成15年度に、県環境部に警察官等（2名）で組織する不法投棄対策班を設置（平成17年度から2班体制）し、不法投棄監視体制の構築・強化を図っています。

また、警察本部・海上保安本部等と連携し、陸域・海上・上空からの定期的なパトロールを実施し、不法投棄の早期発見や重大事案の解決に向けた取組を実施しました。

(2) 不法投棄情報の収集

不法投棄の早期発見・早期解決を図る観点から、「不法投棄110番ファックス」を設置し、県民から不法投棄に関する情報を幅広く収集し、関係機関に迅速な情報提供を行い、連携を図ってきました。

(3) 地区不法投棄等防止連絡協議会の活動強化

厚生環境事務所毎に設置されている地区不法投棄等防止連絡協議会において、毎年度、関係機関、団体との情報交換、合同監視パトロール等を実施することにより、不法投棄監視体制の強化を図りました。

(4) 市町と県の連携

産業廃棄物の不法投棄、不適正処理事案に対して迅速に早期解決するため、市町職員の県職員への併任制度等により、市町が産業廃棄物の立入検査を行うことを可能にし、県と市町の連携を図りました。

(5) 市町の不法投棄防止対策に対する支援

市町の不法投棄防止ネットや不法投棄監視カメラの設置に対して、県は補助金等の財政支援を行っています。

第3節 産業廃棄物埋立税の導入効果

1 産業廃棄物埋立税の概要

県内での産業廃棄物の埋立てを抑制するため、平成15年4月から導入している産業廃棄物埋立税制度について、課税期間を平成25年度から5年間延長するとともに、税の用途を拡大しました。

表12 産業廃棄物埋立税制度の概要

区 分	内 容
目 的	経済的インセンティブによって産業廃棄物の埋立抑制を図るとともに、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルの推進等を目的とする。
納税義務者	県内の産業廃棄物の最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者（中間処理業者を含む）
課税対象	県内の最終処分場に、産業廃棄物を搬入する行為
課税標準	最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量とする。
税 率	1,000円／トン
徴収方法	県内最終処分業者による特別徴収方式
税収用途	産業廃棄物の3Rの推進、適正処理、啓発活動の支援を基本とし、その他の循環型社会形成のための施策に活用する。
課税期間	第Ⅰ期：平成15年4月1日～平成20年3月31日 第Ⅱ期：平成20年4月1日～平成25年3月31日 第Ⅲ期：平成25年4月1日～平成30年3月31日
課税免除	自社処分（自ら排出する産業廃棄物を自ら有する最終処分場へ搬入するもの）
概要図	<pre> graph TD A["(納税義務者) 排出事業者"] --> B["中間処理業者 (納税義務者)"] B -- "課税対象" --> C["(特別徴収義務者) 最終処分業者"] C -- "税収" --> D["県【産業廃棄物抑制基金】"] </pre>

(注) 1 経済的インセンティブ:税負担の経済的手法により、廃棄物の排出抑制を図ること。

2 特別徴収方式:最終処分業者を特別徴収義務者と定め、その特別徴収義務者が排出事業者又は中間処理業者から税を受け取り、県に申告納入する方式。

2 税収を活用した積極的な事業展開（平成25年度～平成27年度）

産業廃棄物埋立税の税収を活用して、「3Rの推進」、「廃棄物の適正処理」及び「啓発活動」を進めるための施策を行いました。

(1) リサイクルの推進

廃棄物排出抑制・リサイクル関連研究開発費助成事業、循環型社会形成推進機能強化事業による研究開発や廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費助成事業による施設整備を実施し、事業化14件（平成15年度からの累計）の研究開発実績や、年間19万4千トン（これまでに整備された施設の処理能力の合計）の廃棄物リサイクルが可能となる施設整備が行われています。

(2) 廃棄物対策の推進

不法投棄監視体制強化事業、地域廃棄物対策支援事業、廃棄物排出事業者責任強化対策事業などを実施し、不法投棄対策、廃棄物の適正処理を推進しています。

(3) 啓発活動

事業者への環境マネジメントシステム導入促進事業や各種環境学習事業を実施するなど、事業者や県民の自主的取組を促すための廃棄物に関する意識啓発や実践活動を行っています。

表13 産業廃棄物埋立税活用事業一覧

区分	主な事業	効果・実績（平成26年度までの実績）																																	
3Rの推進	廃棄物排出抑制リサイクル関連研究開発費助成事業（平成15年度から実施） 循環型社会形成推進機能強化事業（平成17年度から実施）	事業化件数17件 【事業化例】 ・粒形改善砕砂生産時に副産される微石粉のコンクリートへの有効利用の研究開発及び実用化 ・抗肥満カンキツ成分を利用したヘルスケア食品による地域ブランドの創出																																	
	廃棄物排出抑制リサイクル施設整備費助成事業（平成15年度から実施）	リサイクル施設整備助成件数26件 処理能力19.4万t/年 （県全体の再生利用量の約1%） 【事業例】 ・高濃度廃液からの金属回収による汚泥の排出抑制及び有害廃液の処理に係る施設整備事業 高濃度廃液の汚泥の減量化を図り、有用金属を再資源化 ・廃タイヤ等からのマテリアルリサイクル用ラバーチップ製造施設整備事業 廃タイヤの破碎による各種弾性舗装材や人工芝チップ等の製造																																	
廃棄物の適正処理	地域廃棄物対策支援事業 不法投棄監視体制強化事業（いずれも平成15年度から実施）	産業廃棄物不法投棄発生状況（投棄量10トン以上の事案） <table border="1"> <caption>産業廃棄物不法投棄発生状況（投棄量10トン以上の事案）</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>不法投棄量 (t/年)</th> <th>件数 (件/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H17</td><td>1,598</td><td>8</td></tr> <tr><td>H18</td><td>959</td><td>5</td></tr> <tr><td>H19</td><td>426</td><td>3</td></tr> <tr><td>H20</td><td>725</td><td>5</td></tr> <tr><td>H21</td><td>1,350</td><td>8</td></tr> <tr><td>H22</td><td>263</td><td>9</td></tr> <tr><td>H23</td><td>1,957</td><td>9</td></tr> <tr><td>H24</td><td>435</td><td>4</td></tr> <tr><td>H25</td><td>36</td><td>2</td></tr> <tr><td>H26</td><td>533</td><td>3</td></tr> </tbody> </table>	年度	不法投棄量 (t/年)	件数 (件/年)	H17	1,598	8	H18	959	5	H19	426	3	H20	725	5	H21	1,350	8	H22	263	9	H23	1,957	9	H24	435	4	H25	36	2	H26	533	3
年度	不法投棄量 (t/年)	件数 (件/年)																																	
H17	1,598	8																																	
H18	959	5																																	
H19	426	3																																	
H20	725	5																																	
H21	1,350	8																																	
H22	263	9																																	
H23	1,957	9																																	
H24	435	4																																	
H25	36	2																																	
H26	533	3																																	
活動啓発	エコ事業所支援事業（平成20年度から実施）	県内エコアクション21認証取得導入に向けた支援事業の実施 160件（県内エコアクション21認証取得事業所数）																																	

3 産業廃棄物埋立税の導入効果

全般的に見ると、平成25年度の産業廃棄物の排出量、最終処分量は、ともに第3次計画の計画目標を達成しています。

表14 計画目標の達成状況（産業廃棄物）

単位: 万トン

区 分	平成20年度 実 績		平成27年度 計画目標		平成25年度 実 績		備 考
	排出量	排出量に占める割合	排出量	排出量に占める割合	排出量	排出量に占める割合	
排 出 量	1,396	—	1,502以下	—	1,465	—	達成の見込み
最終処分量	53	3.8%	50以下	2.5%	37	2.5%	達成の見込み

詳細に解析した結果は、次の（1）から（4）までのとおりです。

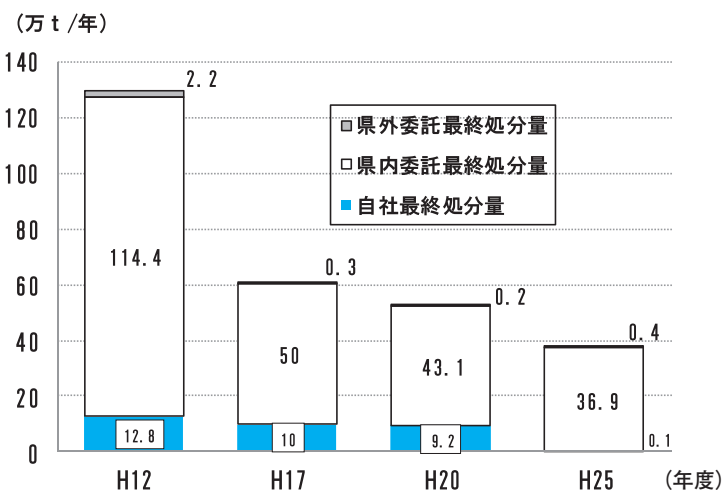
(1) 県内処分場における最終処分量の推移

県内の最終処分場で処分された最終処分量の推移を見ると、税導入により県内処分場への搬入抑制が図られ、最終処分量は税導入前のおおむね半分となったことが分かります。

内訳を見ると、税徴収対象外（自社処分場での処分）のものは、税導入前後ともにほぼ横ばいで推移しているのに対し、税徴収対象のものは税導入後大幅に減少し、税導入前のおおむね半分となっています。

なお、導入後は、ほぼ同じ傾向で減少しています。

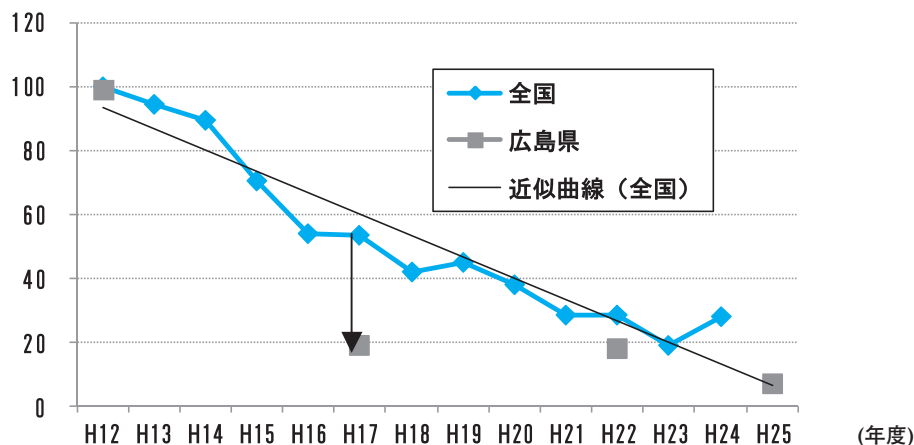
図30 産業廃棄物最終処分量の推移



(2) 全国との比較

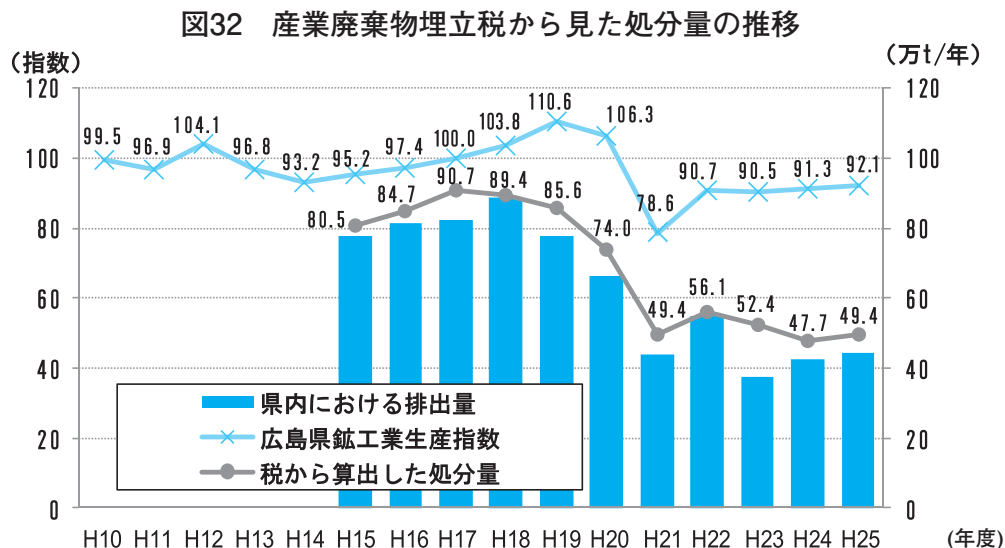
全国的に一番排出量が多い汚泥の最終処分量については、全国的に着実に減少していますが、広島県では全国に先駆けて減少していることから、税導入の影響を受けていると考えられます。（汚泥は、全業種から排出されるため、各種リサイクル法施行などの影響を排除しやすい種類）

図31 汚泥の最終処分量の推移（H12年度最終処分量を100とした比較）



(3) 産業廃棄物埋立税から見た最終処分量と生産活動との比較

県内の処分場に最終処分された量は、平成17年をピークに緩やかに減少していましたが、平成20年9月のリーマンショック以降における世界的な景気悪化の影響により平成21年は大きく減少しました。



(4) まとめ

総合的に判断して、平成17年以降、最終処分量が減少しているのは、税導入による効果が高いためと判断されます。

また、産業廃棄物の最終処分量抑制効果も継続していると考えられることから、今後も税制の継続など、排出抑制につながる何らかの経済的インセンティブが必要と考えられます。

今後、現行の課税期間が終了するまでに、外部有識者等により税充当事業の効果について検証するとともに、税制度の在り方について検討する必要があります。

第4章 廃棄物処理の課題

廃棄物の減量化・リサイクルの推進や処理施設の確保、適正処理の徹底などこれまでの取組を継続することにより、循環型社会と低炭素社会との一体的実現を目指すとともに、社会環境の変化（人口減少、高齢社会到来）への対応など、新たな課題への適切な対応が求められています。

第1節 循環型社会の実現

1 2R(リデュース,リユース)の推進

- 天然資源の利用を抑制し、環境への負荷をできる限り低減していくためには、リサイクルに先立って、2R（①リデュース：排出抑制，②リユース：再使用）を可能な限り推進することを基本とする必要があります。
- その取組の一環として、近年、横ばい又はやや増加傾向にある一般廃棄物の排出量を削減するため、容器包装の削減やリターナブルびんの使用などに加え、生活全体においてリデュース、リユースを推し進めていく必要があります。
- 一般廃棄物の食品ごみの対策として、消費者、行政、食品関連業者が一体となった食品ロス削減に係る取組や、本来食べられるのに捨てられている食品ごみを、肥料に活用するなどの対策を推進していく必要があります。
- 生活用品を中心に、住民にリユース品を積極的に生活に取り入れる動きが広がっていることを踏まえ、2Rをはじめとする3Rの取組効果や循環利用の行方を消費者が把握できるようにし、ライフスタイルの変革を後押ししていく必要があります。

2 リサイクルの推進

- 事業活動に伴って排出される廃棄物の減量化・リサイクルの推進に当たっては、引き続き、事業者による自主的な3Rに係る取組を支援し、事業者の取組を促進する必要があります。また、リサイクルに係る人材の育成などにより循環型社会ビジネスを振興させ、低炭素社会の実現に向けた取組も併せて推進する必要があります。
- リサイクル製品の登録数は順調に推移していますが、その利用が停滞している実態もあります。また、他県ではリサイクル製品の使用による環境汚染問題が発生するなど、リサイクル製品の品質が課題となっています。引き続き、適正に品質管理されたリサイクル製品を登録対象とするとともに、リサイクル製品の積極的な情報発信や公共工事等での利用などにより、リサイクル製品の使用促進を図る必要があります。
- 確実な資源循環が図られるよう、関係業者にリサイクルの高付加価値化や分別・解体・選別などリサイクル費用の削減に向けた検討を支援し、高品質なリサイクル製品の事業化に結び付くリサイクル技術の研究開発やリサイクル施設の整備を推進する必要があります。
- 再生利用率が全国水準に達していない産業廃棄物（がれき類、木くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず及び廃プラスチック類）については、再生利用率を向上させる取組を行う必要があります。

- 家庭用小型電子機器に含まれるレアメタル¹などの有用資源について、適正な処理ルートでの回収を推進し、確実な資源循環を確保する必要があります。
- 最終処分されている廃プラスチック類など、有効に再生利用されていない廃棄物からのエネルギーの回収の推進を図る必要があります。
- 各種リサイクル法の推進により、確実な資源循環が確保されるよう普及啓発や関係者間の調整を行う必要があります。
- 農業系廃棄物について、家畜ふん尿は堆肥等としての利用が促進されるよう適正な処理方法に関係者に技術指導・意識啓発し、リサイクルを基本とした適正処理を推進する必要があります。
- 下水汚泥は高い利用可能性があるものの、その活用が不十分であるため、燃料又は肥料等として再利用を推進していく必要があります。

3 低炭素社会の実現に向けた取組

- 循環型社会の実現は、低炭素社会の取組への貢献を図る観点からも、2R及びリサイクルの取組を推進していく必要があります。
- リサイクル等ができないものは、エネルギー回収を図っていき、ごみ焼却施設等での高効率発電などのエネルギー利用や熱回収、バイオマス系循環資源の燃料への活用等を積極的に推進していく必要があります。

4 地域循環圏形成の推進

- 地域内で排出される廃棄物は、地域内でのリサイクル等を優先・実施し、循環資源の種類に応じた適正な規模で循環させることができる仕組みづくりを進め、地域の活性化につながる地域循環圏を形成していく必要があります。

5 環境意識の向上及び自主的行動の推進

- 廃棄物処理の課題を解決するためには、県民や事業者が3Rに対する理解を深め、自主的な活動に取り組む意欲を高めるための意識啓発や環境学習を積極的に進める必要があります。
- その手法として、県民・事業者・関係団体・行政が相互に連携するなど地域全体の問題として取り組む必要があります。

6 県の率先した取組

- 県民・事業者・関係団体・行政などによる3Rの取組を促進するため、県が率先して、公共事業における廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進などに取り組む必要があります。

¹ レアメタル：地球上の存在量が稀であるか、技術的・経済的な理由で抽出困難な金属のうち、工業需要が現に存在する（今後見込まれる）ため安定供給の確保が政策的に重要であるものとして、国の鉱業審議会ではレアメタルと定義している31種類の非鉄金属。

第2節 一般廃棄物

1 排出抑制及び減量化

- 一般廃棄物の排出量は、平成22年度までは減少傾向にありましたが、その後横ばいに転じていることから、県民・事業者・関係団体・行政が連携して2 Rなどの適切な排出抑制対策を一層推進する必要があります。特に、生活系ごみ及び事業系ごみの多くを占める可燃ごみや増加傾向にある事業系ごみについて、効果的な対策が必要です。

2 適正処理対策の推進

- 人口・世帯構造の変化に伴い、高齢者の単独世帯が増加しており、家庭ごみを所定の収集場所（ごみステーション）まで運ぶことが困難な事例などが発生しています。

また、一般廃棄物の処理を伴う遺品整理の増加など、社会情勢の変化に対応した処理体制を構築する必要があります。

- 社会情勢等の変化に伴い、今後、家庭からの排出量増加が予測される、在宅医療廃棄物や紙おむつなどの廃棄物の適正処理を推進する必要があります。
- 市町の地域条件に応じた適切な一般廃棄物処理システム（分別収集、リサイクル、エネルギー回収、最終処分等）の見直しや、処理コストの低減につながる取組が円滑に行えるよう市町の取組を支援する必要があります。
- 海岸漂着物実態調査により、主にボランティア団体等の民間団体により、海岸漂着ごみの清掃活動が実施されている現状を把握しました。

また、河川等に捨てられたごみが海に流れ、海岸漂着ごみとならないよう、海岸での清掃活動に加え、地域における清掃活動を推進していくことも必要です。

今後は漂流・海底ごみを含めた海ごみ²対策として、沿岸市町、海岸管理者、漁業者、清掃活動団体等の関係者との連携を強化し、海ごみの円滑な回収・処理、発生抑制対策が促進される体制の整備、これらの推進の方策を検討する必要があります。

- 近年、廃棄物に該当する家庭等の不用品を回収する業者が増加しており、その大半は無許可業者という実態があります。集められた廃家電等の有用なものを回収した残りは国内で不法投棄・不適正処理されたり、海外に輸出された後に不適正処理され環境汚染を引き起こしたりしていると指摘されており、違法な不用品回収業者の対策を強化する必要があります。

3 処理施設の確保・維持管理等

- 市町の一般廃棄物処理施設については、施設の耐久性、長寿命化等を考慮し、計画的な整備の推進を図る必要があります。

2 海ごみ：海底ごみ（海底に沈んでいるもの）、漂流ごみ（海中を浮遊しているもの）、漂着ごみ（海岸に打ち上げられたもの）の総称

- ごみ焼却施設の更新時や改良時において、エネルギー回収・利用に配慮した施設整備の推進を図る必要があります。

また、ごみ処理施設の整備には多額の費用を要するため、整備に当たっては、地域の特性に配慮した上で、整備費用や収集運搬費も含めた処理費用等を考慮し、周辺市町との共同処理など、効率的な施設整備の推進を図る必要があります。

- 処理施設等の事故は周辺環境に多大な影響を与えることから、事故を未然に防止するために必要な措置を講ずるとともに、事故発生時の緊急対応方法について事前に定めておく必要があります。

4 災害廃棄物対策の推進

- 東日本大震災の経験を踏まえ、平成25年度末に、環境省により、近年の大規模気象災害における知見や知識を加えた「災害廃棄物対策指針」が策定されました。現在までに多くの市町が災害廃棄物処理計画を策定していますが、災害廃棄物発生量の推計方法、近隣市町や関係機関との協力体制など、新たな指針で規定されている事項についての整理が不十分な状況にあります。
- 県内でも、平成26年8月の広島市土砂災害により、推計で約58万tの災害廃棄物が発生しましたが、この災害は想定を上回る規模であったため、仮置場の選定や確保、処理計画の策定、廃棄物量の推計、広域連携の強化等の課題が明らかになりました。
- 近年のこうした気象災害の多発に加え、将来、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が懸念され、県内でも甚大な被害が想定されています。今後、県・市町が連携し、迅速かつ適正な災害廃棄物処理への備えとして、新指針に基づき実行性の高い処理・協力体制の確保を図り、充実した災害廃棄物処理計画の策定や見直しを行う必要があります。
- また、平成27年の廃棄物処理法改正では、都道府県廃棄物処理計画に、「産業廃棄物処理施設の整備に際し非常災害に備え配慮すべき事項」が追加されました。

非常災害時においては、産業廃棄物処理施設においても災害廃棄物処理を行うことを想定し、施設の処理余力等について把握しておく必要があります。

5 生活排水(し尿等)対策の推進

- 地域の実情に応じた公共下水道、農業・漁業集落排水、浄化槽の計画的な整備を図る必要があります。

浄化槽については、し尿のみを処理する単独処理浄化槽から、生活雑排水を処理する合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。

- 浄化槽が本来の機能を発揮し適切な放流水を維持するため、適正な維持管理の実施や法定検査の受検を促進する必要があります。

適正な維持管理を促進するためには、浄化槽管理者の理解促進や事業者の技術向上など具体的な取組を、県・市町や関係事業者等が連携して推進するとともに、市町や指定検査機関において浄化槽の設置情報を適切に把握する必要があります。

第3節 産業廃棄物

1 排出抑制及び減量化

- 排出事業者において、①排出抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収等の順に、できる限り循環的な利用を行うとともに、これらの取組の中で、温室効果ガス削減にもつながる取組があれば併せて取り組むという意識の醸成を図る必要があります。

また、排出現場での分別を徹底して、廃棄物の排出抑制及び減量化を図るとともに、リサイクルが容易になるよう配慮し、リサイクル製品の品質向上を図りながら、その製造と使用が円滑に進むようにする必要があります。

- 産業廃棄物の排出抑制、減量化及び再生利用を推進するため、技術開発や施設整備が必要です。

特に、再生利用が全国水準に達していない産業廃棄物の再生利用率を向上させるためには、再生利用量の多くがセメント原料としてリサイクルされている現状から、セメント需要の低迷により再生利用が制約されることも想定し、セメント原料化に代わるリサイクルへの転換等に取り組む必要があります。

2 適正処理対策の推進

- 産業廃棄物は、排出事業者の責任で適正に処理する必要があるため、引き続き、「排出事業者責任」を徹底するための啓発、指導を行う必要があります。
- 産業廃棄物を他人に委託して処理する場合にあっても、排出事業者は、法令に基づく書面による委託契約の締結、処理を委託する際の産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付、返送されるマニフェストの確認などを徹底する必要があります。

また、マニフェストについて、偽造がしにくく、産業廃棄物処理システムの透明化など適正処理の推進に効果のある電子マニフェストの普及を図っていく必要があります。

- こうした対応を取っているとしても産業廃棄物の不適正処理がなくなるわけではなく、「処理を委託した産業廃棄物」の処理確認が不十分な状況にあることから、法又は条例で規定された処理状況の確認など、排出事業者に排出事業者責任の徹底を啓発していく必要があります。
- 依然として、排出事業者及び処理業者による産業廃棄物の不適正処理が発生しているため、立入検査を強化して適正処理を推進するとともに、悪質な業者に対して厳格に対応する必要があります。悪質業者を排除して適正処理を推進するため、優良な処理業者の育成を図る必要があります。
- 不要となったPCBを含有するトランス等（PCB廃棄物）について、紛失等による環境汚染を防止するため、保管事業者に処理するまで適正に保管させるとともに、高濃度のPCB廃棄物は、中間貯蔵・環境安全事業㈱（JESCO）北九州PCB処理事業所の処理施設に、設定された期限（トランス等は平成31年3月）まで

に早期に搬入して処理するよう指導する必要があります。

また、低濃度PCB廃棄物³の処理を推進する必要があります。

- 県外から搬入された廃棄物は性状等が不明なことにより、これまで不適正処理が発生していたことから、これらの廃棄物の処理状況を監視する必要があります。

3 処理施設の確保・維持管理等

- 最終処分場、焼却施設等の産業廃棄物処理施設の設置・維持管理による生活環境保全上の問題が生じないように、厳正な審査・検査を行う必要があります。
- 民間事業者による最終処分場の設置が困難な状況が継続し、適正処理に必要な埋立容量がひっ迫することが想定される場合は、これを補完するため公共関与による産業廃棄物の受入体制を検討する必要があります。
- 産業廃棄物の処理施設の設置に当たり、設置者・地域住民の間での紛争を防止するため、関係者間の合意形成を図る必要があります。

第4節 不法投棄防止対策

- 不法投棄の監視や不法投棄防止の対策・啓発等を実施していますが、依然として、廃棄物の不法投棄が発生している状況にあります。このため、更なる監視、関係機関との連携強化、県民・多様な組織等からの情報提供などにより、不法投棄させない社会を醸成するとともに、原因者に対しては、処分・処罰など厳正な対応を徹底する必要があります。
- 市町が行う不法投棄防止対策への助成の継続や市町併任職員による監視等、県と市町が一体となった不法投棄防止対策を行う必要があります。

3 低濃度PCB廃棄物：PCB濃度が0.5mg/kgから数十mg/kg程度の絶縁油が含有する微量PCB汚染廃電気機器等及びPCB濃度が5,000mg/kg以下のPCB廃棄物等

第5章 減量化目標の設定

第1節 一般廃棄物（ごみ）

1 将来推計

平成32年度における一般廃棄物（ごみ）の排出量については、排出量が横ばいに転じた平成22年度以降の実績等や計画収集人口を基に推計し、県全体の排出量等を算定しました。

また、再生利用量及び最終処分量については、排出量の将来推計値を基に、平成25年度の再生利用率及び最処分率を維持した場合の推計値を算出した上で、市町のごみ処理計画を考慮して推計しました。

表15 一般廃棄物（ごみ）の将来推計

単位：万t

区 分	現 状※ 【平成25年度】		将来推計 【平成32年度】	
		排 出 量 に 占める割合		排 出 量 に 占める割合
排 出 量	92.2	—	92.2	—
再生利用量	18.5	20.0%	15.9	—
最終処分量	11.9	12.8%	11.4	—

※平成25年度の実績値（集団回収¹を除く）

将来予測の推計方法

計画収集人口：「ひろしま未来チャレンジビジョン（平成27年10月改定）」における人口の将来展望に係る試算（出生や社会移動に関する県民の希望が実現した場合）を基に推計しました。

排 出 量：①生活系、②事業系、③集団回収量に分け、①及び②については市町別に将来推計し合計しました。③については、全県で将来推計しました。

①生 活 系：平成22年度から平成25年度までの1人1日当たり排出量（原単位）を基に、トレンド法により予測しました。

②事 業 系：平成22年度から平成25年度までの排出量を基に、トレンド法により予測しました。

③集団回収量：集団回収量の実績がある市町の平成22年度から平成25年度までの回収量を基に、1人1日当たり回収量を算出し、トレンド法により全県を推定しました。

再 生 利 用 量：平成25年度の再生利用率を排出量推計値に乗じて算出した上で、RDF事業からの撤退分を考慮して推計しました。

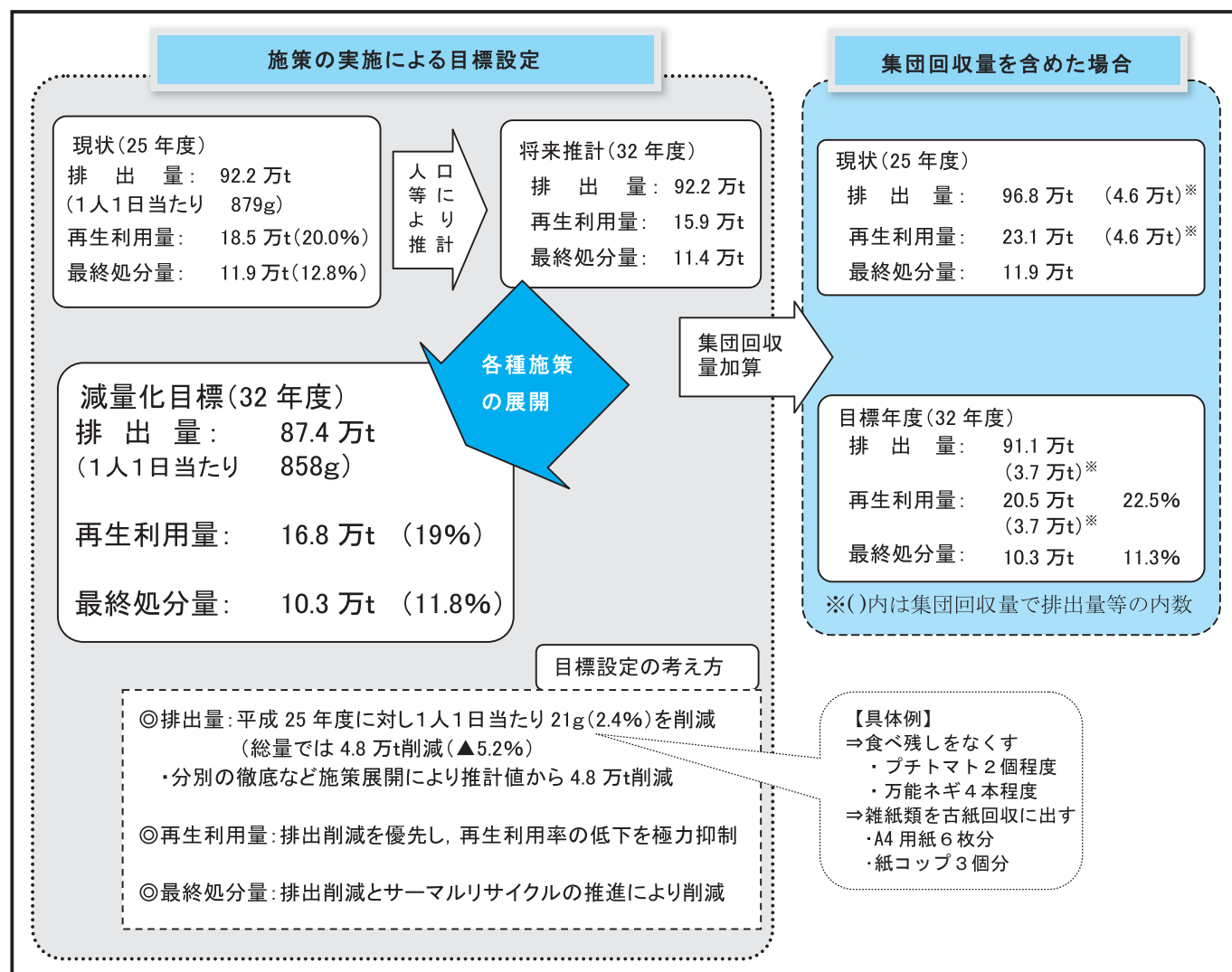
最 終 処 分 量：平成25年度の最終処分率を排出量推計値に乗じて算出した上で、RDF事業からの撤退分を考慮して推計しました。

※トレンド法とは、過去の実績の傾向（トレンド）を基に、回帰式を用いて将来推計を行う方法であり、予測結果には、これまでの社会情勢の変化によるごみの排出量の変化などが反映されています。

1 集団回収：家庭から出る新聞・雑誌・段ボール・アルミ缶などの資源ごみを子ども会・自治会・児童会・保護者会などの地域住民団体がその地域内の資源を回収し、資源回収業者に引き渡す方法。市町では、補助金などを交付している場合を除き実態把握されていない。

2 減量化目標

第3次計画の目標達成状況等を踏まえ、施策展開による削減効果を算定し、平成32年度の計画目標を次のとおり設定します。ただし、集団回収量は実態を把握することが困難なことから、排出量及び再生利用量の目標値から除いています。



【排出量】

87.4万 t 以下にします。

(1人1日当たり21 g 以上削減し、平成25年度に対して総量で5 %以上削減)

【再生利用量】

排出量に占める割合を19%以上にします。

(排出量の削減を優先しつつ、再生利用率の低下を極力抑制)

【最終処分量】

10.3万 t 以下にします。

表16 一般廃棄物（ごみ）に係る減量化目標

単位：万t

区 分	現 状 【平成25年度】		計画目標 【平成32年度】	
		排 出 量 に 占める割合		排 出 量 に 占める割合
排 出 量	92.2	—	87.4以下	—
再生利用量	18.5	20.0%	16.8以上	19%以上
最終処分量	11.9	12.8%	10.3以下	11.8%以下

3 減量化目標の設定の考え方

先進市町の取組が県内の全市町で展開されるよう促進するとともに、増加傾向にある事業系廃棄物対策に重点的に取り組みます。

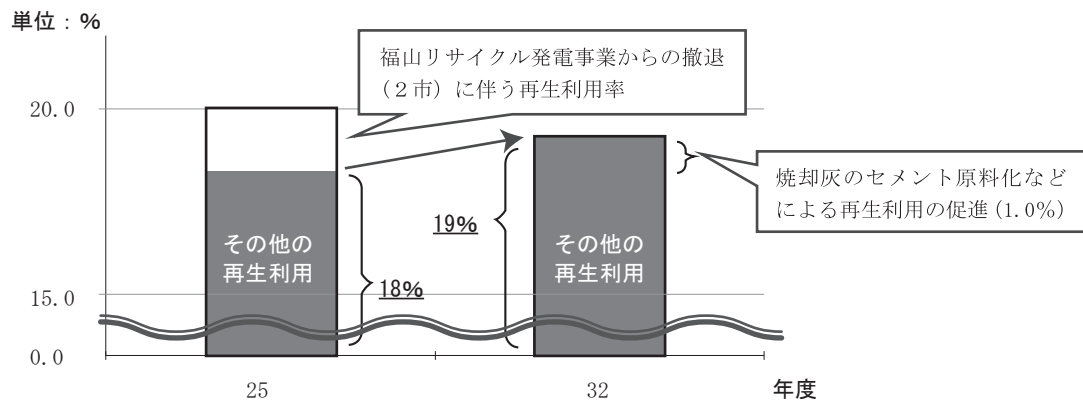
（１）排出量

市町の排出削減の取組を促進することにより、平成25年度に対し、5%（4.8万トン）削減することとしました。

（２）再生利用量

福山リサイクル発電事業参画の一部市町の撤退に伴い、RDFの製造に係る再生利用量は減少しますが、焼却灰のセメント原料化などの施策の展開により再生利用量を増加させ、現状の再生利用率を極力維持することを目標としました。

《再生利用量に係る排出量に占める割合について》



（３）最終処分量

福山リサイクル発電事業参画市町の一部撤退に伴う最終処分量の増加（RDF製造から焼却への変更に伴い処分する焼却灰分）及び埋立処分されている廃プラスチック等の焼却化（エネルギー回収）を考慮した目標としました。

第2節 産業廃棄物

1 将来推計

平成32年度における産業廃棄物の排出量等については、業種毎に過去の活動量指標（建設業：元請完成工事高，製造業：製造品等出荷額など）の実績を基に将来推計を行いました。

表17 産業廃棄物の将来推計

単位：万t

区 分	現 状 【平成25年度】		将来推計 【平成32年度】	
		排 出 量 に 占める割合		排 出 量 に 占める割合
排 出 量	1,465	—	1,487	—
再生利用量	1,064	72.6%	1,081	72.7%
最終処分量	37	2.5%	38	2.6%

2 減量化目標

第3次計画の目標達成状況等を踏まえ、平成32年度の計画目標を次のとおり設定します。

【排出量】

1,480万 t 以下にします。（平成25年度実績に対して1 %の増加に抑制）

【再生利用量】

排出量に占める割合を73.1%以上にします。

【最終処分量】

排出量に占める割合を2.4%以下にします。

表18 産業廃棄物に係る減量化目標

単位：万t

区 分	現 状 【平成25年度】		計画目標 【平成32年度】	
		排 出 量 に 占める割合		排 出 量 に 占める割合
排 出 量	1,465	—	<u>1,480以下</u>	—
再生利用量	1,064	72.6%	<u>1,082以上</u>	<u>73.1%以上</u>
最終処分量	37	2.5%	<u>35以下</u>	<u>2.4%以下</u>

3 減量化目標の設定の考え方

(1) 排出量

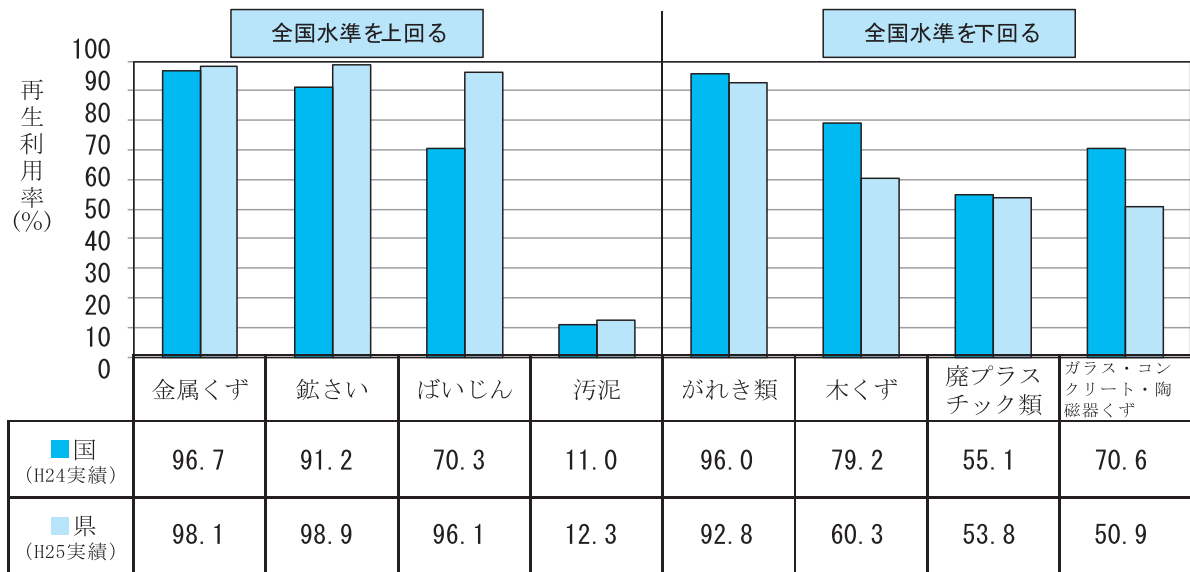
事業活動の拡大等により将来推計は増加しますが，排出事業者の排出抑制の取組を促進することにより7万トンの削減を見込み，平成25年度実績から1%増加に抑制する目標としました。

(2) 再生利用量

再生利用率が全国水準（平成24年度）に達していない廃棄物（がれき類，木くず，廃プラスチック類，ガラス・コンクリート・陶磁器くず）について，全国水準に向けて再生利用率の向上を図ることとし，再生利用量について6.4万トンの増加を見込みました。

この増加分と排出抑制による減少分（5万トン）を将来推計に加味し，再生利用率73.1%（再生利用量1,082万トン）に設定しました。

図33 種類別再生利用率（産業廃棄物）の比較



(3) 最終処分量

排出量の排出抑制による減少及び再生利用量の増加により，将来推計から3万トンの削減が見込まれることから，最終処分率2.4%（最終処分量35万トン）に設定しました。

第6章 施策の展開

1 施策展開の視点

本県における廃棄物に関する諸課題を解決し、将来世代にも継承することができる持続可能な社会を形成するため、資源の採取や廃棄に伴う環境への負荷を最小にする「循環型社会」の実現に向けた取組を進めるとともに、地球温暖化問題に対応した「低炭素社会」の構築に向けた取組を併せて進めていくことが重要です。

また、今後は、人口減少社会に対応するため、効率的な廃棄物の処理体制を構築し、安定的に維持していく必要があります。

以上の点を考慮し、県民・事業者・関係団体・行政など様々な主体が適切な役割分担のもと、次の基本理念及びそれに基づく三つの視点から施策を推進します。

基本理念

循環型社会と低炭素社会の一体的実現
～効率的、安定的な廃棄物処理体制の構築を目指して～

視点

1 資源循環を基本とした社会づくり

廃棄物を資源として捉え、循環資源のエネルギー利用など、天然資源の消費を抑制する社会づくりを進める。

2 適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり

廃棄物を適正に処理する上で、経済性にも優れ、環境への負荷の少ない体制が構築された社会づくりを進める。

3 環境に配慮した行動が広がる社会づくり

廃棄物の資源循環に自ら率先して取り組み、地域に広がっていく社会づくりを進める。

2 施策の体系

区分・取組の方向		主な施策
資源循環を基本とした社会づくり		
1	一般廃棄物の排出抑制, 再使用, 再生利用の推進	・ 2 R の推進 ・ リサイクル製品の使用促進 ・ 未利用廃棄物のエネルギー利用の促進 ・ 使用済小型電子機器等のリサイクルの促進 ・ ごみ焼却施設における高効率発電の促進
2	産業廃棄物の排出抑制及び減量化等の推進	
3	質の高いリサイクルの推進	
4	地域循環圏での有用資源の回収体制の確保	
5	低炭素社会への取組の推進	
6	リサイクル産業の集積・育成	
適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり		
1	将来を見据えた市町連携による廃棄物処理体制の推進	・ 一般廃棄物処理施設の効率化の促進 ・ 電子マニフェストの普及促進 ・ P C B 廃棄物処理の推進 ・ 優良な産業廃棄物処理業者の育成 ・ 市町の災害廃棄物処理計画策定の促進 ・ 海岸漂着ごみ清掃の取組推進
2	一般廃棄物の適正処理対策の推進	
3	産業廃棄物の適正処理対策の推進	
4	産業廃棄物処理施設の確保・維持管理等	
5	不法投棄防止対策の推進	
6	災害廃棄物対策の推進	
7	海ごみ（海岸漂着ごみ等）対策の推進	
8	生活排水対策（し尿等）の推進	
9	今後発生が想定される廃棄物への対応	
環境に配慮した行動が広がる社会づくり		
1	環境意識の向上及び自主的行動の推進	・ 市町との連携による普及啓発
2	各主体の取組支援	
3	環境情報の提供	
4	地域課題解決に貢献する環境対策の推進	

第1節 資源循環を基本とした社会づくり

1 一般廃棄物の排出抑制,再使用,再生利用の推進

(1)生活系ごみの減量化の推進【重点取組】

生活系ごみの減量化に当たっては、住民が自らの生活様式を見直し、計画的な買物を心掛けるなど、「持続可能な消費¹」の意識を持つとともに、ごみの排出を減らす取組を実践することが重要です。

今後も、レジ袋の使用抑制、マイバッグの持参、店頭回収の推進など、下表に示すようなごみ減量化の取組事例を、事業者、住民及び行政の各主体が率先して取り組むよう周知啓発し、実践するよう運動を展開していきます。

また、生活系ごみの多くを占める生ごみの抑制を重点的に進めるため、「もったいない」という文化・意識を生かし、市町、事業者と連携し、食品ロス削減等の取組を推進します。

表19 ごみ排出抑制に係る取組事例

区 分	取 組 事 例
事業者	レジ袋の使用抑制・有料化、過剰包装の抑制、梱包の簡素化、店頭回収の推進 等
住 民	マイバッグ・マイボトル・マイカップの持参、過剰包装を断る、集団回収の実施、リターナブル容器 ^{※1} 等環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスの選択、生ごみ処理機等の利用、不用品交換・他用途への活用、エコクッキング ^{※2} 、水切りの徹底、計画的な買い物、リサイクルシステムのある商品を選ぶ 等
行 政	マイバッグ運動、マイボトル・マイカップ持参の推進、集団回収の推進、環境教育・環境学習の推進、資源回収推進団体の育成と支援、生ごみ処理機購入補助 等

※1 リターナブル容器：洗浄するだけで再利用できる容器のこと。

※2 エコクッキング：食物やエネルギーを無駄にせず、水を汚さないよう工夫したり、ごみを減らしたりして、環境に配慮しながら料理をつくること。

(2) 事業系ごみの減量化等の推進【重点取組】

一般廃棄物の排出量の約4割を占める事業系ごみの排出抑制・減量化を進める上で、事業者自らが事業系ごみの処理責任を自覚し、ごみの排出を減らす取組を積極的に推進することが重要です。

市町が行う事業者への減量化指導や多量に排出する事業者への減量化計画の策定指導に対する助言のほか、業種に応じた3Rの方策について、業界団体等と連携した取組の強化を図ります。

(3) 2R（リデュース・リユース）の推進

2Rの取組を進めるためには、リサイクルよりも優先順位の高い2Rの取組が更に進む社会経済システムの構築が必要です。このため、先進的な2Rの取組を収集して、県と市町で情報共有を図るとともに、イベント時等における使い捨て容器の削減などについて、市町と連携した普及啓発を行い、2Rの取組が進む社会を形成していきます。

1 持続可能な消費：国連が取り組んでいる最も重要な課題の1つで、1人1人が問題意識を持って行動することで、バランスを欠いてしまった現代の社会問題や環境問題を解決しようとするもの。過剰な消費を抑え、世界中の全ての人たちが生活するために最低限必要なものを手に入れられるようになることを目的としている。

(4) ごみ処理施設における展開検査の推進

一般廃棄物への産業廃棄物の混入を防止するため、一部の市町では事業系一般廃棄物の収集運搬車を対象とした展開検査を実施していますが、こうした取組が推進されるよう技術的支援²を行います。

(5) 分別排出の徹底の推進

ごみの再生利用を進め、最終処分量の削減を推進するためには、ごみの分別を徹底し、再生利用できるものは資源として確実に循環させることが重要です。

このため、市町に対し、国が策定した「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（平成25年4月改訂）」に基づき、分別収集区分や処理方法等の一般廃棄物処理システムの適正化を図るよう技術的支援を行います。

また、分別排出の徹底について、住民の理解と協力が得られるような市町の取組を促進します。

(6) ごみ処理に係る手数料の適正化の推進

ごみ処理の有料化や手数料の値上げは、ごみ排出量の減量化に一定の効果があるものとされています。このため、市町に対し、国の「一般廃棄物処理手数料有料化の手引き（平成25年4月見直し）」を周知するとともに、県内市町のごみ処理に係る手数料の状況を取りまとめて情報提供し、消費税等の引き上げ等も考慮した手数料の適正化に向けた取組について技術的支援を行います。

2 産業廃棄物の排出抑制及び減量化の推進

(1) 産業廃棄物の排出抑制、減量化等の啓発・支援

循環型社会の実現のためには、まず、廃棄物の排出を抑制し、次に廃棄物の再利用、再生利用、熱回収等の順にできる限り循環的な利用を行うことが必要です。

産業廃棄物を排出する事業者に対し、そうした意識を醸成するため、廃棄物の排出抑制、減量化等の啓発を推進します。

また、事業所内廃棄物の排出抑制や減量化に資する施設の整備を推進します。

(2) 多量排出事業者における減量化計画の策定指導

廃棄物処理法及び広島県生活環境の保全等に関する条例（平成15年広島県条例第35号）により減量化計画等の策定が義務付けられている多量排出事業者³などに対し、実効性のある計画の策定や計画の着実な実施を指導します。また、多量排出事業者が提出した減量化計画書・実施状況報告書について、法で都道府県知事がインターネットの利用により公表することが規定されていることから、計画書・報告書の提出を通じて事業者の自主的な取組を促し、減量化を推進します。

2 技術的支援：一般廃棄物の分別収集区分、処理方法、再生利用及び適正処理促進のための施設整備並びに広域化による施設の効率的配置等に対して、市町間の調整を行うほか、市町に対する助言や先進的取組に関する情報提供等を行うこと。

3 多量排出事業者：廃棄物処理法又は広島県生活環境の保全等に関する条例に基づくもので、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者であって、前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上（特別管理産業廃棄物は50トン以上）、条例は500トン以上ある事業場を設置している事業者のこと。

(3) 産業廃棄物埋立税制度の活用

平成15年度に導入した産業廃棄物埋立税制度は、経済的手法による産業廃棄物の排出抑制及び減量化等を促進し、税収を活用して循環型社会の実現に向けた施策を図る上で重要な制度です。

税活用施策について、今後、外部有識者などとともに、更なる3Rの推進に向け、新たな施策展開の在り方について検討します。

3 質の高いリサイクルの推進

(1) リサイクル製品の使用促進

県内で排出した廃棄物などを使用したりサイクル製品の利用を促進するため、使用実績があり、所定の要件・基準に適合したりサイクル製品の登録を行い、県のホームページ、パンフレット等を通じて積極的な情報提供を行います。

(2) リサイクル技術研究開発・施設整備の促進

廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルの取組を促進するため、事業者が実施するリサイクル技術に係る研究開発や施設整備、産業廃棄物処理業界や大学による産学連携の活動の支援及びリサイクル産業の活性化を推進するとともに、リサイクル産業団地であるびんごエコ団地の分譲など、地域におけるリサイクル産業の振興を図ります。

また、今後、廃棄物のリサイクルに当たっては、製品と同一の性状のものを製造する等の高度なりサイクル（水平リサイクル）技術の研究開発を促進するとともに、廃棄物からのエネルギー回収、食品ロスの削減に資する研究開発や施設整備の促進など、資源循環の徹底に向けた取組を進めます。

(3) 建設廃棄物のリサイクルの推進

コンクリート、アスファルトコンクリート等のがれき類の再生品について、公共工事で積極的に使用することによりリサイクルを先導し、着実なりサイクルの推進を図ります。

建設汚泥は、まず現場内での再生利用を第一に努め、現場内での再生利用が困難なものについては、当該現場外での再生利用が図られるよう指導することにより、最終処分量の縮減を図ります。

また、建築物の解体工事で発生した廃棄物については、リサイクルを容易にするため、分別解体又は現場条件に応じた分別の徹底を啓発します。

(4) 農業系廃棄物、下水汚泥のリサイクルの推進

○ 家畜排せつ物のリサイクルの推進

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）、「広島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」及び「広島県資源循環型畜産確立基本方針」に基づき、家畜排せつ物処理施設の計画的な整備を推進するとともに、家畜排せつ物の適正な処理・利用に必要な畜産業者の技術力の向上、畜産部門と耕種部門が連携した堆肥等の流通・利用の促進を図ります。

また、地域の実情に詳しい市町、関係団体と構成する地域資源循環型畜産推進指導協議会の下、総合的な指導体制の充実を図ります。

○ 下水汚泥のリサイクルの推進

下水汚泥は、従来からセメントや堆肥などへの利用が行われていますが、近年、全国的に固形燃料化等による再生可能エネルギーとしての活用も進められています。

県内においても、広島市西部水資源再生センターで、平成24年度から炭化施設が稼働しています。また、広島県芦田川流域芦田川浄化センターでも、平成28年度から下水汚泥固形燃料化施設を稼働させることとしており、発生汚泥等のエネルギー利用を推進します。

(5) 各種リサイクル法の推進

各種リサイクル法が円滑に施行されるよう住民に対し、関係機関と連携して、普及啓発を行います。また、各種法律によりリサイクルを進める上で課題となる点について、市町の要望等を踏まえながら、国への制度の見直しなどについて働き掛けを行います。

表20 各種リサイクル法の概要

区 分	施行年月	法 の 概 要
容器包装リサイクル法	H12. 4 (改正 H18. 6)	市町村による分別収集（消費者による分別排出）及び分別収集された容器包装の事業者による再商品化という回収・リサイクルシステムが規定されています。
家電リサイクル法	H13. 4	小売業者による回収及び回収された使用済み家電製品の製造業者等による再商品化などの回収・リサイクルシステムが規定されています。
食品リサイクル法	H13. 5 (改正 H19. 6)	食品の製造・加工・販売業者が取り組むべき事項（食品廃棄物の再資源化）が規定されています。
建設リサイクル法	H14. 5	建設工事受注者による分別解体及びリサイクル、工事の発注者や元請業者などの契約手続などが規定されています。
自動車リサイクル法	H17. 1	自動車の所有者によるリサイクル料金の負担、関連事業者による使用済自動車の引取り・引渡し、自動車メーカー等によるフロン類、エアバッグ類、シュレッダーダストの引取り・再資源化等が規定されています。
小型家電リサイクル法	H25. 4	国の認定を受けた認定事業者による再資源化事業（収集、運搬及び処分）など、使用済小型電子機器等の再資源化を促進する制度が規定されています。

(6) リサイクル産業創出に係る人材育成

地域における循環型社会ビジネスの促進につなげていくため、引き続き、事業所でリサイクル技術等の研究開発などに携わる人材の育成に取り組みます。

4 地域循環圏での有用資源の回収体制の確保

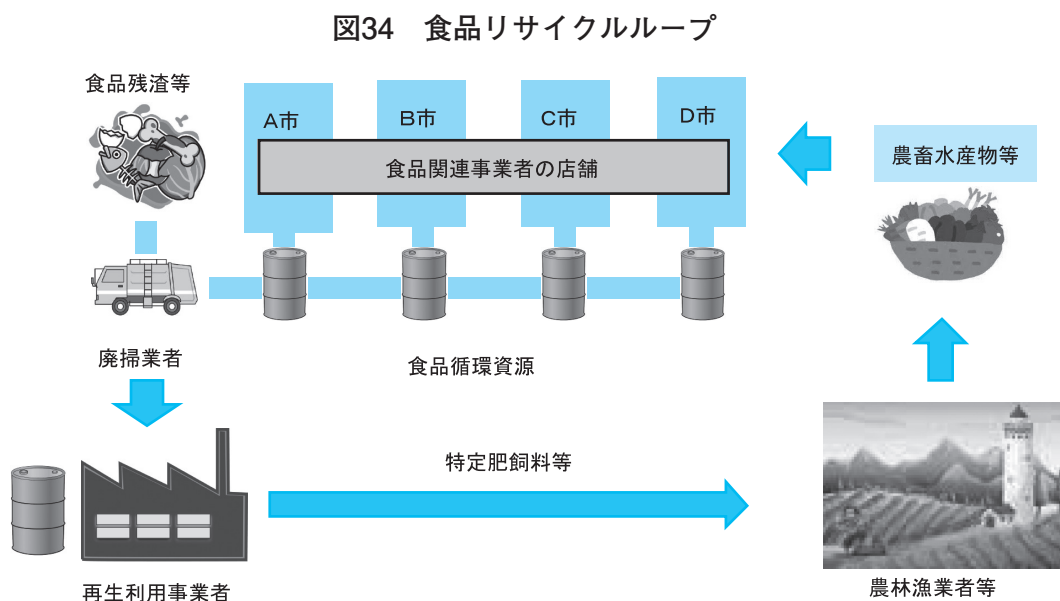
(1) 使用済小型電子機器等のリサイクルの推進

家庭で使用済みとなった小型電子機器を効率的に回収するため、市町に対し、全国の先進事例の取組等を情報提供するとともに、分別排出や回収ボックスの設置などによる回収体制の整備、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者等への回収した小型電子機器の引渡し、当該事業者等による有用金属の確実な回収を行うよう助言することにより、使用済小型電子機器等の回収・リサイクルの推進に取り組みます。

なお、使用済小型電子機器等が無許可業者により回収され、不適正処理されることのないよう、住民への啓発や不用品回収業者への立入指導の強化により、小型家電リサイクル法認定事業者等による適正処理を推進します。

(2) 食品リサイクルループの推進

食品廃棄物は、近年、排出量が増大しており、その多くが焼却施設で処理されていることから、食品リサイクル法の規定による食品関連事業者の再生事業計画策定などにより、食品リサイクルループが構築され、食品廃棄物が肥飼料として確実に利用されるよう、有用資源の資源循環を推進します。



(3) 多様な資源循環ルートの活用による古紙類の再生利用の推進

依然として可燃ごみに含まれている再生利用可能な古紙については、町内会等の集団回収や小売店の店頭での回収、オフィス町内会としての排出など、多様なルートによりリサイクルが円滑に行われるよう、市町と連携した取組を進めます。

また、雑紙⁴について、できるだけリサイクルされるルートに乗せることで、古紙類等の再生利用を推進します。

4 雑紙：家庭から排出される古紙のうち、新聞（折込チラシを含む）、雑誌、段ボール、飲料用パックのいずれの区分にも入らないもの。具体的には、家庭で不要となった投込みチラシ、パンフレット、コピー紙、包装紙、紙袋、紙箱などの紙全般を指す。

5 低炭素社会への取組みの推進

(1) ごみ焼却施設等における高効率発電の導入促進【重点取組】

市町のごみ焼却施設は、国の交付金を受けて整備されており、その新設又は増設に当たって交付金を受けるためには、単にごみを焼却するだけでなく、発電等によりエネルギーを回収する施設を整備することが要件となっています。高効率の発電施設を整備する際は、交付率の上乗せが図られており、それ相応の規模の施設とする必要があります。

また、高効率の発電施設等は、地域のエネルギー拠点としての役割を担うことにもなります。

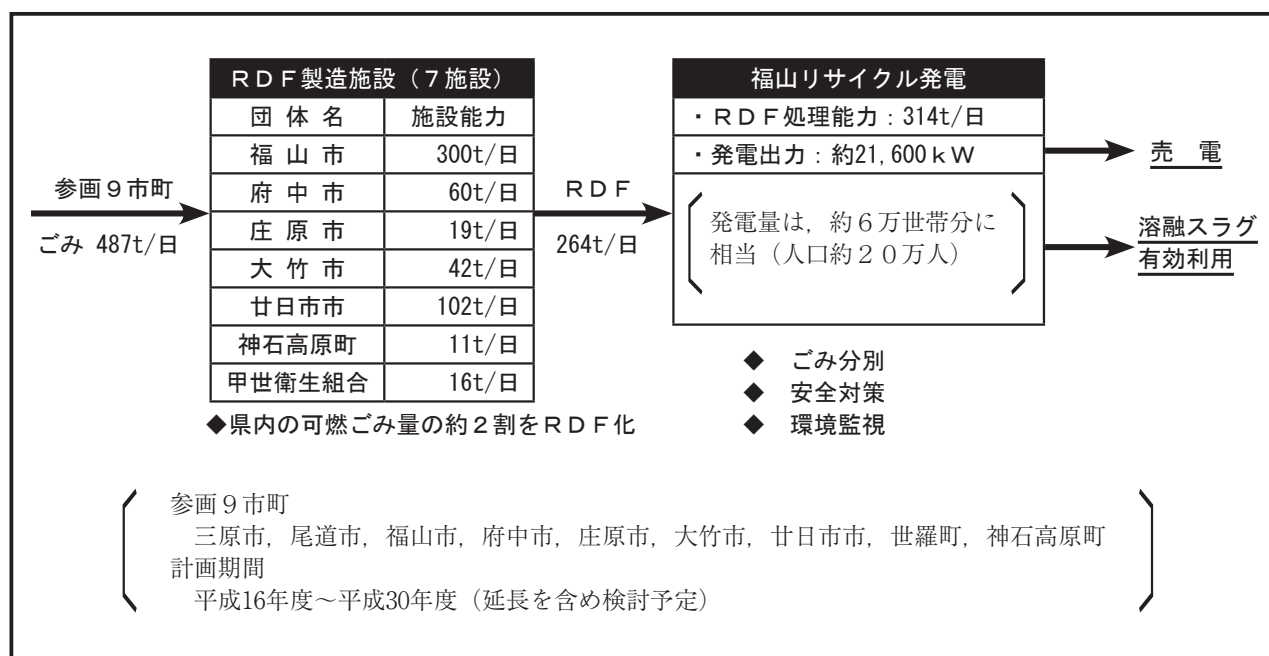
このため、施設を施設を更新する際は、周辺市町と施設の集約化を図ることなどを検討し、ごみ処理の効率化、低炭素社会の実現に寄与する高効率の発電施設が整備されるよう、関係市町との調整について助言・技術的支援を行います。

(2) 福山リサイクル発電事業の推進

可燃ごみの広域処理とサーマルリサイクルを通じて、環境、資源、エネルギー対策を進めるため、引き続き、福山リサイクル発電事業（RDF発電・灰溶融）を実施します。

また、この事業の計画期間終了後における参画市町のごみ処理や施設整備を検討する必要があることから、隣接市町との共同処理等の広域化、効率化の検討を進めるなどの助言・調整等を行います。

図35 福山リサイクル発電事業の概要



（３）未利用廃棄物のエネルギー利用の推進【重点取組】

再使用及び再生利用が困難な廃棄物をエネルギー利用することにより，低炭素社会の実現を推進します。

市町のごみ焼却施設において，廃棄物発電や熱供給システムなどのエネルギー回収設備が導入され，埋立処分されていた廃プラスチック類などの有機性廃棄物が可能な限りエネルギー利用されるよう，市町に対し技術的支援を行います。

（４）廃プラスチック類・木くずの燃料化による有効利用の推進

地球温暖化対策，資源の有効利用の観点から，近年，廃プラスチック類の燃料化（R P F化）が進められていることから，引き続き，こうした取組を推進します。

また，木くずについては，原材料への使用又は熱利用により有効利用を図るとともに，木質バイオマス等への活用，利用促進に向けた取組を促進します。

６ リサイクル産業の集積・育成

びんごエコ団地に進出した企業が円滑に事業実施できるよう，技術的助言を行うとともに，未分譲地への企業立地を進め，リサイクル産業の集積を推進します。

【施策の実施状況を評価するための指標】

☞ 資源循環を基本とした社会づくり

指標	単位	現状値（H26）	目標値	目標年度
熱回収設整備数（一廃）	施設数	5	11以上	H32

第2節 適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり

1 将来を見据えた市町連携による廃棄物処理体制の推進【重点取組】

(1) 市町の一般廃棄物処理コスト分析等の推進

市町の一般廃棄物処理に要するコストをより詳細に把握することは、ごみ処理における課題の抽出や、排出抑制及び効率的な処理等の施策に反映させることにつながります。

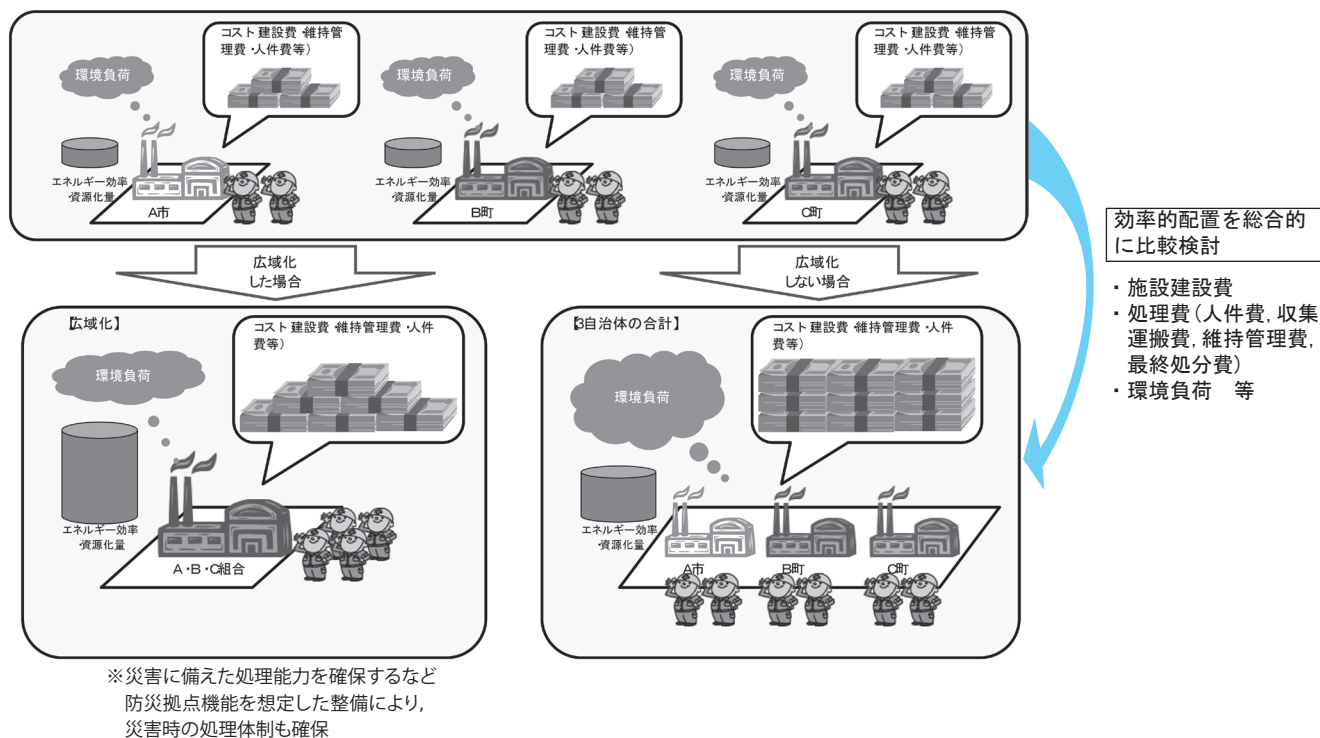
このため、市町に対し、国が策定した「一般廃棄物会計基準（平成19年6月環境省）」に基づき、廃棄物処理コストの分析を行い、必要な施策を推進するための技術的支援を行います。

(2) 一般廃棄物処理施設等の効率化の促進

県内のごみ処理設備の半数近くが稼働後20年以上経過しており、今後の施設更新に当たっては、多大な財政負担が予想されることから、地域の地理的、社会的な特性を考慮した上で、広域化・集約化による適正な規模での効率的な処理施設の配置の検討を促進します。

また、将来の人口減少等社会情勢の変化によるごみの減量化や労働力人口の減少を踏まえ、将来にわたる一般廃棄物の効率的かつ適正な処理体制の確保に向け、関係市町の調整及び技術的支援を行います。

図36 一般廃棄物処理施設効率化のイメージ



(3) 安定的な一般廃棄物処理体制の確保

廃棄物を適正に処理するためには、焼却施設や最終処分場などを安定的に確保する必要があることから、長期的かつ総合的な視点に立って、計画的に施設の整備を進める必要があります。

このため、将来、ごみ及びし尿の排出量や施設の耐用年数などを勘案し、定期的に一般廃棄物処理基本計画を見直すなど、計画的な施設整備に向けた市町の取組について技術的支援を行います。

2 一般廃棄物の適正処理対策の推進

(1) 社会環境の変化に対応した処理体制の構築

人口が減少する中、1世帯当たりの人員数は減少し、世帯数が増加する傾向にありますが、1世帯当たりの人員が少なくなるほど1人当たりのごみ排出量は増加するという調査結果もあります。こうした面から、増加しているアパート、マンション等の集合住宅の入居世帯のごみ出しや分別などの徹底を図っていく必要があります。また、高齢化による一人暮らしの高齢者世帯の増加に伴い、所定の収集場所に家庭ごみを搬出することが困難な状況が発生したり、他方で、一般廃棄物の処理を伴う遺品整理などについても需要が高まってきたりしている状況にあります。こうした状況を踏まえ、一般廃棄物の収集運搬体制に係る全国の先進事例などの情報を収集し、高齢化や単身世帯の増加に対応した適正処理対策について、市町に対し、技術的な支援を行います。

在宅医療の廃棄物（家庭から排出される使用済注射針、点滴器具等）については、国の「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き（平成20年3月在宅医療廃棄物の処理のあり方検討会）」を参考に、医療関係者等と連携を図り、在宅医療廃棄物の適正な処理を進めていきます。

家庭や介護施設などからの排出が増加すると考えられる紙おむつなど、市町での処理が困難な一般廃棄物については、適正処理が可能な事業者への処理の委託などが必要となるため、適正な処理ルート等に係る調査を行います。

また、適正なりサイクル技術を有する事業者との連携に係る検討などについても、市町のニーズ等を踏まえながら必要な技術支援を行います。

また、国による広域認定制度⁵等の対象になっている廃棄物（消火器、FRP廃船等）については、認定を受けた適正に処理できる業者、ルートを周知するなどして適正な処理を推進します。

5 広域認定制度：製品が廃棄物となったもので、当該廃棄物の処理を当該製品の製造、加工、販売等の事業を行う者（製造事業者等）が広域的に行うことにより、当該廃棄物の減量、適正処理が確保されることを目的として、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理業の許可を不要とする特例制度のこと。

(2) 適正処理の推進

市町、一部事務組合及び民間の一般廃棄物処理施設への定期的な立入検査を実施し、一般廃棄物の適正処理の徹底について指導を行うとともに、特に、ごみ焼却施設や最終処分場におけるダイオキシン類対策の徹底を図ります。

市町が設置する焼却施設、最終処分場については、インターネット等で排ガス、放流水のデータ、その他の維持管理状況を公表することとされていることから、市町に対し、円滑な施設運営を進めていくため、測定したデータ等の維持管理情報を適切に公表するよう助言します。

また、一般廃棄物の適正処理について、情報収集を行い、市町に対して技術的支援を行うほか、不適正な処理を防止するため、引き続き、県民及び事業者等に対する野外焼却禁止等の規制内容の啓発に努めます。

(3) 違法な不用品回収業者の指導強化

家庭や事業所等から排出される使用済家電製品等を収集、運搬している不用品回収業者については、そのほとんどが一般廃棄物収集運搬業の許可、市町村の委託を受けていないとされ、廃棄物処理法に抵触すると考えられています。

このため、市町と連携して、不用品回収業者への立入検査を実施し、環境省通知の「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（平成24年3月19日付け）」により、不用品が廃棄物と判断される場合は、回収を止めるよう指導します。

(4) 家電4品目引取義務外品の回収体制の構築

家電4品目を廃棄するにあたり、小売業者に引取義務がない場合（購入店舗が廃業等）は引取先がないことから、不法投棄や違法な不用品回収業者への引渡しにつながることがあります。

このため、市町に対し、「小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン（平成27年3月環境省）」により、回収体制を構築するよう助言し、技術的支援を行います。

3 産業廃棄物の適正処理対策の推進

(1) 排出事業者責任の遵守の徹底

産業廃棄物処理の基本である、排出事業者が産業廃棄物を自らの責任において適正に処理する「排出事業者責任」が徹底されるよう、監視指導や法制度の運用等において総合的に施策を展開し、適正処理を推進します。

排出事業者が処理業者に委託して産業廃棄物を処理する場合においても、委託契約を書面により行うなどの委託基準の遵守義務のほか、排出事業者は発生から最終処分終了まで適正に処理する責任を有していることから、排出事業者に委託先業者の処理能力及び処理状況の確認を徹底するよう指導します。

(2) 監視指導の強化

排出事業者及び産業廃棄物処理業者の立入検査により適正処理を指導し、違反者に対する是正指導の強化や廃棄物処理法に基づく行政処分などにより、不適正処理の事案に迅速かつ厳正な対応を行い、環境汚染等が発生している又はそのおそれがある場合は、生活環境の保全を図るため、早期是正を指導します。

産業廃棄物の過剰保管等による不適正処理の事案が散見されていることから、平成22年の廃棄物処理法の改正で届出が義務付けられた事業場外の保管施設について、立入検査などにより監視指導を徹底します。

また、排出事業者及び処理業者に、廃棄物処理法の内容（委託基準、処理基準、法改正、国の通知等を含む。）の周知・徹底を図るため講習会等を開催するとともに、産業界等が自主的に行う広域的な処理体制の構築や環境保全活動などの取組を支援し、適正処理を推進します。

(3) マニフェスト制度による適正処理の推進【重点取組】

産業廃棄物の処理を委託する際に使用が義務付けられている産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、排出事業者による委託した産業廃棄物の処理状況の確認や処理業者による適正に処理したことの伝達が確実に行われるなど、適切な運用を指導し、マニフェスト制度の円滑な実施を推進します。

また、平成20年度から排出事業者に都道府県知事（政令で定める市の長）への提出が義務化されている前年度1年間のマニフェスト交付状況の報告⁶の周知を図るとともに、産業廃棄物処理の流れの迅速かつ的確な把握、法の遵守、事務処理の効率化が図れる電子マニフェストの利用を啓発する対策を講じ、電子マニフェストの普及を促進させます。

電子マニフェストの使用により、毎年のマニフェスト交付状況の行政報告が不要になることから、電子マニフェストの公共における率先使用を検討しつつ、民間業者への普及を図ります。

6 マニフェスト交付状況の報告：マニフェストを交付した排出事業者は、前年度におけるマニフェストの交付等の状況に関する報告書を作成し、事業場の所在地を管轄する都道府県知事又は政令市長に提出しなければならない。

(4) 有害産業廃棄物の適正処理の推進

○ アスベスト廃棄物対策の推進

飛散性のアスベスト廃棄物については、環境大臣の無害化処理認定を受けた施設で溶融による適正処理を促進します。

排出事業者及び産業廃棄物処理業者等に対し、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）（平成23年3月環境省）」により、適正処理の指導を行います。

また、解体現場、廃棄物処理施設の周辺における環境モニタリング調査を実施し、アスベストの飛散状況を監視するとともに、建設リサイクル法による解体等の届出のあった現場に、土木建築部局等と共同で立入し、建物の解体等のアスベスト除去工事の監視を行い、アスベスト廃棄物の適正な分別等について指導します。

○ ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物対策の推進【重点取組】

県内で保管されている不要となったPCBを含有する変圧器等の電気機器（PCB廃棄物）は、平成20年度から中間貯蔵・環境安全事業㈱（JESCO）北九州PCB処理事業所（平成26年12月に現在の名称に変更）で処理が行われています。平成27年8月に改定した広島県PCB廃棄物処理計画に基づき、高濃度PCB廃棄物は、JESCO北九州PCB処理事業所において、変更された処理期限までに確実に搬入して処理されるよう、保管事業者の指導を徹底します。

また、低濃度PCB廃棄物は、保管事業者に対し、国の認定を受けた無害化処理施設又は都道府県知事が許可した施設で、早期に適正に処理するよう指導します。

さらに、全国的に、PCB廃棄物の保管の届出がされていないものが多くあるとされていることから、掘起し調査を実施して実態を把握するとともに、保管事業者に対し、処理するまで、紛失することのないよう厳重な保管の徹底を指導します。

○ ダイオキシン類削減対策の推進

産業廃棄物焼却施設や管理型最終処分場を立入検査し、基準の適合状況等の監視を行うとともに、産業廃棄物焼却施設から排出されるばいじんや燃え殻等のダイオキシン類含有量が低減化されるよう、高温での焼却や集塵装置による防塵の徹底など適切な維持管理を指導します。

○ 感染性廃棄物の適正処理の推進

医療機関及び産業廃棄物処理業者に対し、血液等が付着した注射針など感染性廃棄物の適正処理を徹底し、エボラ出血熱などの感染症の侵入及び拡大を防止するため、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（平成24年5月環境省）」等に基づき、引き続き、適正処理の指導を徹底します。

また、鳥インフルエンザ等の新型インフルエンザについて、流行時においても、感染性廃棄物の処理が停滞せず安定的な処理が行われるよう、廃棄物処理業者に対し、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン（平成21年3月環境省）」に基づき、従業員の感染防止等を定めた事業継続計画の策定を指導します。

（５）優良な産業廃棄物処理業者の育成【重点取組】

優良な産業廃棄物処理業者の育成を図るため、廃棄物処理法に基づき、処理業者の優良認定を行います。

優良認定業者については、許可の更新期間の延長など、認定に係るメリット等を啓発して認定業者の育成を図るとともに、優良認定業者が優先的に委託先として選定される環境づくりを推進します。

また、一般社団法人広島県資源循環協会と連携して、産業廃棄物処理業者が行う情報公開や、協会の自主事業として実施している地域における不法投棄物の撤去事業などの社会貢献活動の取組を支援し、業界の健全な発展を図ります。

（６）産業廃棄物の広域移動の監視

「県外産業廃棄物の県内搬入処理に係る事前協議に関する要綱」に基づく事前協議により、県外産業廃棄物の性状、排出工程及び搬入量などを確認・把握するとともに、県外からの産業廃棄物の過剰な搬入などによる不適正な処理が行われないよう監視を実施します。

４ 産業廃棄物処理施設の確保・維持管理等

（１）処理施設の設置・運営に係る厳正な審査・指導

産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、生活環境影響調査結果に基づく生活環境の保全への適切な配慮など、法令に基づく厳正な審査を行うとともに、稼働中の処理施設は維持管理基準等の遵守を指導します。

焼却施設及び最終処分場については、法令に基づき、都道府県知事（政令で定める市の長）による定期検査や施設管理者によるインターネット等での維持管理状況の公表が義務付けられていることから、定期的に、構造基準や維持管理基準の適合状況を確認し、処理施設の安全性・信頼性等の確保を図ります。

（２）公共関与による安定的な処理体制の確保

福山市箕島地区及び広島市出島地区における埋立処分事業は、引き続き、地域住民の理解を得ながら、一般財団法人広島県環境保全公社により適切に管理・運営します。

民間事業者による最終処分場の設置が困難な状況が継続し、適正処理に必要な埋立容量がひっ迫することが想定される場合は、これを補完するため公共関与による将来にわたる安定的な廃棄物の受入体制を検討します。

（３）地域住民との合意形成の推進

「産業廃棄物処理施設の設置に係る地元調整に関する要綱」に基づき、設置者による地元説明会の開催などを指導し、設置者と地域住民の間の合意形成が円滑に行われるよう調整を図ります。

また、地域住民の環境保全に関する要望等に応じて、環境保全協定を締結するよう助言し、処理施設に対する地域住民の理解と信頼の醸成に努めます。

(4) 埋立終了した最終処分場及び処分場跡地の安全対策の推進

埋立が終了する最終処分場について、廃止までの間の適正な管理を確保するため、法の規定に基づき、埋立終了後に必要となる維持管理費用の積立を指導するとともに、施設許可を取り消された最終処分場についても、適正な維持管理の実施を指導します。

また、廃止した最終処分場の跡地を指定し、当該土地の形質変更などが行われる場合に、生活環境の保全上の支障が生じないように、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン（平成17年6月環境省）」に基づき、適正な跡地管理を推進します。

5 不法投棄防止対策の推進

(1) 不法投棄監視体制の強化

車両、船舶及びヘリコプターによる陸域・海上・上空からのパトロールを実施して、不適正事案の未然防止や早期発見を図り、不法投棄等の不適正事案に対する原因者の究明や改善指導を徹底します。（図37 廃棄物不法投棄対策等実施体系図参照）

また、県庁に常駐する不法投棄対策班が行う機動的な監視活動や情報収集により、事案への対処能力の向上を図ります。

(2) 不法投棄情報の収集

県庁に設置する「不法投棄110番ファックス」、県ホームページ、業界団体と締結した不法投棄通報協定等により、県民等から不法投棄など不適正処理に関する情報を幅広く収集し、関係機関に迅速な情報提供を行い、不法投棄事案等の早期対応、早期解決に努めます。

(3) 地区不法投棄等防止連絡協議会の活動強化

厚生環境事務所毎に設置した地元市町や警察署などの関係機関で構成する地区不法投棄等防止連絡協議会により、地域に根ざした監視・啓発活動を推進するとともに、町内会や各種業界団体との連携を強化して、監視網の拡充を図ります。

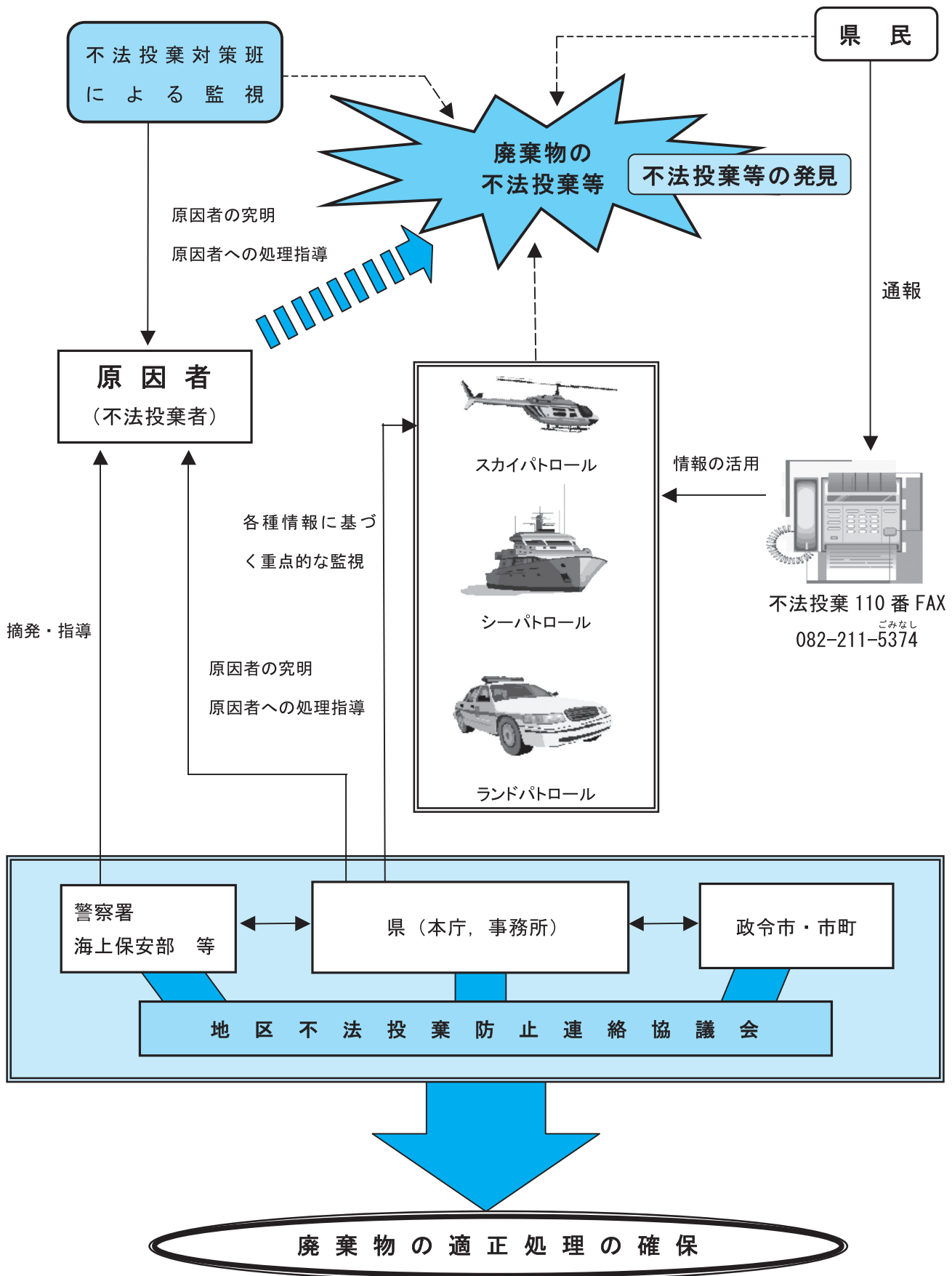
また、警察本部・海上保安本部等との合同監視パトロールや「全国ごみ不法投棄監視ウィーク⁷」と連動した活動を実施するなど、不法投棄監視活動の強化を図ります。

(4) 市町と県の連携

産業廃棄物の不法投棄、不適正処理の事案は、発生した場所の市町に関係する問題でもあることから、市町職員の県職員への併任制度等により、市町が日常の監視として産業廃棄物の立入検査を実施しています。なお、廃棄物に係る事案等の発生時には、県と市町が連携して迅速に対応し、早期解決を図ります。

7 全国ごみ不法投棄監視ウィーク：5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）までの期間。美しい日本、持続可能な社会を目指して、全国市長会が平成18年度に全国の市に呼び掛け創設されたもの。

図37 廃棄物不法投棄等対策実施体系図



(5) 市町の不法投棄防止対策に対する支援

市町において、不法投棄防止の対策は大きな課題となっており、不法投棄防止の看板、監視カメラ、防止ネットの設置、不法投棄監視員の委託、不法投棄防止キャンペーンなど、市町の実情に応じ、様々な対策を実施しています。

こうした市町が実施する不法投棄防止対策やポイ捨てに係る啓発及び清掃に関する事業について、引き続き、市町の取組を支援していきます。

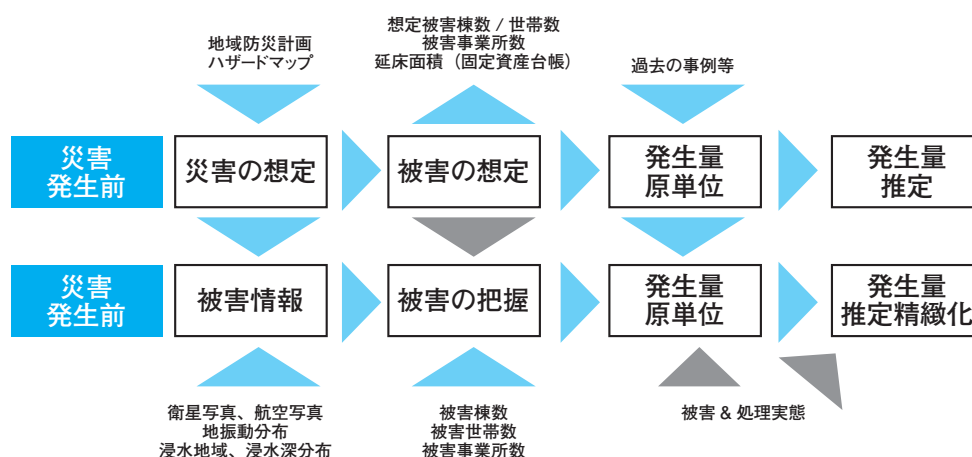
6 災害廃棄物対策の推進【重点取組】

大規模災害発生時において、迅速かつ適正な災害廃棄物処理を行うため、平時からの備えとして、廃棄物処理体制の検討、計画策定の促進、相互協力体制の整備を図ります。

表21 今後の大規模災害への備え

①	早期復旧に向けた初動体制の整備
②	都道府県、市町、事業者との連携・協力（人的・技術的支援、資機材等手配、受入先）
③	大規模災害を対象とした技術的な検討
④	空地の有効利用、事前の備え （仮置場候補地検討、関係部局との連携、災害時の空地利用に関するルール作り等）
⑤	仮置場の適正管理（環境対策）
⑥	最終処分（埋立て）容量確保、再生利用先の確保
⑦	災害廃棄物処理に係る手続等の簡素化（受入先自治体、民間事業者、施設設置）
⑧	人的ネットワーク構築、人材育成
⑨	広報、住民・被災者への対応

図38 災害廃棄物発生量の推定手順（災害廃棄物対策指針（環境省））



(1) 災害発生時における廃棄物処理体制の検討

県内において発生が懸念される災害に対して、災害廃棄物発生量の推計、必要な仮置場面積や仮設トイレ、資機材等の数量の確保、市町既存施設での処理可能量の把握など、必要事項を整理した上で、災害廃棄物処理体制の検討を行います。

(2) 市町による災害廃棄物処理計画策定の促進

東日本大震災での経験などを踏まえ、国が策定した「災害廃棄物対策指針（平成26年3月）」に基づき、市町に対して災害廃棄物処理計画の策定の助言、技術的支援を行います。

(3) 広域的な相互協力体制の整備

大規模災害時には市町単独では廃棄物処理が困難となるおそれがあることから、近隣市町、近隣県、関係団体等と連携し、広域的な相互協力体制の強化を図ります。

なお、県と一般社団法人広島県環境整備事業連合会、広島県環境保全事業協同組合、一般社団法人広島県清掃事業連合会及び一般社団法人広島県資源循環協会は、災害発生時の支援協力に関する協定を締結しています。

7 海ごみ(海岸漂着物,漂流・海底ごみ)対策の推進【重点取組】

海岸漂着物、漂流・海底ごみを含めた海洋ごみ全体の対策として、海岸漂着物処理推進法⁸に基づく地域計画を策定し、沿岸市町、海岸管理者、漁業関係者、清掃関係の民間団体等の関係機関と連携し、関連情報の収集・提供や、海洋ごみの回収・処理、排出抑制対策の促進の検討を行います。

また、沿岸市町に対して国の補助制度の活用検討を助言します。

8 生活排水対策(し尿等)の推進

(1) 下水道等の整備の推進

平成8年3月に策定した広島県污水適正処理構想（平成26年4月改定）に基づいて、地域の実情に応じた公共下水道、農業・漁業集落排水施設及び合併処理浄化槽の計画的な整備を進め、污水处理人口普及率の向上を図ります。

(2) 浄化槽の整備の推進

下水道、農業・漁業集落排水施設などの整備が困難な地域においては、国の「循環型社会形成推進交付金」や「浄化槽設置整備事業」、「浄化槽市町村整備推進事業」の助成制度を活用した浄化槽の整備が図られるよう、市町の取組を支援します。

省エネルギータイプ等の環境配慮浄化槽設置整備についても、これら事業の一環として市町の取組を支援します。

また、生活排水対策の一環として、引き続き単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

8 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号）

表22 広島県污水適正処理構想（平成26年4月改定）の整備予定

区分	事業名	平成24年度末現在		平成32年度末予定		平成37年度末予定	
		処理人口 (千人)	処理人口 普及率 (%)	処理人口 (千人)	処理人口 普及率 (%)	処理人口 (千人)	処理人口 普及率 (%)
集合処理	公共下水道	2,028	70.5	2,060	75.2	2,062	77.9
	農業・漁業集落排水	56	2.0	55	2.0	51	1.9
個別処理	合併処理浄化槽等	343	11.9	355	12.9	346	13.1
計		2,428	84.4	2,469	90.2	2,458	92.9

※ 端数処理の関係により、内訳と計が一致しない場合がある。

（３）浄化槽の適正な管理の推進

し尿及び生活排水の処理を推進し、環境負荷の低減を図るため、恒久的な污水处理施設としての浄化槽に対する社会的ニーズの高まりなども踏まえ、浄化槽の適正な維持管理の徹底を普及啓発するとともに、浄化槽管理士研修会など維持管理のスキルや信頼の向上に向けた関係者の取組を促進します。

また、市町が行う法定検査結果等に基づく維持管理の改善等の指導や、浄化槽の適切な実態把握及び効率的な情報管理など、適正な維持管理促進に向けた取組に対し、行政職員研修や共同立入等を通じて技術的な支援・助言を行います。

法定検査の受検促進については、法定検査の必要性が理解される効果的な普及啓発や、未受検者に対する個別の受検指導などにより、法定検査の受検率がおおむね75%となるよう、市町、指定検査機関、関係事業者等と連携して、受検率向上の対策を実施します。

表23 法定検査体制

指定検査機関	公益社団法人広島県環境保全センター	公益社団法人広島県浄化槽維持管理協会
新検査体制に伴う 法定検査の役割	新設時検査（浄化槽法7条検査）	—
	定期検査（浄化槽法11条検査） ・10人槽以下（5年に1回のガイドライン検査） ・11人槽以上（毎年のガイドライン検査）	定期検査（浄化槽法11条検査） ・10人槽以下（5年に4回の効率化検査）

※ 「ガイドライン検査」とは、浄化槽法定検査判定ガイドライン（平成8年3月25日付け衛浄第17号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知、一部改正平成14年2月7日付け環廃対第105号）による検査のこと。

9 今後発生が想定される廃棄物への対応

(1) 太陽光発電設備の廃棄処分に係る対応

再生可能エネルギーの固定価格買取制度によって大量に導入される太陽光発電設備等の将来の大量廃棄が想定されます。環境省は、こうした事態に備え、平成25年度から有識者等で構成される検討会で、太陽光発電設備等のリユース・リサイクル・適正処分の推進に向けた検討を行っており、平成27年度には、「太陽光発電設備の撤去・運搬・処理方法に関するガイドライン」が策定される予定となっています。

今後、環境省から情報収集するとともに、策定されるガイドライン等により、廃棄される太陽光パネルの適正処理の推進を図ります。

(2) 水銀環境汚染防止法施行に伴う廃金属水銀等への対応

平成27年6月19日、水銀による環境の汚染の防止に関する法律が公布され、水銀等の貯蔵、水銀含有再生資源の管理について、これまで有価物として廃棄物処理法の規制対象外であった廃金属水銀等の規制が強化されます。

規制対象となる水銀血圧計・体温計などは、家庭内又は医療機関に相当数あるという調査結果もあることから、水銀使用製品の一覧を作成するなどして使用製品の啓発を図り、市町が収集した水銀を含有する廃棄物は、公益社団法人全国都市清掃会議によるリサイクルルートなどを活用して適正な処理を進めていきます。

【施策の実施状況を評価するための指標】

☞ 適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり

指標	単位	現状値 (H26)	目標値	目標年度
1人当たりごみ処理経費	円	11,400 (H25)	現状維持	H32
産業廃棄物最終処分場の埋立残余年数	年	10.6 (H24)	10年以上	H32
産業廃棄物の不法投棄件数 (10t以上)	件	5.6 (H17~26平均)	毎年度5件以下	H32
電子マニフェスト普及率	%	41	55以上	H32
高濃度PCB廃棄物 (トランス・コンデンサ) 処理率	%	56 (H25)	100	H30
優良産業廃棄物処理業者許可件数	件	107	150以上	H32
災害廃棄物処計画策定数	市町数	なし	23	H30
海洋ごみ処理計画 (策定予定) に基づく事業実施市町数	市町数	なし	5以上	H32

第3節 環境に配慮した行動が広がる社会づくり

1 環境意識の向上及び自主的行動の推進

環境学習・環境教育を指導する環境活動リーダー等の人材養成や環境問題に関する情報の提供等を通じて、環境意識の向上を図るとともに、県民や事業者等が環境に配慮した生活や事業活動が実践できるよう計画的に進めていく必要があります。

(1)「ひろしま環境の日」「環境月間」「3R推進月間」等を通じた啓発の実施

毎月第1土曜日を「ひろしま環境の日」と定め、広報及び啓発活動に積極的に取り組むとともに、国・市町・民間団体と連携して、「環境の日（6月5日）」、「環境月間（6月）」、「瀬戸内海環境保全月間（6月）」、「3R推進月間（10月）」、「浄化槽月間（10月）」等の様々な環境関連行事や実践事例の情報を発信し、県民・事業者等への啓発を図ります。

(2)市町との連携による普及啓発の推進

循環型社会の実現を図るためには、住民の3Rに関する意識を高め、3Rの具体的な行動につなげる、3R型のライフスタイルに変革していく必要があります。

このため、県・市町で設置する「広島県環境行政総合調整会議」等において協議・調整を行い、県と市町で連携して、食品ロス削減など、住民に対する意識啓発、行動の実践例の紹介などの普及啓発を推進します。

(3)環境学習セミナー、講演会等の開催

ひろしま地球環境フォーラム等と連携し、環境問題等に関する講演会を開催するなど、環境学習の機会の充実を図ります。

(4)学校等における環境学習・環境教育の推進

環境学習指導者の紹介や啓発資料の配布を通じて、学校等における環境学習・環境教育の推進や多様な主体が参画した環境学習の体制づくりを支援することにより、環境学習の一層の推進を図ります。

2 各主体の取組支援

(1)自主的活動の取組支援

○ 環境にやさしい自主的活動の促進

ひろしま地球環境フォーラム等の環境保全推進団体との連携を強化し、環境にやさしい商品の購入や省資源・省エネルギー運動、3R推進運動等の事業者、地域、家庭における自主的な取組を促進します。

○ 環境にやさしい企業活動の普及促進

企業等による環境マネジメントシステムであるISO14001⁹、エコアクション21等の導入を支援し、環境にやさしい自主的活動の促進を図ります。

9 ISO14001:国際標準化機構(International Organization for Standardization)が発行した、環境マネジメントシステムの国際規格のこと。「国際標準化機構」とは、スイスに本部を置く国際的な非政府間機構で、全世界の標準となる工業規格や、品質管理規格(ISO9000シリーズ)などを発行している。

(2) 県の率先した取組

県自ら「事業者」として、県の業務全般における循環型社会の実現に向けた率直的な取組を進めます。

○ 公共事業における廃棄物の排出抑制・リサイクルの推進

「広島県環境配慮推進要綱」に基づいて、県が行う公共事業について、計画・設計・工事の各段階における廃棄物の排出抑制・リサイクル，省資源・省エネルギー等の配慮状況を点検し，公共事業における環境配慮を推進します。

○ グリーン購入の推進

「広島県グリーン購入方針」，「広島県登録リサイクル製品使用指針」等に基づいて，登録リサイクル製品など環境に配慮した物品や役務の調達，公共工事における再生資材の調達などを推進します。

また，「環境に配慮した広島県率先行動実行計画」に基づいて，事務所等における省資源・省エネルギー，廃棄物の減量化・リサイクル，職員の意識啓発などの取組を進め，エコオフィスづくりを推進します。

3 環境情報の提供

環境問題の現状や環境学習・環境教育に役立つ人材，教材，施設情報等の分かりやすく提供するほか，企業の自主的な参加が増えることにより食品ロスの削減につながるフードバンクなどの取り組み事例の紹介など，県ホームページの環境情報サイト（エコひろしま）等を利用した積極的な情報発信に努めます。

4 地域課題解決に貢献する環境対策の推進

近年，人口減少，高齢化，空き家の増加，コミュニティの衰退などが社会問題化しており，特に一般廃棄物に係る環境対策の実施に当たっては，地域課題の解決に資するものとなるよう，住民の参加・協力が得られ，地域を巻き込み，地域の活性化を考慮した事業となるよう検討します。

【施策の実施状況を評価するための指標】

☞ 環境に配慮した行動が広がる社会づくり

指標	単位	現状値 (H26)	目標値	目標年度
海岸漂着ごみ清掃参加人数	人	11,600	20,000	H32

第7章 計画の推進

計画を推進し、循環型社会を実現していくためには、県民・事業者・関係団体・行政などの各主体が、それぞれの責任と役割を認識し、相互に連携を図りながら、関係者が一体となって取り組む必要があります。

第1節 計画の推進体制及び進行管理

1 推進体制

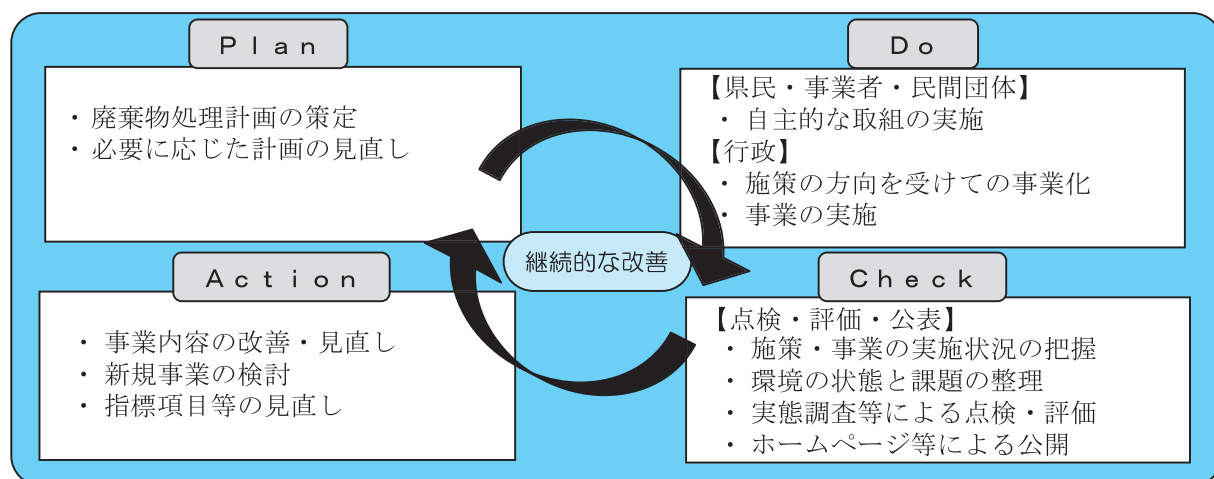
- 一般廃棄物対策については、市町との連携が不可欠であることから、「環境行政総合調整会議」などを通じて、市町における施策の進捗状況を共有し、市町と協議・調整を図り、計画を推進します。
- 産業廃棄物対策については、処理責任を担う排出事業者や産業廃棄物処理業者との連携・協力が不可欠であることから、業界団体や処理業者の団体である一般社団法人広島県資源循環協会と、計画の推進について協議・調整を図ります。
- 県民、「ひろしま地球環境フォーラム」、「広島県地球温暖化防止活動推進センター¹」など環境保全団体との連携を密にして、計画の推進を図ります。
- 計画に掲げた施策は、県の各部局の施策とも深く関わっていることから、関係部局で構成する「広島県地球環境対策推進会議²」における協議・調整を通じて、着実な施策の推進を図ります。

2 進行管理

- 計画の実効性を確保するため、計画に掲げられた基本理念、それに基づく三つの視点を基に、総合的に点検・評価し、その結果を踏まえ、計画の適切な見直しを継続的に行っていくことが重要です。
- このため、本計画の柔軟かつ適切な推進は、環境マネジメントシステムの考え方に基づき、計画の策定（Plan）⇒ 事業の実施（Do）⇒ 事業の実施状況の点検・評価（Check）⇒ 事業内容等の改善・見直し等（Action）という一連の手続に沿って行います。

1 広島県地球温暖化防止活動推進センター：地球温暖化防止法の規定に基づき、地域における普及啓発活動等の拠点として知事が指定するもので、本県では平成12年4月1日付けで（財）広島県環境保健協会を指定している。

2 広島県地球環境対策推進会議：本県における地球環境保全問題に関する対策等を総合的に推進するために設置した環境部長をトップとする庁内組織のこと。



- 廃棄物の減量化等の目標（法定目標）については、排出量等の状況把握と計画の進捗状況の確認を行いながら施策を適切に実施し、計画の達成を目指します。

（法定目標）

区分	項目	現状値（H25年度）	目標値（H32年度）
一般廃棄物	排出量	92.2万t	87.4万t以下
	（1人1日当たり）	879g	858g以下
	再生利用量	18.5万t （排出量に対し20.0%）	排出量に対し19%以上
	最終処分量	11.9万t （排出量に対し12.8%）	10.3万t以下
産業廃棄物	排出量	1,465万t	1,480万t以下 （1%の増加に抑制）
	再生利用量	1,064万t （排出量に対し72.6%）	排出量に対し73.1%以上
	最終処分量	37万t （排出量に対し2.5%）	排出量に対し2.4%以下

- 一般廃棄物については、毎年、排出及び処理の状況に関する実態調査を行い、法定目標の達成の状況を把握し、県内市町と排出量等の動向の原因分析等を協議し、進捗状況に応じ、対応策を修正して進行管理します。
- 産業廃棄物については、5年ごとに行う排出及び処理の状況に関する実態調査及び毎年実施する補完調査により、法定目標の達成の状況を把握し、進捗状況に応じ、対応策を修正して進行管理します。

- また、計画の進捗状況を確認するため、主な施策について、次のような補助的な指標を定めており、毎年、施策の実施状況を把握するため、補助的な指標の状況を確認し、進捗状況に応じ、施策の見直しを図りながら、進行管理します。

(補助的な指標)

区分	指標	現状値（H26年度）	目標（H32年度）
一般廃棄物	熱回収施設整備数（一般廃棄物）	5施設	11施設以上
	1人当たりごみ処理経費	11,400円 (H25年度)	現状維持
	災害廃棄物処理計画策定数	なし	23市町 (H30年度)
	海洋ごみ処理計画（策定予定） に基づく事業実施市町数	なし	5市町以上
	海岸漂着ごみ清掃参加人数	11,600人	20,000人
産業廃棄物	産業廃棄物最終処分場の 埋立残余年数	10.6年 (H24年度)	10年以上
	産業廃棄物の不法投棄件数 (10t以上)	5.6件 (H17～26年度平均)	毎年度5件以下
	電子マニフェスト普及率	41%	55%以上
	高濃度PCB廃棄物 (トランス・コンデンサ)処理率	56% (H25年度)	100% (H30年度)
	優良産業廃棄物処理業 者許可件数	107件	150件以上

第2節 各主体の役割

1 県民の役割

県民は、日常生活の中で自らごみの排出者であり、ごみ問題の解決には日々の一人ひとりの行動が重要であることを認識し、行政の施策に積極的に協力して、次のような取組の実践に努める必要があります。

- 食品ロスの削減や計画的な買物などごみをできるだけ少なくするライフスタイルの実践
- 再生品やリサイクルしやすい製品の優先的な購入・使用
- ごみの分別や回収ルールへの遵守などリサイクルシステムへの協力
- 違法な不用品回収業者を利用しないなど法令遵守に係る意識の向上
- 海岸漂着ごみ清掃など環境保全活動や環境学習等への積極的な参加

2 排出事業者の役割

排出事業者は、その事業活動により生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことや拡大生産者責任³を有することを十分に認識し、行政の施策に積極的に協力し、次のような取組を実践する必要があります。

- 廃棄物の排出抑制や環境負荷の低減に配慮した事業活動の実施
- 長寿命製品、詰替え型製品、リサイクルしやすい製品等の製造・販売
- 製造・販売した製品の回収や再利用の推進
- 再生資源の積極的な活用、廃棄物の減量化や再生利用の推進
- 廃棄物の適正処理と法令遵守の徹底
- 業界等による環境保全活動の推進

3 廃棄物処理業者の役割

廃棄物処理業者は、排出事業者から委託を受けた廃棄物を適正に処理する責務があり、排出事業者責任の原則の一翼を担うものであることを十分に認識し、次のような取組を実践する必要があります。

- 廃棄物の適正処理と法令遵守の徹底
- 情報公開の推進による信頼性の確保
- 処理施設の安定的確保と適正管理の徹底
- 廃棄物の減量化や再生利用の促進
- 処理業者団体の組織体制の強化

3 拡大生産者責任：生産者が生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方。具体的には、廃棄物等の循環資源の循環的利用及び適正処分に資するよう、①製品の設計を工夫すること、②一定の製品について、それが廃棄された後、生産者が引取りやリサイクルを実施することなどが挙げられる。

4 関係団体の役割

NPO等の関係団体は循環型社会の実現の上で、各主体の連携・協働のつなぎ手としての役割があることを認識し、行政の施策に積極的に協力して、次のような取組を推進する必要があります。

- 環境保全活動の推進
- 環境教育・環境学習の推進
- 地域コミュニティ・ビジネス⁴の推進

5 市町の役割

市町は、区域内の一般廃棄物について、その減量化に向けた住民の自主的な活動の促進を図るとともに、適正処理に必要な措置を講ずる責務があることから、次のような取組を進めていく必要があります。

- 住民への情報提供、普及啓発
- 住民のごみ減量化等の取組の支援
- 一般廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進
- 一般廃棄物の適正処理の推進
- 他市町と連携した処理の推進
- 一般廃棄物処理施設の確保・維持管理の推進
- 災害廃棄物処理体制の確保
- 海洋ごみ回収・処理、発生抑制対策に係る関係者との連携・協力
- 不法投棄防止対策の実施
- 環境学習・環境教育の推進
- 環境関連情報の提供の推進
- 公共事業における環境配慮（廃棄物の発生抑制等）の推進
- グリーン購入の推進

6 県の役割

県は、廃棄物の発生抑制、適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収等）及び適正処理を推進するため、計画的かつ総合的な施策を講じるとともに、県民・排出事業者・廃棄物処理業者・関係団体及び市町と連携して、次のような取組を進めていきます。

4 地域コミュニティ・ビジネス：地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組のこと。

- 廃棄物の排出抑制，再使用，再生利用の促進
- 廃棄物の適正処理の推進
- 処理施設確保に向けた支援及び公共関与による安定的な処理体制の確保
- 市町に対する一般廃棄物の適正処理等に関する技術的支援
- 市町における災害廃棄物処理体制整備の技術的支援
- 広域的な海洋ごみ回収・処理，発生抑制対策の推進
- 不法投棄防止対策の推進
- 環境学習・環境教育の推進
- 環境関連情報の提供の推進
- 公共事業における環境配慮（廃棄物の発生抑制等）の推進
- グリーン購入の推進

資 料 編

1 一般廃棄物

(1) 一般廃棄物の処理体制（平成25年度）	7 8
(2) 市町のごみ排出量及び処理量（平成25年度）	7 9
(3) ごみ排出量等の推移（平成16～25年度）	8 1
(4) ごみ処理量の推移（平成16～25年度）	8 1
(5) ごみ再生利用量等の推移（平成16～25年度）	8 1
(6) ごみ最終処分量の推移（平成16～25年度）	8 1
(7) ごみ処理経費の推移（平成16～25年度）	8 2
(8) ごみ処理施設の整備状況（平成25年度末現在）	8 2
(9) 水洗化人口と非水洗化人口の推移（平成16～25年度）	8 2
(10) し尿等の排出量の推移（平成16～25年度）	8 3
(11) し尿等の処理状況の推移（平成16～25年度）	8 3
(12) し尿処理施設の整備状況（平成25年度末現在）	8 3
(13) 浄化槽の設置基数の推移（平成16～25年度）	8 3
(14) 浄化槽の法定検査の受検状況の推移（平成16～25年度）	8 3

2 産業廃棄物

(1) 業種別・種類別産業廃棄物排出量（平成25年度）	8 4
(2) 産業廃棄物処理施設の設置状況	8 4
(3) 産業廃棄物処理業の状況	8 5
(4) 公共関与による埋立処分事業の状況	8 6
(5) 産業廃棄物の広域移動の状況	8 6
(6) 有害廃棄物対策の現状	8 7

3 廃棄物部門における地球温暖化対策の状況（広島県地球温暖化防止地域計画からの抜粋）

(1) 温室効果ガスの現状と削減目標	8 7
(2) 再生可能エネルギー対策の現状等	8 7

4 循環型社会形成

(1) 循環型社会の実現のための法体系	8 8
(2) 国の基本方針	8 9

5 第4次広島県廃棄物処理計画の策定の経緯

(1) 広島県環境審議会における審議状況等	9 0
(2) 広島県環境審議会委員一覧	9 1

6 用語集

1 一般廃棄物

(1) 一般廃棄物の処理体制（平成25年度）

市 町 名	ごみ処理体制		し尿処理体制
	可 燃 ご み	そ の 他	
広 島 市	単独処理	単独処理	単独処理 (一部は安芸地区衛生施設管理組合)
呉 市	単独処理	単独処理	単独処理
竹 原 市	広島中央環境衛生組合	広島中央環境衛生組合	広島中央環境衛生組合
三 原 市	単独処理 (一部は甲世衛生組合)	三原広域市町村圏事務組合	単独処理 (一部は甲世衛生組合)
尾 道 市	単独処理 (一部は甲世衛生組合)	単独処理	単独処理
福 山 市	単独処理	単独処理	単独処理
府 中 市	単独処理	単独処理	単独処理
三 次 市	単独処理	単独処理	単独処理
庄 原 市	単独処理	単独処理	単独処理
大 竹 市	単独処理	単独処理	単独処理
東 広 島 市	広島中央環境衛生組合	広島中央環境衛生組合	広島中央環境衛生組合
廿 日 市 市	単独処理	単独処理	単独処理
安 芸 高 田 市	芸北広域環境施設組合	芸北広域環境施設組合	単独処理
江 田 島 市	単独処理（呉市で焼却）	単独処理	単独処理
府 中 町	安芸地区衛生施設管理組合	単独処理	安芸地区衛生施設管理組合
海 田 町	安芸地区衛生施設管理組合	単独処理	安芸地区衛生施設管理組合
熊 野 町	安芸地区衛生施設管理組合	単独処理	安芸地区衛生施設管理組合
坂 町	安芸地区衛生施設管理組合	単独処理	安芸地区衛生施設管理組合
安 芸 太 田 町	山県郡西部衛生組合	山県郡西部衛生組合	山県郡西部衛生組合
北 広 島 町	芸北広域環境施設組合 (一部は山県郡西部衛生組合)	芸北広域環境施設組合 (一部は山県郡西部衛生組合)	単独処理 (一部は山県郡西部衛生組合)
大 崎 上 島 町	広島中央環境衛生組合	広島中央環境衛生組合	広島中央環境衛生組合
世 羅 町	甲世衛生組合	三原広域市町村圏事務組合	甲世衛生組合
神 石 高 原 町	単独処理	単独処理	単独処理

(2) 市町のごみ排出量及び処理量 (平成25年度)

① ごみ排出量

市町名	計画処理区域内人口			収集ごみ					直接 搬入量	合計	左の内訳		1人1日 当たりの 排出量 (g/人・日)
	計画収集 人口	自家処理 人口	合計	可燃 ごみ	不燃 ごみ	資源 ごみ	その他	粗大 ごみ			生活系	事業系	
広島市	1,185,815	0	1,185,815	280,958	18,960	48,614	228	4,348	353,108	371,937	216,513	155,424	859
呉市	238,771	0	238,771	59,012	2,668	7,516	151	2,037	71,384	80,153	53,344	26,809	920
竹原市	28,338	0	28,338	6,208	1,168	372	5	10	7,763	9,375	6,522	2,853	906
三原市	99,656	0	99,656	25,166	1,748	1,832	0	296	29,042	33,267	18,293	14,974	915
尾道市	145,352	0	145,352	34,221	4,721	9,258	0	114	48,314	57,044	41,948	15,096	1,075
福山市	472,796	0	472,796	127,693	5,186	11,570	0	2,179	146,628	152,669	102,842	49,827	885
府中市	42,421	0	42,421	6,865	597	1,958	0	0	9,420	12,409	7,679	4,730	801
三次市	56,194	0	56,194	11,066	513	3,164	170	478	15,391	17,242	12,237	5,005	841
庄原市	39,013	0	39,013	5,005	130	2,403	4	68	7,610	10,348	7,522	2,826	727
大竹市	28,434	0	28,434	5,583	331	1,579	3	135	7,631	9,135	7,158	1,977	880
東広島市	183,577	0	183,577	48,778	398	6,164	59	1,935	57,334	63,591	37,338	26,253	949
廿日市市	117,628	24	117,652	27,983	707	2,595	18	1,416	32,719	36,156	24,331	11,825	842
安芸高田市	31,101	0	31,101	5,986	181	219	6	19	6,411	7,807	4,484	3,323	688
江田島市	26,103	0	26,103	6,481	498	449	19	835	8,282	9,561	7,127	2,434	1,004
市小計	2,695,199	24	2,695,223	651,005	37,806	97,693	663	13,870	801,037	870,694	547,338	323,356	885
府中町	51,605	0	51,605	12,096	199	1,388	16	649	14,348	15,014	11,028	3,986	797
海田町	28,780	0	28,780	7,696	112	1,096	7	399	9,310	9,936	6,565	3,371	946
熊野町	24,908	0	24,908	5,311	60	1,181	8	481	7,041	7,448	6,452	996	819
坂町	13,360	0	13,360	4,114	68	627	6	243	5,058	5,296	3,817	1,479	1,086
安芸太田町	7,151	0	7,151	975	17	312	9	14	1,327	1,650	852	798	632
北広島町	19,762	0	19,762	3,494	112	231	7	10	3,854	4,750	2,659	2,091	659
大崎上島町	8,245	0	8,245	1,400	183	530	5	108	2,226	2,867	2,273	594	953
世羅町	17,647	0	17,647	2,237	323	336	0	54	2,950	3,119	2,085	1,034	484
神石高原町	10,273	0	10,273	1,010	33	428	3	0	1,474	1,637	1,579	58	437
町小計	181,731	0	181,731	38,333	1,107	6,129	61	1,958	47,588	51,717	37,310	14,407	780
県計	2,876,930	24	2,876,954	689,338	38,913	103,822	724	15,828	848,625	922,411	584,648	337,763	878

② ごみ処理量

市町名	ごみ 処理量 (①～④)	焼却処理量		計	最終処分量			計		焼却以外の 中間処理量 ③	資源化量		計	集団 回収量	自家 処理量
		直接 焼却量①	処理残さ 焼却量		直接 最終処分量 ②	処理残さ 埋立量	焼却残さ 埋立量	直接 資源化量 ④	処理後の 資源化量						
広島市	371,937	289,936	11,985	301,921	21,283	6,588	29,868	57,739	60,718	0	46,413	46,413	0	0	0
呉市	80,153	64,902	6,259	71,161	71	0	8,889	8,960	15,180	0	9,338	9,338	5,028	0	0
竹原市	9,375	6,780	0	6,780	287	1,255	631	2,173	1,736	572	404	976	364	0	0
三原市	33,267	28,263	1,682	29,945	0	551	4,516	5,067	4,860	144	2,627	2,771	1,822	0	0
尾道市	57,044	37,861	3,329	41,190	1,761	611	4,560	6,932	9,762	7,660	2,997	10,657	91	0	0
福山市	152,669	43,760	36	43,796	0	6,186	8,754	14,940	108,760	149	61,569	61,718	9,859	0	0
府中市	12,409	0	0	0	2,323	378	0	2,701	10,086	0	5,576	5,576	451	0	0
三次市	17,242	11,638	1,130	12,768	256	544	1,595	2,395	3,258	2,090	1,584	3,674	139	0	0
庄原市	10,348	6,206	402	6,608	0	225	0	225	4,142	0	4,381	4,381	0	0	0
大竹市	9,135	0	50	50	0	196	4	200	9,135	0	5,621	5,621	1,355	0	0
東広島市	63,591	54,076	542	54,618	890	2,701	6,854	10,445	6,508	2,117	3,116	5,233	2,543	0	0
廿日市市	36,156	10,800	650	11,450	921	529	1,110	2,560	24,435	0	14,746	14,746	1,258	4	4
安芸高田市	7,807	6,691	85	6,776	0	3	0	3	889	227	1,484	1,711	778	0	0
江田島市	9,561	7,308	590	7,898	613	149	856	1,618	1,495	145	640	785	645	0	0
市小計	870,694	568,221	26,740	594,961	28,405	19,916	67,637	115,958	260,964	13,104	160,496	173,600	24,333	4	4
府中町	15,014	13,020	100	13,120	0	460	475	935	1,539	455	1,316	1,771	0	0	0
海田町	9,936	8,204	247	8,451	144	8	247	399	699	889	927	1,816	0	0	0
熊野町	7,448	6,020	0	6,020	0	0	217	217	1,428	0	1,772	1,772	56	0	0
坂町	5,296	4,218	329	4,547	68	0	161	229	1,010	0	936	936	0	0	0
安芸太田町	1,650	1,214	0	1,214	0	0	185	185	436	0	436	436	0	0	0
北広島町	4,750	3,975	49	4,024	0	2	42	44	648	127	978	1,105	0	0	0
大崎上島町	2,867	2,020	0	2,020	0	0	283	283	847	0	571	571	0	0	0
世羅町	3,119	0	246	246	0	111	36	147	3,119	0	1,615	1,615	30	0	0
神石高原町	1,637	0	0	0	0	122	0	122	1,291	346	551	897	0	0	0
町小計	51,717	38,671	971	39,642	212	703	1,646	2,561	11,017	1,817	9,102	10,919	86	0	0
県計	922,411	606,892	27,711	634,603	28,617	20,619	69,283	118,519	271,981	14,921	169,598	184,519	24,419	4	4
県外委託分	128	117	0	117	0	0	14	14	11	0	0	0	—	—	—
処理量計	922,539	607,009	27,711	634,720	28,617	20,619	69,297	118,533	271,992	14,921	169,598	184,519	24,419	4	4

(3) ごみ排出量等の推移 (平成16～25年度)

単位 人口：千人，量：t/年，1人1日当たり排出量：g/人・日

年 度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	
総 人 口		2,877	2,875	2,872	2,869	2,864	2,861	2,858	2,853	2,886	2,877	
		計画収集人口	2,874	2,873	2,871	2,868	2,863	2,860	2,857	2,853	2,885	2,877
		自家処理人口	3	2	1	1	1	1	0	0	0	0
排 出 量		1,095,205	1,066,228	1,049,758	999,473	953,091	936,396	914,005	920,030	916,330	922,411	
		収集ごみ量	979,640	958,096	939,870	912,817	876,270	858,825	839,864	850,327	847,512	848,625
		直接搬入量	115,565	108,132	109,888	86,656	76,821	77,571	74,141	69,703	68,818	73,786
自家処理量		648	552	117	122	192	543	106	87	75	4	
1人1日 当たり 排出量	広 島 県	1,041	1,017	1,001	952	912	897	876	881	870	878	
	全国平均	1,084	1,067	1,050	1,024	971	935	918	919	907	902	

(注) 端数処理の関係により，内訳と計が一致しないことがある。

(4) ごみ処理量の推移 (平成16～25年度)

単位：t/年

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
ごみ処理量	1,095,440	1,066,483	1,050,001	999,724	953,232	936,541	913,995	921,595	916,364	922,539
直接焼却量	702,615	681,294	673,114	648,262	624,956	611,092	597,567	604,175	605,571	607,009
焼却以外の 中間処理量	322,103	314,794	313,484	299,689	280,166	273,807	274,057	274,939	267,149	271,992
直接再生利用量	13,250	15,840	16,204	15,448	15,124	14,766	14,979	14,627	14,092	14,921
直接最終処分量	57,472	54,555	47,199	36,325	32,986	36,876	27,392	27,854	29,552	28,617

(5) ごみ再生利用量等の推移 (平成16～25年度)

単位 量：t/年，率：%

年 度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
総資源化量		247,453	242,518	249,070	244,952	232,010	230,635	229,354	220,337	208,078	208,938
再生利用量		218,468	213,882	220,529	216,549	203,746	203,387	202,049	194,133	182,867	184,519
集団回収量		28,985	28,636	28,541	28,403	28,264	27,248	27,305	26,204	25,211	24,419
再生利用率	広 島 県	19.9	20.1	21.0	21.7	21.4	21.7	22.1	21.1	20.0	20.0
	全国平均	12.8	14.1	14.6	15.2	15.2	15.4	15.7	15.6	15.5	15.8

(注) 再生利用率 (%) = (ごみ再生利用量) / (ごみ処理量) × 100

(6) ごみ最終処分量の推移 (平成16～25年度)

単位 量：t/年，1人1日当たり最終処分量：g/人・日

年 度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
最終処分量		168,555	159,191	134,425	123,253	109,724	110,867	98,218	111,175	116,916	118,533
うち焼却灰埋立量		79,771	74,010	58,723	65,781	55,880	53,836	53,597	65,755	70,297	69,297
1人1日 当たり最 終処分量	広 島 県	160	152	128	118	105	106	94	106	111	113
	全国平均	174	157	146	136	119	109	104	104	99	97

(7) ごみ処理経費の推移（平成16～25年度）

単位 ごみ処理経費：億円， 1人当たりの経費：円/年・人

年 度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
ごみ処理経費		336.1	334.7	344.7	342.8	339.4	342.0	327.4	310.5	316.0	326.6
1人 当たりの 経費	広 島 県	11,700	11,600	12,000	11,900	11,800	12,000	11,500	10,900	10,900	11,400
	全国平均	11,700	11,800	11,700	12,000	11,900	11,700	11,900	11,600	11,300	11,400

(8) ごみ処理施設の整備状況（平成25年度末現在）

【ごみ焼却施設】

区 分	計	固定バッチ式	機械化バッチ式	准連続式	全連続式
施 設 数	24	0	7	7	10
公称能力 (トン/日)	3,228	0	164	544	2,520
処理実績 (トン/日)	1,753	0	62	319	1,372

【焼却以外の中間処理施設】

区 分	計	ごみ燃料化 処理施設	資源化施設	粗大ごみ 処理施設
施 設 数	47	7	26	14
公称能力 (トン/日)	1,556	550	607	399
処理実績 (トン/日)	666	364	201	101

【最終処分場】

施 設 数	23
全体容量	8,582 千m ³
残余容量	2,165 千m ³
平成25年度埋立実績	131 千m ³
平成23～25年度の平均埋立量	127 千m ³
残余年数（残余容量／平均埋立量）	17 年

(9) 水洗化人口と非水洗化人口の推移（平成16～25年度）

単位：千人

年 度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
総 人 口		2,877	2,875	2,872	2,869	2,864	2,861	2,858	2,853	2,886	2,877
水洗化人口		2,391	2,403	2,430	2,456	2,479	2,456	2,465	2,485	2,537	2,537
	公共下水道人口	1,661	1,695	1,728	1,762	1,785	1,808	1,822	1,857	1,896	1,912
	浄化槽処理人口	730	708	702	694	694	648	643	629	641	625
	うち合併処理 浄化槽人口	342	355	358	370	383	390	389	379	401	391
非水洗化人口		486	472	442	413	385	405	392	368	349	340
水洗化率 (%)	広 島 県	83.1	83.6	84.6	85.6	86.6	85.9	86.3	87.1	87.9	88.2
	全国平均	88.1	88.9	89.7	90.3	90.7	91.5	92.0	92.6	93.0	93.5

(10) し尿等の排出量の推移（平成16～25年度）

単位：千 k l

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
し尿収集量	356.9	335.2	321.0	299.6	286.8	274.7	268.6	258.1	244.8	236.0
浄化槽汚泥収集量	410.4	412.9	414.2	421.0	429.9	437.7	443.5	443.2	441.4	443.6
自家処理量	46.3	25.3	16.3	14.7	12.9	10.1	10.4	10.0	9.0	8.9
合 計	813.6	773.4	751.5	735.3	729.6	722.5	722.5	711.3	695.2	688.5

(11) し尿等の処理状況の推移（平成16～25年度）

単位：千 k l

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
し尿処理施設	743.1	725.7	715.2	711.7	705.9	701.9	705.0	618.1	602.9	598.0
下水道投入	24.4	22.6	20.5	9.3	10.9	11.0	7.4	83.6	83.8	82.0
その他（農地還元を含む）	0.2	0.2	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	767.7	748.5	735.7	721.0	716.8	712.8	712.5	701.7	686.6	680.0

(12) し尿処理施設の整備状況（平成25年度末現在）

施 設 数	36
公称能力 (kl/日)	2,617

(13) 浄化槽の設置基数の推移（平成16～25年度）

単位：基

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
単独浄化槽	125,164	121,483	120,879	118,390	114,550	107,053	102,425	97,440	94,080	90,500
合併処理浄化槽	62,511	70,840	73,396	76,684	79,008	81,772	83,153	85,381	86,585	89,309
計	187,675	192,323	194,275	195,074	193,558	188,825	185,578	182,821	180,665	179,809

(14) 浄化槽の法定検査の受検状況の推移（平成16～25年度）

単位：%

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
新設時検査 (広島県)	94.3	99.0	99.7	99.8	99.9	99.7	99.7	99.8	99.6	99.5
新設時検査 (全国平均)	84.0	84.0	86.7	87.9	89.9	90.8	92.9	91.6	91.0	90.4
定期検査 (広島県)	18.4	19.4	21.2	26.0	35.2	42.7	49.9	50.3	58.7	58.7
定期検査 (全国平均)	17.9	20.2	23.8	25.7	27.2	28.7	30.4	31.8	33.4	36.3

2 産業廃棄物

(1) 業種別・種類別産業廃棄物排出量（平成25年度）

単位：t/年

区 分	農 業	漁 業	鉱 業	建設業	製造業	電気・ガス・水道業	情報通信業	運輸業	卸・小売業	医療・福祉	教育・学習支援業	サービス業	合 計
燃え殻				5	11,934	31,338					1	3	43,281
汚 泥	12		56,300	228,767	1,419,446	2,152,891		422	2,487	73	31	5,837	3,866,266
廃 油			5	4,070	97,712	289		974	6,796	49	29	6,218	116,142
廃 酸				283	54,183	7,017			126	73	10	25	61,717
廃アルカリ				177	9,933	455	1	1	340	66	20	21	11,014
廃プラスチック類	552	134	8	24,260	99,747	5,069	187	2,914	7,464	5,510	115	1,433	147,393
紙くず				13,020	17,361		44						30,425
木くず		24		139,788	177,415	62		1,763	301	227	14	97	319,691
繊維くず				695	818								1,513
動植物性残さ					58,278								58,278
動物系固形不要物					3,443								3,443
ゴムくず				62	176			3	1	3			245
金属くず	1	143	1	17,502	304,637	1,401	172	1,752	5,828	2,628	475	4,205	338,745
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	1			66,899	82,212	74		22	426	173	71	36	149,914
鉱さい				5,038	6,352,074	18						15	6,357,145
がれき類	3			1,278,460	13,862	10,572	4,333	5	727		14	377	1,308,353
ばいじん					415,169	384,134							799,303
動物のふん尿	1,000,238												1,000,238
動物の死体	1,112										8		1,120
感染性廃棄物					110				75	7,351	5	6	7,547
混合物等	1			16,482	2,477	24	2	37	3,217	407	26	3,376	26,049
合 計	1,001,920	301	56,314	1,795,508	9,120,987	2,593,344	4,739	7,893	27,788	16,560	819	21,649	14,647,822

(2) 産業廃棄物処理施設の設置状況

【中間処理施設】

平成24年度末現在

施設の種類の	処理施設数				処理能力			
	排出事業者	処理業者	公共	計	排出事業者	処理業者	公共	計
ア 汚泥の脱水施設	8	30	4	42	950	4,341	574	5,865
イ 汚泥の乾燥施設（機械）	2	1	0	3	134	120	0	254
ウ 汚泥の乾燥施設（天日）	0	1	0	1	0	108	0	108
エ 廃油の油水分離施設	0	9	0	9	0	2,081	0	2,081
オ 廃プラスチック類の破碎施設	2	50	0	52	50	2,777	0	2,827
カ 木くず又はがれき類の破碎施設	4	263	0	267	1,884	98,904	0	100,788
キ シアンの分解施設	0	1	0	1	0	1	0	1
ク PCB廃棄物の分解施設	1	0	0	1	25	0	0	25
ケ PCB廃棄物の分離施設	1	0	0	1	31	0	0	31
コ 汚泥の焼却施設	3	25	0	28	104	1,002	0	1,106
サ 廃油の焼却施設	4	23	0	27	66	920	0	986
シ 廃プラスチック類の焼却施設	3	30	0	33	9	892	0	902
ス その他の焼却施設	5	39	3	47	293	1,531	17	1,842
計	33	472	7	512	3,546	112,677	591	116,816

(注) 1 表中の施設は、廃棄物処理法第15条の許可対象施設

2 処理能力の単位は、ア、イ、ウ、エ、キ、ケ、コ、サ及びシの施設はm³/日、オ、カ、ク、ス及びセの施設はt/日

【最終処分場】（再掲）

平成24年度末現在

区分	施 設 数				残余容量（万m ³ ）				残余年数
	排 出 事業者	処 理 業者	公 共	計	排 出 事業者	処 理 業者	公 共	計	
安定型 処分場	4	59	1	64	1	566	9	576	10.1
管理型 処分場	6	20	2	28	8	117	21	146	14.6
計	10	79	3	92	9	683	30	722	10.6

- (注) 1 表中の施設は、廃棄物処理法第15条の許可対象施設。
 2 残余年数は、平成24年度の埋立量の実績（安定型57万m³、管理型10万m³）から試算したもの。
 3 安定型処分場：地下水を汚染しない廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず及びがれき類のみを埋め立てる産業廃棄物最終処分場のこと。
 4 管理型処分場：浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、遮水工、集排水設備、浸出液処理設備等が設けられ、燃え殻、汚泥、木くず、鉱さい及びばいじんなどを埋め立てる産業廃棄物最終処分場のこと。
 5 端数処理のため、合計値があわない場合がある。

（3）産業廃棄物処理業の状況

【業態別産業廃棄物処理業の許可状況】

平成26年度末現在

区分	業 種	管 轄				
		県	広島市	呉市	福山市	計
産業廃棄物	収集運搬	3,739	498	211	344	4,792
	処 分	238	107	26	62	433
	小 計	3,977	605	237	406	5,225
特別管理 産業廃棄物	収集運搬	527	70	25	63	685
	処 分	19	9	2	3	33
	小 計	546	79	27	66	718
合 計		4,523	684	264	472	5,943

- (注) 合計欄の業者数は、一の業者が、県、広島市、呉市及び福山市と重複して許可を得ている場合があり、県全体の許可業者数と実際の処理業者数は一致しない。

(4) 公共関与による埋立処分事業の状況

平成26年度末現在

事業名		箕島地区廃棄物等埋立処分事業
事業実施場所		福山市箕沖町
事業実施主体		(一財) 広島県環境保全公社
事業期間		昭和63年10月11日～
規模	面積	35.6ha
	容量	193.7万m ³
進捗率		88.1%
埋立廃棄物		産業廃棄物(燃え殻、汚泥、鉾さい、ばいじん、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類)、一般廃棄物(焼却灰など)

事業名		出島地区廃棄物等埋立処分事業
事業実施場所		広島市南区出島
事業実施主体		(一財) 広島県環境保全公社
事業期間		平成26年6月2日～
規模	面積	18ha
	容量	264万m ³ (うち廃棄物190万m ³)
進捗率		0.3%
埋立廃棄物		産業廃棄物(燃え殻、汚泥、鉾さい、ばいじん、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類)、一般廃棄物(焼却灰など)

- (注) 1 (一財)広島県環境保全公社が県から施設を借り受けて埋立処分事業を実施している。
2 一般廃棄物最終処分場の確保が困難な市町の焼却灰なども、一時的に受け入れている。

(5) 産業廃棄物の広域移動の状況

単位: 万t

年 度	県外からの搬入量	県外への搬出量	H25年度における 主な搬入元・搬出先																					
H 2 1	3 5 . 0 (うち埋立て 2 3 . 2)	7 6 . 9 (うち埋立て 5 . 6)	(搬入元) 43都府県 <table><tr><th></th><th>搬入量</th><th>搬入割合</th></tr><tr><td>岡山県</td><td>11.4</td><td>18.5%</td></tr><tr><td>山口県</td><td>10.9</td><td>17.7%</td></tr><tr><td>東京都</td><td>5.7</td><td>9.3%</td></tr><tr><td>島根県</td><td>5.0</td><td>8.1%</td></tr><tr><td>千葉県</td><td>3.8</td><td>6.2%</td></tr><tr><td>その他38府県</td><td>24.8</td><td>40.3%</td></tr></table>		搬入量	搬入割合	岡山県	11.4	18.5%	山口県	10.9	17.7%	東京都	5.7	9.3%	島根県	5.0	8.1%	千葉県	3.8	6.2%	その他38府県	24.8	40.3%
	搬入量	搬入割合																						
岡山県	11.4	18.5%																						
山口県	10.9	17.7%																						
東京都	5.7	9.3%																						
島根県	5.0	8.1%																						
千葉県	3.8	6.2%																						
その他38府県	24.8	40.3%																						
H 2 2	4 5 . 1 (うち埋立て 2 6 . 2)	7 3 . 2 (うち埋立て 1 . 2)																						
H 2 3	6 2 . 7 (うち埋立て 2 9 . 5)	1 3 6 . 4 (うち埋立て 1 5 . 1)																						
H 2 4	5 3 . 1 (うち埋立て 2 0 . 4)	1 0 0 . 6 (うち埋立て 5 . 1)																						
H 2 5	6 1 . 6 (うち埋立て 2 2 . 0)	1 1 0 . 5 (うち埋立て 5 . 3)	(搬出先) 34道府県 <table><tr><th></th><th>搬出量</th><th>搬出割合</th></tr><tr><td>山口県</td><td>38.4</td><td>34.8%</td></tr><tr><td>福岡県</td><td>32.9</td><td>29.8%</td></tr><tr><td>岡山県</td><td>15.2</td><td>13.8%</td></tr><tr><td>大分県</td><td>10.4</td><td>9.4%</td></tr><tr><td>高知県</td><td>6.4</td><td>5.8%</td></tr><tr><td>その他29道府県</td><td>7.2</td><td>6.5%</td></tr></table>		搬出量	搬出割合	山口県	38.4	34.8%	福岡県	32.9	29.8%	岡山県	15.2	13.8%	大分県	10.4	9.4%	高知県	6.4	5.8%	その他29道府県	7.2	6.5%
	搬出量	搬出割合																						
山口県	38.4	34.8%																						
福岡県	32.9	29.8%																						
岡山県	15.2	13.8%																						
大分県	10.4	9.4%																						
高知県	6.4	5.8%																						
その他29道府県	7.2	6.5%																						

(6) 有害廃棄物対策の現状

【PCB廃棄物保管等届出状況】

平成25年度末現在

種 類 (単位)	保 管 中	使 用 中
高 圧 ト ラ ン ス (台)	4 5 0	3 3 1
高 圧 コ ン デ ン サ (台)	5, 1 0 9	5 7 2
低 圧 ト ラ ン ス (台)	1, 2 8 5	6
低 圧 コ ン デ ン サ (台)	1 6, 7 8 3	7 4
柱 上 ト ラ ン ス (台)	1 7 8, 7 7 8	4 6, 0 5 7
安 定 器 (台)	9 8, 0 8 5	5, 1 6 8
P C B (kg)	3, 8 5 7	—
P C B を 含 む 油 (kg)	3 7 9, 6 9 4	2 3 0
感圧複写紙(ノーカーボン紙) (kg)	2 6, 9 9 7	—
ウ エ ス (kg)	4 3, 5 2 2	—
そ の 他 機 器 (台)	3, 3 7 3	1, 0 1 6
届 出 事 業 者 数	1, 3 6 2	—

(注) 容量で報告されたものは重量に換算

3 廃棄物部門における地球温暖化対策の状況(広島県地球温暖化防止地域計画からの抜粋)

(1) 温室効果ガスの現状と削減目標

(単位: 万t-CO₂)

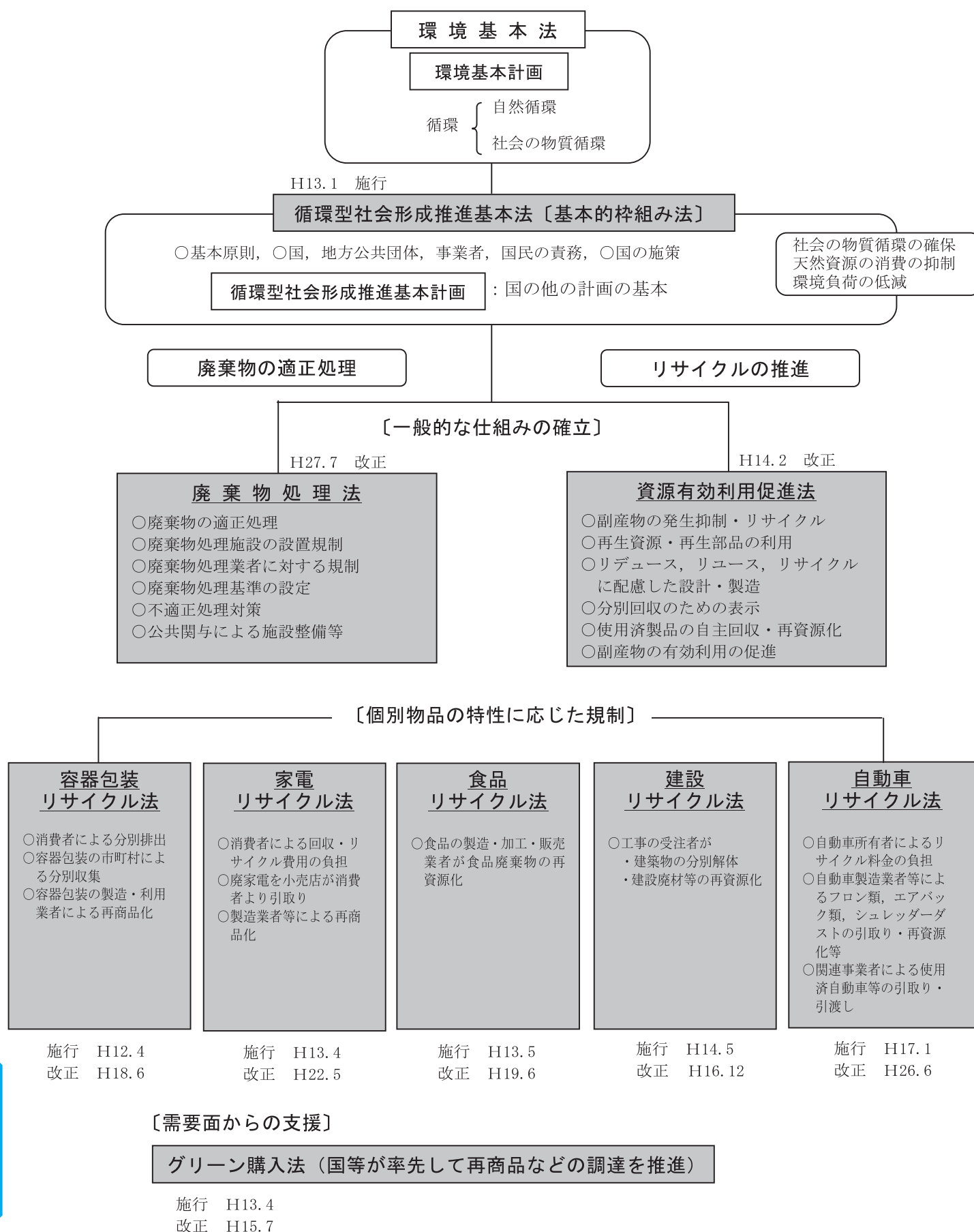
区 分	H19 (基準年度)	削減目標
廃棄物部門	5 0	排出量をH19年度比 10%削減

(2) 再生可能エネルギー対策の現状等

施策	指標項目(内容)	単位	現状 (H20)	目標値 (H32)
エネルギー 再生可能 対策	廃棄物発電導入量	KL (原油換算)	2 2, 4 5 1	6 1, 3 0 0
	廃棄物熱利用導入量	KL (原油換算)	2 8, 5 5 1	1 1 0, 3 0 0

4 循環型社会形成

(1) 循環型社会の実現のため法体系



(2) 国の基本方針

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(平成13年5月環境省告示第34号) — 抜 粋 —

改正 平成28年1月21日環境省告示第130号

○ 家畜排せつ物のリサイクルの推進

廃棄物の減量化の目標量については、第三次循環型社会形成推進基本計画に掲げられた目標等を踏まえ、当面、平成32年度を目標年度として進めていくものとする。

○ 一般廃棄物の減量化の目標量

一般廃棄物については、現状(平成24年度)に対し、平成32年度において、排出量を約12パーセント削減し、排出量に対する再生利用量の割合を約21パーセントから約27パーセントに増加させるとともに、最終処分量を約14パーセント削減する。

また、平成32年度において、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を500グラムとする。

(単位:100万トン/年)

区 分	平成24年度	平成32年度
排 出 量	45	40
再生利用量	9.3(21%)	10.8(27%)
中間処理による減量	31(69%)	25.2(63%)
最終処分量	4.7(10%)	4(10%)

※平成32年度については、国の目標量から算出した数値

○ 産業廃棄物の減量化の目標量

産業廃棄物については、現状(平成24年度)に対し、平成32年度において、排出量の増加を約3パーセントに抑制し、再生利用量を約55パーセントから約56パーセントに増加させるとともに、最終処分量を約1%削減する。

(単位:100万トン/年)

区 分	平成24年度	平成32年度
排 出 量	379	390
再生利用量	208(55%)	218(56%)
中間処理による減量	158(42%)	159(43%)
最終処分量	13(3%)	12.9(3%)

※平成32年度については、国の目標量から算出した数値

(注1) 小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。
(注2) 括弧内は、各年度の排出量を100としたときの割合である。

○ その他の目標

- ・ 家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査実施市町村数を43市町村(H25年度)から200市町村(H30年度)に増大
- ・ 家電リサイクル法対象4品目について、小売業者が引取義務を負わないものの回収体制構築市町村割合を59%(H25年度)から100%(H30年度)に増大
- ・ 使用済小型電子機器等の再生のための回収を行う市町村割合を43%(H25年度)から80%(H30年度)に増大

5 第4次広島県廃棄物処理計画の策定の経緯

(1) 広島県環境審議会における審議状況等

開催日	審議内容
平成27年5月26日（火）	○ 知事が環境審議会会長に諮問
平成27年5月27日（水）	○ 環境審議会から生活環境部会へ付議
第1回 生活環境部会 平成27年6月5日（金）	○ 第4次広島県廃棄物処理計画の策定について ○ 第3次広島県廃棄物処理計画の概要について ○ 第3次広島県廃棄物処理計画等に係る施策の取組状況・検証等について ○ 広島県の廃棄物処理の諸課題について ○ 課題解決に向けた施策の方向性（たたき台）
第2回 生活環境部会 平成27年6月30日（月）	○ 第4次広島県廃棄物処理計画の骨子案について ○ 第4次広島県廃棄物処理計画の骨子案 ○ 前回部会での委員からの意見について ○ 第4次広島県廃棄物処理計画の目標の設定に係る将来予測について（一般廃棄物） ○ 第4次広島県廃棄物処理計画に係る将来予測について（産業廃棄物）
第3回 生活環境部会 平成27年10月30日（火）	○ 第4次広島県廃棄物処理計画の策定に係る前回部会での委員からの意見について ○ 第4次広島県廃棄物処理計画の構成案について ○ 第4次広島県廃棄物処理計画の主な施策等（素案） ○ 第4次広島県廃棄物処理計画の法定目標（一般廃棄物）（素案） ○ 第4次広島県廃棄物処理計画の法定目標（産業廃棄物）（素案）
第4回 生活環境部会 平成27年12月2日（水）	○ 第4次広島県廃棄物処理計画の策定に係る前回部会での委員からの意見について ○ 第4次広島県廃棄物処理計画（素案）の概要について ○ 第4次広島県廃棄物処理計画（素案） ○ 廃棄物処理法に基づく基本方針改正案の概要
平成28年1月22日～ 2月12日	○ 計画素案に対する市町への意見聴取 （廃棄物処理法第5条の5第3項に基づく意見聴取）
平成28年1月19日～ 2月22日	○ 計画素案に対する県民意見募集（パブリックコメント）
平成28年3月2日～ 3月9日	○ 計画案に対する市町への意見聴取 （廃棄物処理法第5条の5第3項に基づく意見聴取）
第5回 生活環境部会 平成28年3月11日（金）	○ 第4次広島県廃棄物処理計画案に係る策定経緯について ○ 第4次広島県廃棄物処理計画の策定に係る前回部会での委員からの意見について ○ 第4次広島県廃棄物処理計画素案に係る議会等の意見について ○ 第4次広島県廃棄物処理計画（案）
平成28年3月22日（火）	○ 環境審議会から知事へ答申

(2) 広島県環境審議会委員一覧（★印は生活環境部会委員）

成28年3月末現在)

区 分	氏 名	職 業 等
委 員	石 橋 昇	広島国際学院大学工学部教授
会 長	今 岡 務	広島工業大学環境学部教授
委 員	★ 入 山 欣 郎	広島県市長会・大竹市長
〃	於 保 幸 正	広島大学名誉教授
〃	★ 片 岡 勝 子	広島県女性医師の会会長
〃	★ 川 本 信 枝	広島県生活協同組合連合会コープアドバイザー
〃	京 才 昭	一般社団法人広島県山岳連盟会長
〃	窪 田 泰 久	広島県議会議員
〃	栗 原 俊 二	広島県議会議員
〃	下 森 宏 昭	広島県議会議員
〃	★ 杉 原 数 美	広島国際大学薬学部教授
〃	★ 田 尾 和 也	中国地方整備局企画部環境調整官
〃	高 木 昭 夫	広島県議会議員
〃	高 杉 清 志	一般社団法人広島県猟友会理事
〃	★ 谷 村 武 士	広島県商工会議所連合会幹事長
〃	富 田 幸 一	広島森林管理署長
〃	内 藤 佳奈子	県立広島大学生命環境学部准教授
〃	中 川 潤 子	公益社団法人広島県薬剤師会常務理事
会長代理	★ 西 嶋 渉	広島大学環境安全センター教授
委 員	★ 西 村 和 之	県立広島大学生命環境学部教授
〃	西 本 光 徳	中国経済産業局資源エネルギー環境部長
〃	★ 橋 本 敬 治	日本労働組合総連合会広島県連合会副事務局長
〃	林 武 広	広島大学大学院教育学研究科教授
〃	★ 原 公 子	公益社団法人広島消費者協会理事
〃	福 知 基 弘	広島県議会議員
会長代理	福 本 幸 夫	広島市安佐動物公園元園長
委 員	松 本 治 美	J A広島県女性組織協議会会長
〃	三 好 久美子	中国・地域づくり交流会会員
〃	★ 矢 野 泉	広島修道大学商学部教授
〃	★ 山 本 勇 二	広島県漁業協同組合連合会代表理事会長
〃	★ 吉 田 隆 行	広島県町村会・坂町長
〃	★ 吉 平 真 隆	ひろしま地球環境フォーラム会計監事

(敬称略)

平成27年5月26日

広島県環境審議会会長様

広島県知事
〒730-8511広島市中区基町10-52
循環型社会課

第4次広島県廃棄物処理計画の策定について（諮問）

このことについて、貴審議会の意見を求めます。

付議文書

平成27年5月27日

広島県環境審議会
生活環境部会長様

広島県環境審議会会長

広島県環境審議会への諮問事項の付議について（依頼）

このことについて、別紙のとおり広島県知事から当審議会に諮問がありました。
ついては、広島県環境審議会運営要綱第3条の規定により、貴部会に次の案件について付議します。

案 件

第4次広島県廃棄物処理計画について

平成28年3月22日

広島県知事 様

広島県環境審議会
会長 今 岡 務

第4次広島県廃棄物処理計画の策定について（答申）

本審議会は、平成27年5月26日付けで、県から諮問を受けた「第4次広島県廃棄物処理計画」について、生活環境部会に付議し、5回にわたる審議において、現行計画における具体的施策の実施状況の検証等を行い、現行計画策定後の社会環境の変化に沿った新たな課題などを考慮しながら、審議を進めてまいりました。

この過程においては、新たな計画に必要な観点・施策として、年々変化している廃棄物を取り巻く環境に対応し、循環型社会を実現していくためには、3Rの中でも排出抑制及び再使用に優先して取組むこと、低炭素社会との一体的実現を目指す視点から再使用・再生利用が困難な廃棄物についてはエネルギー利用を促進すること、などを議論してきたところです。

本計画案には、これまで審議した内容が取り入れられており、今後の広島県の廃棄物に関する施策の総合的かつ計画的な推進のためにふさわしい計画となっているものと考えます。

よって、本計画案には、審議会が考える「第4次広島県廃棄物処理計画」に盛り込むべき事項が反映されていると認め、ここに答申します。

県においては、環境への負荷の少ない持続可能な社会の仕組みの構築を目指し、県庁を挙げて、また、市町・関係機関・団体等と連携し、本計画に掲げる施策を着実に実施していかれますことを期待します。

6 用語集

あ行

■ R D F (Refuse Derived Fuel : ごみ固形燃料)

ごみに含まれる厨芥・紙などを乾燥・粉碎して石灰などを混ぜ、クレヨン状に成形加工した固形燃料のこと。

■ I S O 14001

国際標準化機構 (International Organization for Standardization) が発行した、環境マネジメントシステムの国際規格のこと。「国際標準化機構」とは、スイスに本部を置く国際的な非政府間機構で、全世界の標準となる工業規格や、品質管理規格 (I S O 9000シリーズ) などを発行している。

■ アスベスト

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で石綿 (「せきめん」又は「いしわた」) と呼ばれている。石綿自体が直ちに問題なのではなく、人が吸い込むことにより肺線維症 (じん肺)、悪性中皮腫の原因になるといわれ、肺がんを起こす可能性がある。建築物に吹き付けられたもの及びアスベストを含む保湿材の除去作業によって発生した飛散するおそれのある飛散性アスベスト (廃石綿) とアスベストがセメント、けい酸カルシウムと一体的に成形され建築資材として含有されている非飛散性アスベスト (石綿含有廃棄物) がある。

■ 一般廃棄物会計基準

一般廃棄物の処理に関する事業に係るコスト分析方法について、コスト分析の対象となる費目の定義や共通経費等の配賦方法、減価償却方法など標準的な分析方法を示したもの。

■ 一般廃棄物処理有料化の手引き

市町が一般廃棄物処理の有料化の導入又は見直しを実施する際の手引きとして、有料化の仕組み作りや円滑な導入のための手法などを示したもの。

■ 海ごみ

海底ごみ (海底に沈んでいるもの)、漂流ごみ (海中を浮遊しているもの)、漂着ごみ (海岸に打ち上げられたもの) の総称。

■ エコアクション21

中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、平成16年4月に環境省が制度化した環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した環境配慮のツール。

■ 汚泥

工場排水や下水などの処理後に残る又は各種製造業の製造工程において生じる泥状の廃棄物のこと。

か行

■ 海岸漂着物処理推進法

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律 (平成21年法律第82号) のこと。

■ 拡大生産者責任

生産者が生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なりサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方。具体的には、廃棄物等の循環資源の循環的利用及び適正処分に資するよう、①製品の設計を工夫すること、②一定の製品について、それが廃棄された後、生産者が引取りやりサイクルを実施することなどが挙げられる。

■ 環境保全アドバイザー

地域で行われる環境学習や環境保全活動について、助言・指導を行う人材。県が実施又は認定する養成講座を修了した者や地球温暖化防止活動推進員のうち、登録を希望する者をアドバイザーとして

登録し、地域での活用を促している。（※県の独自制度で平成6年度から実施）

■ 環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら認定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業場内の体制・手続き等を「環境マネジメントシステム」という。

■ 感染性廃棄物

感染性病原体を含むか、そのおそれのある廃棄物のこと。医療機関や研究機関から排出されることが多く廃棄物処理法上では、特別管理廃棄物とされている。

■ 技術的支援

一般廃棄物の分別収集区分、処理方法、再生利用及び適正処理促進のための施設整備並びに広域化による施設の効率的配置等に対して、市町間の調整を行うほか、市町に対する助言や先進的取組に関する情報提供等を行うこと。

■ 広域認定制度

製品が廃棄物となったもので、当該廃棄物の処理を当該製品の製造、加工、販売等の事業を行う者（製造事業者等）が広域的に行うことにより、当該廃棄物の減量、適正処理が確保されることを目的として、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理業の許可を不要とする特例制度のこと。

■ 公共下水道

主として市街地における下水を集中排除し又は処理するために、地方公共団体が管理する下水道で、処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものがある。

■ 鉍さい

鉍石から金属を精錬する際などに、溶融した金属上に浮かび上がる副産物等をいう。具体的には、高炉、平炉、転炉、電気炉からの残さ（スラグ）、キューボラ溶鉍炉のノロ、鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂などがある。

■ ごみの再生利用量

市町が収集したごみのうち、直接資源化されるもの（紙類、金属類、ガラス類、プラスチック類等）と、中間処理後に再生利用されるもの（RDF、焼却灰（セメント原料）、溶融スラグ等）の合計量

さ行

■ 再生骨材・再生路盤材

がれき類や鉍さいなどから再生される粗骨材（砂利）、細骨材（砂）、道路舗装用材のこと。

■ 雑紙

家庭から排出される古紙のうち、新聞（折込チラシを含む）、雑誌、段ボール、飲料用パックのいずれの区分にも入らないもの。具体的には、家庭で不要となった折込チラシ、パンフレット、コピー紙、包装紙、紙袋、紙箱などの紙全般を指す。

■ 残余容量

最終処分場に埋立処分できる容量のうち、既に埋め立てられた容量を除いた、埋立可能な容量のこと。

■ 持続可能な消費

国連が取り組んでいる最も重要な課題の1つで、1人1人が問題意識を持って行動することで、バランスを欠いてしまった現代の社会問題や環境問題を解決しようとするもの。過激な消費を抑え、世界中の全ての人たちが生活するために最低限必要なものを手に入れられるようになることを目的としている。

■ 指定袋制度

市町が、ごみの排出抑制、分別徹底などを目的として、手数料を上乗せせずに販売される一定の規格を有するごみ袋の使用を排出者に依頼するごみ収集手法の一つ。

■ 市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針

市町が廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するための取組を円滑に実施できるよう、一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の考え方等を示したもの。

■ 集団回収

家庭から出る新聞・雑誌・段ボールアルミ缶などの資源ごみを子ども会・自治会・児童会・保護者会などの地域住民団体がその地域内の資源を回収し、資源回収業者に引き渡す方法。市町では、補助金などを交付している場合を除き実態把握されていない。

■ 循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念で「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」のこと。

■ 浄化槽

水洗トイレ汚水（し尿）などを微生物の働きにより浄化処理する装置のこと。

■ 水洗化人口

公共下水道に接続してし尿等を処理している公共下水道人口と浄化槽等（合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、農業集落排水処理施設等）を利用してし尿等を処理している浄化槽人口を合わせたもの。

■ 水洗化率

住民基本台帳人口に対して、下水道法上の下水道のほか、農業集落排水、浄化槽等により水洗便所を設置・使用している人口の割合。下水道等の整備済区域であっても下水道等に接続されていない人口は除き、生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽を設置している人口を含む。

■ 全国ごみ不法投棄監視ウィーク

5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）までの期間。美しい日本、持続可能な社会をめざして、全国市長会が平成18年度に全国の市に呼びかけ創設されたもの。

た行

■ ダイオキシン類

一般に、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）をまとめてダイオキシン類と呼んでいる。物の燃焼に伴い発生するが、概ね800℃以上の高温で安定的に燃焼することにより発生を抑制することができるかとされている。

■ 多量排出事業者

廃棄物処理法又は広島県生活環境の保全等に関する条例に基づくもので、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者であって、前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上（特別管理産業廃棄物は50トン以上）、条例は500トン以上ある事業場を設置している事業者のこと。

■ 地域コミュニティ・ビジネス

地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組のこと。

■ 低炭素社会

二酸化炭素等温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめる社会のこと。

■ 低濃度PCB廃棄物

PCB濃度が0.5mg/kgから数十mg/kg程度の絶縁油が含有する微量PCB汚染廃電気機器等及びPCB濃度が5,000mg/kg以下のPCB廃棄物等。

は行

■ ばいじん

大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設及びダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設又は焼却施設において発生し、集塵装置で捕集された粒子状の廃棄物のこと。

■ 灰溶融

焼却灰やばいじんを、融点（1,300～1,500度）以上の高温で処理し、岩石状の固化物にすること。灰溶融によって得られた固化物（灰溶融固化物）は、元の容積の1／2～1／3に減容できること、重金属の溶出のおそれがないこと、土木・建設材料としての再生利用が期待できるなどの利点がある。

■ P C B（Polychlorinated Biphenyl）

環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすく慢性毒性をもつ化学物質。油状の物質で電気機器の絶縁油などに使われた。

■ P C B廃棄物処理基金

国、都道府県からの補助金と産業界等民間からの出えん金で造成される基金で、中間貯蔵・環境安全事業株式会社のP C B廃棄物処理事業及び環境大臣が指定した処理事業者に対し、中小企業者等が保管するP C B廃棄物の処理費用の軽減及びP C B廃棄物処理の研究・研修等の促進を目的として助成を行っている。

■ 広島県污水適正処理構想

し尿の水洗化及び生活排水の処理を推進するため、平成8年3月に策定した下水道、浄化槽等の処理方法の県の最適化計画のこと。

■ 広島県地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化防止法の規定に基づき、地域における普及啓発活動等の拠点として知事が指定するので、本県では平成12年4月1日付けで（財）広島県環境保健協会を指定している。

■ 広島県地球環境対策推進会議

本県における地球環境保全問題に関する対策等を総合的に推進するために設置した環境部長をトップとする庁内組織のこと。

■ ひろしま地球環境フォーラム

地球環境保全型社会を目指し、県民・事業者・団体・行政が相互に連携・協働しながら、環境にやさしい地域づくりを進める環境保全推進組織。

■ 広島県の産業の特徴

本県の製造品出荷額は、輸送用機械、鉄鋼業、一般機械、電気機械の全体の約7割を占めており、鉄鋼と輸送用機械に特化した産業構造となっている。

■ びんごエコタウン構想

平成12年3月に備後地域22市町村を対象地域として、モデル的に循環型社会システムを形成するためのマスタープランとして策定された。同年12月に当時の通商産業省と厚生省から中国地域では初めてエコタウンプランとして承認された。

ま行

■ マニフェスト、電子マニフェスト

マニフェストとは、産業廃棄物の排出事業者が処理業者に処理を委託する際、不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に交付する産業廃棄物管理票のこと。インターネットを利用した産業廃棄物管理票を電子マニフェストといい、廃棄物の排出・処理状況を迅速かつ的確に把握することができる。

■ マニフェスト交付状況報告制度

マニフェストを交付した排出事業者は、前年度におけるマニフェストの交付等の状況に関する報告書を作成し、事業場の所在地を管轄する都道府県知事又は政令市長に提出しなければならない。

や行

■ 溶融スラグ

焼却灰やばいじん中の無機質が溶融してガラス質になったもので、道路の路盤材などに使用されている。

ら行

■ レアメタル

地球上の存在量が稀であるか、技術的・経済的な理由で抽出困難な金属のうち、工業需要が現に存在する（今後見込まれる）ため安定供給の確保が政策的に重要であるものとして、国の鉱業審査会でレアメタルと定義している31種類の非鉄金属。

Memo

[illegible]

第4次広島県廃棄物処理計画(平成28~32年度) 平成28年3月

【発行・編集】

広島県 環境県民局 循環型社会課

〒730-8511 広島市中区基町10-52

電話番号:082-513-2951(ダイヤルイン)

E-mail:kanjunkan@pref.hiroshima.lg.jp

ホームページ(ecohiroshima):<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/eco/>